

## 「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見募集の結果について

令和7年2月17日

内閣官房副長官補室

環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室

経済産業省イノベーション・環境局環境政策課 GX 推進企画室

### 1. 概要

「地球温暖化対策計画（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

- (1) 意見募集期間：令和6年12月27日（金）～令和7年1月26日（日）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

### 2. 意見募集の結果

- (1) 意見件数：3,211 件
- (2) お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

# 「地球温暖化対策計画」(案)にお寄せ頂いた 御意見の概要と御意見に対する考え方

(別紙)

※本計画(案)に対する御意見について、御意見の全体像が分かるように、同旨の御意見はまとめて整理しております。

※御意見の概要欄に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋・整理したものです。明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

計画全体について		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1.	<p>(温室効果ガス削減目標について)</p> <p><b>【政府案を支持する御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界全体で気候変動問題への取組が加速する中、直線的な経路で環境と成長の好循環を実現しながら脱炭素化に向けた取組等を積極的に推進することは、温室効果ガスを排出削減しつつ経済・社会の発展を実現させる観点からも重要であり、賛同する。</li> <li>今後の革新技術の開発や社会実装及び脱炭素製品・サービスの普及の時間軸、不確実性の大きさ、目標達成に向けた経済合理性を踏まえれば、上に凸の経路でも十分野心的だが、パリ協定の1.5°C目標との整合性やG7の一員としての我が国の貢献姿勢をしっかりと示すためには、直線経路に基づく次期削減目標案は妥当である。</li> <li>直線経路と同等で進んできた我が国の排出削減実績に加え、何よりも「公正な移行」への予見可能性が高い直線の経路を支持する。</li> <li>急速な削減目標に適う実効策が見えていない中では、技術革新の普及を支援しながら、着実に温室効果ガス削減目標を達成していくKPI・指針となる直線の経路がふさわしい。</li> <li>直線経路の目標は1.5度目標実現経路の幅に収まる水準を満たしており、適切である。これ以上急速な削減経路をとろうとした場合、エネルギー資源や再生可能エネルギーの適地に乏しいわが国はエネルギーコストがさらに上昇することが必至であり、海外と比べて過度な気候変動対策コストを負うこととなり、カーボンリーケージを引き起こす原因ともなりかねず、不適切である。</li> <li>今回示された2035年度、2040年度目標は、2030年度目標の達成が不確実な現状を鑑みて非常にチャレンジングなものと考えているが、</li> </ul>	<p>(次期削減目標について)</p> <p>「中央環境審議会地球環境部会 2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG合同会合」(以下「合同審議会」という。)において、大きく3つの削減経路に関する議論が行われ、その結果を踏まえ、昨年末、政府として直線経路とする案を決定し、パブリックコメントを行いました。</p> <p>今回頂いた御意見は、この合同審議会において議論された3つの経路をそれぞれ支持する内容であり、合同審議会における議論を超えるものではないと考えています。</p> <p>このため、次期削減目標については、頂いた多様な御意見も踏まえ、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すとした政府案のとおりとします。</p> <p>我が国は、2050年ネット・ゼロ実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進します。</p> <p>2050年ネット・ゼロを実現するために必要となる技術革新及びその社会実装、並びに、必要な資源の供給量及び価格等、様々な不確実性が非常に大きい中、その実現は容易ではありませんが、官民が予見可能性を持って、排出削減と経済成長の同時実現に向けて取組を進めるため、野心的な目標として設定し、同時に、2050年ネット・ゼロ実現に向けた全体的な進捗評価における軸として活用してまいります。</p>

GX2040 ビジョンの下、わが国が GX により成長を遂げることを前提としていることを踏まえ、国際的に十分な野心的な考えを示す 2050 年 CN に向けた直線的な目標設定は理解できる。

- ・ 2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減は、将来の不確実性を十分に踏まえた上で、2050 年 CN を目指すための中間地点として非常に野心的な目標であり、従来の部門別に積み上げた目標とは異なり、全体としての方向性を示しており、賛同する。
- ・ 直線的な経路の目標は、多くの主体にとって、脱炭素の取組を進める上で、シンプルでわかりやすいと思われ、2050 年ネット・ゼロ実現に向けた全体の進捗評価の軸・目安にしやすいと思われる。各主体のより野心的な目標設定や脱炭素の取組に制約を与えるものではなく、当該主体は適切な開示等により、社会からポジティブな評価を受けることが可能である。
- ・ 国際情勢や国際的な合意に気を払い、日本の世界における位置付けを意識しつつも、「日本に住む国民、そこにある資源を守るために行っている施策であり、実現しなくてはならない施策である」ということを念頭においた議論を進めるのが重要であり、決して世界に顔向けできることが最重要事項ではなく、直線経路で進めることが重要。
- ・ 目標値については、様々な団体が意見のひな型を示し、イベントなども行っているようであるが、結果として特定の主義・主張に誘導された意見が多数寄せられることになるのではないかと危惧する。経済団体も、自らの利益のために組織的な動きをしているものと思う。政府は、様々な意見があることは尊重しつつも、特定の主義・主張に基づく組織的な動きに惑わされず、専門的な見地から、公平な判断を行うべきと考え、政府の案を尊重したい。

#### 【政府案より厳しい削減目標を求める御意見】

- ・ 気候変動により多くの影響を受ける若者・子どもたちの未来のために地球環境をより持続可能なものとし、国際社会や若者の声に応えるため、国際目標である 1.5 度目標と整合する野心的な削減目標として、2013 年度比で、2035 年度に (65%/ 66%/ 70%/ 74%/ 75%/ 80%/

我が国としては、新たな目標が 1.5°C目標と整合的であること、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて温室効果ガス排出・吸収量は順調な減少傾向にあるものの産業部門における生産量の減少等の要因もあること、将来への不確実性などを踏まえて、排出削減と経済成長の同時実現に向けて予見可能性高く取り組むため、野心的なものであると考えています。

なお、1.5°C目標と整合的な目標である政府の考えが文言上明確になるよう、「世界全体での 1.5°C目標及び 2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路と整合的で野心的な目標」を「世界全体での 1.5°C目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標」と修正いたします。

#### (次期削減目標と 1.5°C目標の関係について)

IPCC 第 6 次評価報告書では、地球規模のモデル解析を用いた世界の気温上昇を 1.5°Cに抑える複数の削減経路について、科学的な不確実性に基づいた幅をもって必要な削減率が示されていると承知しています。我が国の新たな目標については、この削減率の幅の中に含まれており、1.5°C目標と整合的なものと認識しています。

なお、各国の削減目標が世界全体の 1.5°C目標に整合しているか否かの明確な基準や合意はないと認識しています。また、1.5°C目標を実現するために、世界全体の累積排出量を一定量以下に抑えるというカーボンバジェットの見方は承知していますが、想定されるカーボンバジェットには科学的な不確実性に基づく幅があると共に、これを各国に衡平に分配する明確な基準や合意はないと認識しています。

#### (次期削減目標と野心との関係について)

排出削減は経済成長と両立させながら進めていく必要があります。成長に伴い、製造業等の生産活動を維持しながら排出削減を進めるためには、これまで以上の排出原単位の改善が必要になります。排出原単位の改善のためには、これまで以上の省エネ、電源の脱炭素化、加えて、大幅削減に資する革新的なイノベーションの実装が必要となりますが、次期

<p>81%) の削減、2040 年度に (77%/ 80%/ 81%/ 85%/ 86%/ 88%/ 90%/ 93%/ 95%/ 100%) 削減とすることを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2013 年度比 2035 年度 60%削減目標は、欧米諸国に比べて目標が低く、「オーバーシュートしない、あるいは限られたオーバーシュートに抑える」ために IPCC AR6 で示された世界全体に必要な削減率の幅の最小値であり、中央値である 2013 年比 2035 年 66%削減から下回っており、より野心的な目標を目指すべき。</li> <li>エネルギーのあり方、温室効果ガスをどれだけ減らすかなどは暮らしに直結する問題であり、地球沸騰化によってすでに多くの影響が出ているなかで、とても危機感を持っており、最低でも 66%減が必要。</li> <li>「2035 年までに温室効果ガス 60%削減 (2013 年比)」の目標は 2050 年ゼロを目指した直線上の目標だが、ゼロに近づく程対策の難易度は上がり達成は困難になるため、直近の目標 (2030 年、2035 年) ほど、厳しくする必要がある。</li> <li>政府案は削減目標が低すぎ、今の経済やコスト優先で、未来世代に環境的な負債を先送りし、挑戦を恐れて緩やかな目標を選ぶことは、後戻りのできない環境破壊を進行させ、将来的にはさらに大きなコストを伴う結果を招く。</li> <li>現実問題としては直線経路でも十分野心的ということは理解できるが、国際社会からは消極的な目標、先進国としての責任を果たす気がない目標のように見えてしまうため、下に凸の経路を目標にすべき。</li> <li>気候災害の激甚化による異常な暑さ、豪雨災害、雪不足のスキー場、サンゴ礁の白化の背景に、化石燃料の燃焼による気候変動が密接に関わっており、熱中症は特に子ども、高齢者が影響を受けやすく、命にかかわることもあることに留意が必要であるため、1.5°C目標に整合性した野心的な目標を検討してほしい。</li> <li>2024 年ははじめて年間平均気温の上昇幅が 1.5 度を超え、作物の収穫量が不安定になるなど食糧生産システムに影響が出て、農業や漁業などの一次産業も大きく影響を受けていること、原材料の価格高騰や自然災害による生産ラインの停止など事業環境に大きなリスクが生じていること、このままのペースでは更に気温が上昇して海面上昇など手</li> </ul>	<p>NDC については、如何なる革新技術が、どの程度のスピードで社会実装され、その効果がいつ発揮されるのか等、様々な不確実性を考慮した上で設定しており、極めて野心的なものであると認識しています。</p> <p>(国際的な説明について)</p> <p>パリ協定においては、各国は NDC を策定するに際し、各国の削減能力や国情を踏まえつつ、可能な限り最も高い野心を反映することとされていますが、各国の NDC が野心的かどうかの明確な基準や合意はなく、各国が NDC の策定に際し、野心的かどうかを検討し、国内外に説明していくものであると認識しています。</p> <p>我が国の新たな目標が、世界全体の 1.5°C目標に整合的であり、我が国の削減能力や国情を踏まえつつ野心を追求したものであることについて、政府として国内外にしっかりと説明してまいります。</p> <p>(地球温暖化対策推進に当たっての基本的考え方について)</p> <p>今後、目標実現のために、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す GX 政策と協調して、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進してまいります。</p> <p>政策の推進に当たっては、公正な移行の観点からは、GX の推進に伴う産業構造転換により新たに生まれる労働需給への対応を、働きがいのある人間らしい雇用や労働生産性の向上とともに実現していくことが重要です。</p> <p>2030 年度目標を含むこれらの野心的な目標に向けて力強く成長していくため、産業界とも連携し、徹底した省エネルギーや脱炭素電源の導入・利用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルへの転換等の需要家側の取組など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めます。</p> <p>その際には、脱炭素化に伴う社会全体のコストを最小化していく視点も重要となり、特に、排出削減が進むにつれて、温室効果ガスの限界削減コストが相対的に高い対策にも取り組む必要があるため、経済合理的な対策から優先的に導入していくといった視点が不可欠となります。</p>
---	---

<p>遅れになることが出てくることから、ここ数年で急激に排出削減しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本は世界でも 5 番目の排出国であり、残された世界のカーボンバジェットへの先進国としての歴史的な責任を踏まえると直線的な経路では不十分であり、途上国との公平性の観点や気候正義の観点からも、温室効果ガスは急激に排出削減しなければならない。</li> <li>・ 現在の政府案では、IPCC において排出削減目標の公平性基準として規定された、一人当たりの温室効果ガス排出量、一人当たりの GDP、歴史的な温室効果ガス排出量、国全体 GDP あたりの排出削減費用などを無視し、世界全体のカーボンバジェットを日本に都合よく多く分配している。</li> <li>・ Climate Action Tracker、Climate Integrate、IGES、JCLP、JCI、SBTi、自然エネルギー財団などの団体や市民団体や若者団体の主張では、2030 年度や 2035 年度ではリニアな水準以上の削減が必要とされており、より野心的な目標設定を検討すべき。</li> <li>・ 日本国が環境立国として国際社会に貢献でき、国内産業や日本の社会を再興していく契機をつくれるかどうか、国家の長期的なあり方を考えると極めて重要。現実的に野心的な目標を設定することによってビジネスや研究の業界を活発にさせ、一丸となった取り組みへと成長させながら発展できるようになることから、下に凸の経路を支持する。</li> <li>・ 意欲的な目標を国が示すことで、変革を推し進める姿勢を強く押し出すことができ、それに向けた省エネや再エネを推進する施策も進められ、企業にとっては千載一遇のビジネスチャンスとなり、イノベーションを加速することができる。</li> <li>・ 再エネのコストは下がってきており、再エネ拡大は地域経済の活性化につながるため、化石燃料と原発の依存を減らしてエネルギー自給率を向上させて再エネ中心の社会をつくるためにも、66%以上の削減を求める。</li> <li>・ 2013 年度比で直線的な経路では非常に不十分であり、世界全体の公平・公正の観点から、2030 年度に (60%/ 66%/ 71%) 削減を目指すべき。</li> </ul>	<p>また、1.5°C目標の実現に向けては、一国だけでなく世界全体で取組を進めていくことが極めて重要であり、我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮するとともに、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減等につながる取組も積極的に推進していきます。</p> <p>引き続き国内での排出削減の着実な実施に加えて、アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) の取組や二国間クレジット制度 (JCM) の仕組みなども活用しながら、アジア地域を中心に世界の排出削減の取組を進め、国際社会に対しても、このような我が国の考え方を様々な機会ですっきりと説明してまいります。</p>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを意識した 2035 年度以降の削減シナリオ、並びに 2030 年度の削減目標達成を図るための具体性を持った計画となるような議論をしていただきたい。</li> <li>2035 年度の目標値に 60～66%などの幅を持たせることで、高い目標を追求する意欲を維持することが重要。</li> <li>脚注 14 に、政府案が AR6 統合報告書の「温暖化を 1.5 度 (&gt;50%) に抑える経路と整合的である」とあると記されているが、理由（根拠）を並記/削除してほしい。</li> </ul> <p><b>【政府案より緩い削減目標を求める御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>革新的技術の開発や実装に要する時間軸等を踏まえれば、2030 年から直線的に排出削減が進むことは想定できず、エネルギーコストの高騰等により国内で生産ができず、雇用に関わる重大な問題となる。</li> <li>実現性・実効性のある削減目標を立てることが重要であり、国内産業の衰退・撤退を避けるため、産業界と連携して削減目標を検討することが必要不可欠である。</li> <li>1.5 度目標は社会経済的な活動を抑制し、電力及び生産量の低下によって供給の減少を引き起こす可能性が高いため、物価高騰が進む可能性が懸念され、産業によっては国民の給与が減る可能性が高く、上に凸の経路を支持する。</li> <li>日本はすでに CO2 排出削減を十分に達成しており、かつそもそも排出量が少なく他の多量に排出する国々がある以上、日本の削減はほぼ効果がなく、さらに経済的な損失に対して得られるメリットがないため、排出削減目標の設定に反対する。</li> <li>現時点においてはこれ以上脱炭素を進める必要はないと思う。2035 年も 2040 年も現状維持とし、2050 年ネットゼロの目標は取り下げべき。</li> </ul>	
2.	<p><b>(目標値の設定方法等について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2013 年度比ではなく、IPCC に合わせた 2019 年度/京都議定書での 1990 年度を基準年として採用してほしい。</li> </ul>	<p>基準年については、パリ協定採択後に我が国の削減目標を定めた地球温暖化対策計画を策定した際に、その検討時点での最新の我が国の温室</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標値算出においても、「基準年グロス・目標年ネット」ではなく、「基準年グロス・目標年グロス」として設定してほしい。</li> <li>・ 温室効果ガスと二酸化炭素で別の目標を設定して、二酸化炭素の目標を引き上げてほしい。</li> <li>・ 日本の削減目標が「グロスネット方式」によるものであることをどこかに記載しておくべき。</li> </ul>	<p>効果ガスインベントリ報告値である 2013 年度を基準年としたところですが。計画の継続性の観点から、今回の計画改定においても基準年については変更しないこととします。</p> <p>本計画（案）は、温室効果ガスの排出削減対策のみならず吸収源対策も含めた計画となっており、目標値も吸収源対策を含めて設定しています。このため、目標年についても、それらの吸収源対策の効果も含めて設定するため、「ネット」で設定しています。</p> <p>第 2 章第 3 節において、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標を設定しています。我が国としては、二酸化炭素を含む本目標が、1.5°C 目標と整合的であり、かつ、これまでの国内の排出量減少の要因や将来への不確実性などを踏まえて、十分に野心的なものとして定めています。</p> <p>我が国の削減目標が「グロスネット方式」であることが明確になるよう、第 2 章第 2 節の図 1 を差し替える修正をいたします。</p>
<p>3. (プロセスについて) 【幅広い主体の参加に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会での議論や意思決定に、子どもを含めた若い世代、女性を含むなど、世代やジェンダーの隔たりをなくし、多様な立場・専門性の専門家、企業、環境団体、地域及び市民が参加できるようにすることを求める。</li> <li>・ 会議毎のアウトプットを作成し、会議の議題や内容の共有をすべき。</li> <li>・ 民主的で透明性のあるプロセスによる国民的議論を行うべき。</li> <li>・ 温暖化の影響を受けやすい、一次産業（農業や漁業など）の従事者の意見も聞いて欲しい。</li> <li>・ 合同会合は、若い世代や NGO なども参加し、多様な立場の意見を聞取する機会が設けられていて良かった。</li> <li>・ 市民の参加の機会が少ないので、計画案の初期段階から国民に広く意</li> </ul>		<p>本計画（案）では、第 1 章第 2 節において、「環境・経済・社会の統合的向上という方向性を国民、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体で共有し、地球温暖化対策を各種政策と統合して相乗効果（シナジー）を発揮させつつ実行していくことが非常に重要」としているとおおり、本計画（案）の実行に際して、様々な機会を通じた国民への周知・広報等に取り組んでまいります。</p> <p>また、第 1 章第 2 節において、「国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）、政府（国、地方公共団体等）、市場（事業者等）の全ての主体が参加・連携して、将来世代への配慮（世代間衡平性の確保）も考慮に入れつつ、持続可能な社会を実現する方向で相互作用、すなわち共進化を図りつつ取り組むことが必要である。」と明記しております。国とし</p>

<p>見を求め、国民が意思決定に参加できる仕組みにするべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民、市民が脱炭素活動に主体的に参加する仕組みとして「気候市民会議」を制度化・予算化し、市民の熟議による提言を行政が施策に反映することを、本計画に記述してほしい。</li> <li>全国において、地域で意見交換会や公聴会などを開催し、理解促進と世論喚起をするべき。</li> </ul>	<p>ても、引き続き多様な意見を伺いつつ、施策を推進してまいります。</p>
<p><b>【本計画案について更なる議論を求める御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画案を提示し、国民の合意形成努力を行わず、短期間で議論するプロセスは、民主主義国家として問題であり、検討を続けるべき。</li> <li>本計画の排出経路及び削減方策の構築及び評価は、一研究機関のモデルのみに準拠してなされているが、気候政策としての論議には他機関提出の諸モデルとの比較分析を、モデルが想定している構造や、試算における前提条件の議論とともに十分な時間をかけて行い、熟議の上最終提案とするべき。</li> <li>パブリックコメントの結果を踏まえて、閣議決定の前に改めて合同会合を開催し、削減目標を含む本計画の内容を議論する機会を設けることを求める。</li> <li>国会で十分な議論をしてから閣議決定すべき。</li> </ul>	<p>合同審議会においては、専門分野・年齢層・性別等のバランスにも留意しつつ、産業界や労働界からの代表者やエネルギー分野や金融、環境問題等に精通する有識者や専門家等にも委員として参画いただき、全ての審議を公開しました。また、合同審議会においては、前回会合での主な御意見をまとめてお示ししつつ、経済団体、若者団体、自治体、国際団体を含めた様々な主体からのヒアリングを行い、検討を進めました。特に、新たな目標及び削減経路に関しては、昨年12月の3回の合同審議会において、合計約10時間にわたり集中的に御議論いただき、委員同士での双方向でのやりとりを含め、様々な角度から議論を尽くしていただきました。</p> <p>このように、可能な限り丁寧な議論を行いながらプロセスを進めてきたと認識しております。</p> <p>11月25日の第6回合同審議会においては、新たな目標の検討のためのヒアリングとして、国立研究開発法人国立環境研究所及び公益財団法人地球環境産業技術研究機構から、経路による限界削減費用や投資額などの違いについてシナリオ分析を行った結果を発表いただきました。12月20日の第8回合同審議会、12月24日の第9回合同審議会では、その他の団体のシナリオ分析結果も資料として議論に供しています。合同審議会ではそれらのシナリオ分析結果からの示唆を参考として、新たな目標及び削減経路について集中的に御議論をいただきました。このため、新たな目標については、特定の研究機関のモデルに基づいて設定したものではありません。</p> <p>パブリックコメントでは、新たな目標及び削減経路について、政府案</p>

		<p>としてお示しした直線的な経路を支持する意見があった一方で、先進国としてより野心的な目標を設定すべきといった御意見や、経済に与える負の影響を踏まえて削減目標を低く設定すべきといった御意見も寄せられました。一般的に、パブリックコメントに寄せられた御意見を考慮する際には、提出された意見の多寡ではなく、提出された意見の内容に着目することとなりますが、今回頂いた御意見については、昨年開催した合同審議会での議論の内容との関係において、改めて合同審議会に諮るべき新たな論点はありませんでした。このため、パブリックコメントの結果も踏まえ、合同審議会を再度開催することはしないこととしました。</p> <p>地球温暖化対策推進法において、地球温暖化対策計画は政府が定めるものとされておりますが、国会においても、新たな目標を含む本計画(案)の内容について御質問・御議論をいただいております。</p>
	<p><b>【省庁横断の検討体制に関する御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会は全世界の産業構造のみならず社会構造に変革をもたらすため、地球温暖化対策計画は全省庁と各界の有識者が参画する検討部署を内閣府に新設し、推進すべき。財源、外圧、公正な移行に対応するには、環境省・経産省だけではなく、財務省、外務省、厚生労働省等を加えた省庁横断の編成にするべき。</li> </ul>	<p>本計画(案)における、温室効果ガス別その他の区分毎の目標の達成状況、関連指標、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等の点検については、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、内閣に設置され、内閣総理大臣を本部長、全ての国务大臣が構成員とされている地球温暖化対策推進本部にて実施されています。</p>

はじめに		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
4.	<p><b>(はじめに・総論について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響について、「全ての生き物にとって避けることができない」としているが、実際の生き物への影響の記載がない。例えば夏場の海水温の上昇のため夏眠ができず、大阪湾等のイカナゴがすでに絶滅状態であることなど、生物影響を具体的に記載すべきである。</li> </ul>	<p>気候変動の影響については様々なものがありますが、気候変動との関連が必ずしも明らかではない事象も含む個別の事例を網羅的に記載することは困難と考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P1 11 行目：1.1°Cを参照するのであれば、2011-2020 年の平均であることを明記すべき。</li> </ul>	<p>御指摘の事項は、「はじめに」中「(IPCC 報告からの知見)」の項において記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動の推移については、本計画の閣議決定前の最新の情報を踏まえるべきであり、WMO が 2025 年 1 月 10 日に「2024 年は観測史上で最も暑い年となり、単年では世界の平均気温が産業革命前との比較で 1.55°Cを超えた。」と報告している。なお、単年で平均気温が 1.5°C 超となってもパリ協定の目標達成が不可能となった訳ではないが、迅速かつ大幅な温室効果ガスの排出削減が行われなければ目標達成が難しいという点にも言及する必要がある。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、御指摘の記載について、次のように修正いたします。 「また、2024 年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約 1.55°C上昇と、単年ではあるが初めて 1.5°Cを超えたことが報告された<sup>1</sup>。 1 世界気象機関 (<a href="https://wmo.int/news/media-centre/wmo-confirms-2024-warmest-year-record-about-155degc-above-pre-industrial-level">https://wmo.int/news/media-centre/wmo-confirms-2024-warmest-year-record-about-155degc-above-pre-industrial-level</a>)」</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P1 16～17 行目：気温上昇はすでに人々の健康に深刻な影響を与えており、次世代への影響はさらに大きくなると予測される。この問題を「自分ごと」として認識するためにも、健康への影響に目を向けることが重要であるため、「大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、熱中症等気候変動関連死による死亡数の増加などの健康への負の影響、高温による農作物の生育障害や品質低下など、」とすべき。</li> </ul>	<p>気候変動の影響については様々なものがあり、個別の事例を網羅的に記載することは困難であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P1 22～24 行目：「生物多様性国家戦略」では「気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つ」と記載されており、「…気候変動は、生物多様性の過失をもたらす主要な要因の一つであり、既に自然と人々に対し広範な悪影響を…」と記載内容を変更頂きたい。</li> </ul>	<p>御指摘の箇所は、IPCC 第 6 次評価報告書統合報告政策決定者向け要約から抜粋・引用しているものあり、文脈にもそぐわないため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候危機の深刻さを認識し、2030 年までが「決定的に重要な 10 年」であること、また日本が気候変動問題の加害国であることを明記すべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）「はじめに」中「(IPCC 報告からの知見)」の項で、気候変動に係る科学的知見について、それに続く箇所で、パリ協定の発効と実施指針に関する交渉の経緯や、COP28 における「グローバル・ストックテイク（GST）」の内容について、客観的に記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第 7 次エネルギー基本計画案」や「GX2040 ビジョン案」に比べて、気候危機に対する認識を記述していることは評価できる。</li> </ul>	<p>気候変動を取り巻く動向等について、科学的知見等に基づき、客観的な記載を行っており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P1 18-22 行目：降水量の増加で止めては「変革を押し進める覚悟を示すメッセージ」として弱く、「実際に降水量の増加は令和 6 年 9 月石川県で起こった豪雨等の災害をもたらしている。この災害では、中学生を含む多くの人々の命が奪われ、我々の共通の痛みとして長く心にとどめて、それぞれの立場で求められている責務を果たし、この地球温暖化対策計画が実りある成果をもたらすことが求められている。」ぐらいのメッセージ性が必要である。</li> <li>・ P1 20-28 行目：「また、個々の異常気象に対して、…イベント・アトリビューションの研究も進んでおり、…」 「人為的な地球温暖化によって、…引き起こされているとの指摘もある」「さらに、気候変動は…地球温暖化の水準が高くなるにつれて増加するとされている」「…気候変動の影響に…人権的配慮の視点が重要との意見もあった」これらの記述には切迫する温暖化の進行に対する危機感が感じられない。</li> <li>・ P1 24～28 行目：「気候変動の影響に脆弱な人々への、地域・性別・世代を超えた気候正義に基づく人権的配慮の視点が重要」は普遍的な認識として扱われるべきで、若者の意見として引用する形の記載には違和感がある。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P2 25 行目：気候変動をはじめとする環境問題への対応は経営上の課題であり、それへの対応が国際競争力を左右する時代に突入しているとの認識が広がっているため、「気候変動をはじめとする環境問題への対応は経営上の課題であり、国内外の投資家も長期投資の判断要因として企業が脱炭素競争に勝ち残るかを注視しており、それへの対応が国際競争力を左右する時代に突入しているとの認識が広がっている。」に修正を求める。</li> </ul>	<p>御指摘の「気候変動をはじめとする環境問題への対応は経営上の課題」の直前に、「ESG 投資や気候関連財務情報開示等の取組が拡大・浸透」について記載しており、原案でも御指摘の趣旨は盛り込んでいると考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 7 次エネルギー基本計画案で示された新たな考え方を地球温暖化対策計画にも取り入れている点に賛同。今回の地球温暖化対策計画案は、第 7 次エネルギー基本計画案、GX2040 ビジョン案と統合的に推進する成長戦略であり、個々の施策の実施にあたっては、国民や事業者の予見性を確保し、将来の不確実性にも柔軟に対応できるようにして頂</li> </ul>	<p>気候変動対策として緩和策と適応策は車の両輪であり、政府においては、地球温暖化対策推進法及び本計画（案）並びに気候変動適応法及び同法に基づく「気候変動適応計画」を基盤に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す GX 政策と協調して、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて気候変動対策を着実に推進してまいります。</p>

	<p>きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会の実現に向けて、国民と企業が一体となれる政策をお願いしたい。</li> <li>P3 5～7 行目：「従来の発想を転換」とあるが、「経済成長を掲げながらの排出制限」から「排出削減と経済成長の同時実現を目指す」に転換するのではもう間に合わないという認識が欲しい。つまり「経済成長を犠牲にしてまで排出制限を」という姿勢でないと対処できないのではないだろうか。</li> </ul> <p>P3 14 行目：「気候変動対策として緩和策と適応策は車の両輪」であることを具体的に説明し、特にこれらのコベネフィットとトレードオフについて考慮した上で対策を進めることを明記していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P3 14 行目：緩和策と適応策の相乗効果（コベネフィット）を十分に考慮することが重要であることから、「気候変動対策として緩和策と適応策は車の両輪であり、緩和行動と適応行動には健康上のコベネフィットなど多くの相乗効果が存在し」とすべき。</li> </ul>	<p>政府としては、従来の発想を転換し、GX の推進等により、産業構造や社会経済の変革をもたらし、排出削減と経済成長の同時実現を目指して地球温暖化対策を進めていくことが重要と考えており、その実現のため、国として、高い目標及びその実現に向けた経路を掲げ、予見可能性を確保することで、民間企業の挑戦や国民のライフスタイル転換を後押しし、その取組を軌道に乗せるための環境整備を進めてまいります。</p> <p>なお、GX2040 ビジョン（案）との関係性の明確化のため、「はじめに」中に、GX2040 ビジョン（案）の位置づけに係る以下の記載を追記いたします。</p> <p>「今般、将来の見通しに対する不確実性が高まるとともに、エネルギー、GX 産業立地、GX 産業構造、GX 市場創造を総合的に検討し、より長期的視点に立ち GX 推進戦略を改訂した「GX2040 ビジョン」を示すこととした。」</p> <p>御指摘の「気候変動対策として緩和策と適応策は車の両輪」については、気候変動対策において緩和策と適応策を同時並行で、整合的に進めていく必要がある趣旨を示す記載ですが、原案でも御指摘の趣旨は盛り込んでいると考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、気候変動適応策について、詳細は「気候変動適応計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定、令和 5 年 5 月 30 日一部変更）に位置付けています。</p>
5.	<p><b>（科学的知見について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P 4 5～7 行目：「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく」とあるが、これはあくまでも IPCC の主張であり、気候変動の要因については他の主張もあることや何故この主張が採用されているのかという点にも触れるべきではないか。</li> </ul>	<p>御指摘の点については、「はじめに」中「(IPCC 報告からの知見)」の項において、「気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用するため、世界気象機関 (WMO) 及び国際連合環境計画 (UNEP) により気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が 1988 年に設立されている。」と記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P4 15～17 行目：『「政策決定者向け要約」文科省、経産省、気象庁、環境省による和訳【2024年11月更新】』では、「検討されたシナリオ及びモデル化された経路において、地球温暖化が1.5°Cの水準に達する時期の最良推定値は短期のうちに起こる」と表現されているところ、この「短期のうちに」を「2040年までに」と表現するのは、誤解を与え、適切でないため、「継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路の多くにおいて2030年代前半までに1.5°Cに到達する。」といった表現に修正すべき。</li> </ul>	<p>IPCC 第6次評価報告書統合報告の政策決定者向け要約において、「本報告書では、短期は2040年までの期間と定義される。」と示されているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原文の趣旨が正確に伝わり、かつ誰にでも理解できるように、例えば「この10年(原文: this decade)」が2020年代を指すものであることを補記するなど表現を工夫すべき。</li> </ul>	<p>IPCC 第6次評価報告書統合報告書の政策決定者向け要約において、「this decade」について具体的な年代が示されていないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オーバーシュートに関するAR6の指摘を踏まえ、できる限りオーバーシュートさせないことを前提に、SPM B.7をAR6の要旨の一項目として、「温暖化が1.5°Cなどの特定の水準を超えたとしても、世界全体で正味負のCO<sub>2</sub>排出量を実現し持続させることによって、温暖化を徐々に再び低減させうるだろう。この場合、オーバーシュートしない経路に比べて、二酸化炭素除去(CDR)の追加的な導入を必要とし、実現可能性や持続可能性に関する懸念を拡大させるだろう。オーバーシュートは悪影響を伴い、その一部は不可逆的であり、人間と自然のシステムにとって追加的なリスクをもたらす。このような影響及びリスクは全てオーバーシュートの規模と期間とともに拡大する(確信度が高い)。」と追記してはどうか。</li> <li>・ P5 8 行目：健康への影響に関する以下の項目を追記すべき。「気候変動に起因する経済的損害は、気候変動に晒された部門において検出されており、農業、林業、漁業、エネルギー産業、観光業に対する地域的な影響を伴い、屋外労働者の生産性などに現れている。熱帯低気圧を含む一部の極端な気象は、短期的に経済成長を低下させている。一</li> </ul>	<p>当該箇所はIPCC 第6次評価報告書統合報告書の政策決定者向け要約から主要な部分を引用しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>部の居住地のパターンやインフラの立地といった非気候要因によって、より多くの資産が極端な気候ハザードに曝され、損失の程度が増大している。農業生産性の変化、人間の健康や食料安全保障、住宅やインフラの破壊、財産と収入の損失が個人の生計に影響し、ジェンダー衡平性や社会的衡平性にも悪影響を及ぼしている。」</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P5 8 行目：「気候変動は人間の幸福と惑星の健康に対する脅威である。」を「気候変動は人間の幸福とプラネタリーヘルスに対する脅威である。」に修正してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、「プラネタリー・ヘルス」と修正いたします。</p>
<p>6.</p>	<p><b>(国際交渉の経緯について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G7 広島サミットの首脳コミュニケには新規の石炭火力発電所の建設終了に向けた取組の実施の記載があるため、この内容は本計画にも明確に記載すべきであり、合わせて現在稼働中の石炭火力発電についても、「非効率な石炭火力のフェードアウトを促進する」とあるが、フェードアウトの時期や対象となる「非効率」の定義を明確化するべきではないか。</li> <li>・ G7 広島サミットの首脳コミュニケについて、多様な道筋や石炭火力発電のフェーズアウトの加速は、「1.5°C目標を射程に入れ続ける」ことが前提であることがわかる表現に修正すべき。多様な道筋について、各国の事情に応じた多様な経路があり得るものの、2050年ネット・ゼロを目指し、気温上昇を1.5°C以内に抑えることを射程に入れ続ける</li> </ul>	<p>新規の石炭火力のプロジェクトに関しては、民間の金融機関もファイナンスを行わない旨発表しているなど、国内石炭火力の新設を取り巻く環境が変化していることや、LNG火力の新設・リプレースを促進していることなどを踏まえ、本計画（案）では明記しておりませんが、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の建設を進めないことには変わりはありません。</p> <p>また、本計画（案）において、「非効率石炭火力」の定義についてはお示ししていませんが、例えば、省エネ法のベンチマーク制度では、石炭火力の発電効率目標を、最新鋭の USC（超々臨界）の水準に設定する規制措置を導入しています。頂いた御意見も踏まえつつ、エネルギー基本計画（案）に記載しているとおり、電力需要の増加の見通しや、脱炭素電源をはじめとした供給力の状況も見ながら、非効率な石炭火力のフェードアウトをより一層促進するため、制度的な措置の強化を検討してまいります。</p> <p>エネルギーを巡る状況は各国千差万別であり、道筋は多様であることを認めながら、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すことが重要です。G7 広島首脳コミュニケでは、「我々は、2035年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成及び気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対策が講じ</p>

	<p>という本来の目的と整合している必要がある。</p>	<p>られていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うというコミットメントを再確認し、他の国に対して我々に加わるよう要請する。」こととしております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P71～3 行目：「原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であったことを踏まえ、原子力発電による温室効果ガス排出量の削減効果を含めずに設定した「現時点での目標」について、原発は冷却水として海水を用い、用いた温排水を海に放出し、海水温上昇を引き起こしている。海水温上昇に伴い、溶存していた二酸化炭素が大気中に放出されるため、原発に温室効果ガス排出量の削減効果は無い。</li> </ul>	<p>温排水の排熱が二酸化炭素を発生し地球温暖化に影響するという指摘がありますが、学会等で議論が進む中でもそれらは問題視されていない状況にあります。また、温排水が直接的に地球を温暖化するという指摘については、原子力発電などによる人為的に発生させる熱量は太陽からの熱量に比べ無視できるほど小さく、地球温暖化は、太陽からの入熱量と大気圏外への放散熱量のバランスを崩す、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への過剰蓄積の問題と理解されています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本もパリ協定を離脱してほしい。</li> </ul>	<p>気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要であることには変わりはありません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策計画（案）が公表された後に、米国のトランプ大統領が就任しパリ協定の離脱を表明した。今後閣議決定するにあたってこれだけの大きな話を無視するわけにもいかないので「米国の離脱表明はあってもパリ協定の路線を進めることは重要」だとか「米国の復帰も促しすべての国が参加する協定にしていきたい」といった旨は文中に記載があった方が良く思う。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、第1章第1節2.（世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた貢献）の第二段落について、「2023年11月から12月にかけて開催されたCOP28において実施された、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価する第1回グローバル・ストックテイク（GST）の中で、現状各国が掲げる削減目標を積み上げても1.5°C目標は達成できないことが明らかとなり、対策強化の重要性が強調された。2025年1月に米国はパリ協定からの脱退を表明したが、我が国としては2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めるとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にある我が国の温室効果ガス排出・吸収量の実績を世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5°C目標の実現に向けた世界全体の気候変動対策の野心を向上する議論に積極的に貢献していく。」と修正いたします。</p>
7.	<p>（経済・社会動向総論について）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P10 11～13 行目：再エネ拡大の速度の限界による LNG 等の短期的な供給確保の動きはあるものの、再エネが最も安価でエネルギー自給率向上に資する電源となっており、経済性・エネルギー安全保障とエネルギーの脱炭素化は対立するものではないため、「脱炭素に関しては、欧米各国を中心に、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた野心的な目標を堅持し、短期的なエネルギー安定供給の確保を進めつつ、長期的には脱炭素電源等の確保による安価・安定的なエネルギーの確保を目指している。」と修正すべき。</li> </ul>	<p>御指摘の点については、欧米各国を中心に、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた野心的な目標を堅持しながら、エネルギーの量・価格両面での不安定化を受け、多様かつ現実的な取組を採用する傾向が見られると認識しております。特に、主要国では、気候変動対策を産業政策と連動させながら、国内産業競争力を強化するための取組を強化するなど、気候変動対策としてのエネルギー構造転換を産業政策と一体化させながら取り組んでいく傾向が顕著となっています。こうした状況認識は、エネルギー基本計画（案）にも明記しているところです。</p> <p>こうした中で、政府としては、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度な依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくことが重要と考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P10 2～7 行目：「こうしたエネルギー政策における、脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、脱炭素化の効果の最大化、取り組みを実行しなかった場合の社会的コストの最小化していく視点が重要となる。脱炭素化に伴う社会全体のコストは取り組みを遅らせる理由としてはならない。」と書き直してはどうか。</li> </ul>	<p>政府では、GX の実現を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を行う方針を掲げており、国民の皆様のご理解を得るためにも、脱炭素化に伴う社会的コストの上昇をできる限り抑えていく必要があると考えております。</p> <p>こうした観点から、「脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、脱炭素化に伴う社会全体のコストを最小化していく視点が重要となります。特に、排出削減が進むにつれて、温室効果ガスの限界削減コストが相対的に高い対策にも取り組む必要があるため、経済合理的な対策から優先的に導入していくといった視点が不可欠となります。こうした考え方の下、S+3E の原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく」との方針を明記しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P10 4～6 行目：コストが最優先となると、現状の設備の低炭素化の対策になりがちであり、抜本的な経済社会の変革を阻む恐れがある。そのため、「温室効果ガスの限界削減コストが相対的に高い対策にも取り組む必要があるため、経済合理性も考慮しつつ取り組んでいく。」の記</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用</p>

<p>載に修正すべき。</p>	<p>するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。このため、限界削減費用が相対的に高い対策を一切導入しないという訳ではありません。</p> <p>一方で、政府では、GXの実現を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を行う方針を掲げており、このためには、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制していくことが重要となります。こうした観点から、「脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、脱炭素化に伴う社会全体のコストを最小化していく視点が重要となります。特に、排出削減が進むにつれて、温室効果ガスの限界削減コストが相対的に高い対策にも取り組む必要があるため、経済合理的な対策から優先的に導入していくといった視点が不可欠となります。こうした考え方の下、S+3Eの原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく」との方針を明記しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P107行目：「脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく。」という記載を「さまざまな調査・研究機関のコスト・便益に関する分析を踏まえて、脱炭素化に伴うコスト上昇を抑制することも考慮しつつ取り組んでいく。」に修正すべき。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。このため、限界削減費用が相対的に高い対策を一切導入しないという訳ではありません。</p> <p>一方で、政府では、GXの実現を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を行う方針を掲げており、このためには、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制していくことが重要となります。こうした観点から、「脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、脱炭素化に伴う社会全体のコストを最小化していく視点が重要となります。特に、排出削減が進むにつれて、温室効果ガスの限界削減コストが相対的に高い対策にも取り組む必要があるため、経済合理的な対策から優先的に導入していくといった視点が不可欠となります。こうした考え方の下、S+3Eの原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく」との方針を明記しております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストの話もさることながら、どうしたら気候変動の影響を軽減できるかの重きをおいてほしい。</li> </ul>	<p>御指摘のコストの問題は、経済成長やエネルギー安定供給に影響がある重要な点であり、脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、脱炭素化に伴う社会全体のコストを最小化していく視点が必要と考えており、政府では、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指しており、経済成長やエネルギー安定供給も、気候変動・地球温暖化対策も、ともに重要であると考えています。</p> <p>その上で、御指摘の気候変動対策については、本計画（案）において様々な箇所に明記されております。</p>
8.	<p><b>（経済・社会動向（原子力）について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再エネと原子力のどちらを主に使うかというのは、基本的に重要な議論であるのに議論をしないでごまかそうとすることは、意図的に問題の本質をゆがめるものではないか。原子力への依存度を可能な限り低減するという現行計画の方向性を維持し、再生可能エネルギーの最大限活用を優先するべき。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済成長、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。</p> <p>エネルギー基本計画（案）では、基本政策分科会などの審議会において十分な議論を経た上で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針を示しています。また、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用していく方針を示しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネや原子力などを脱炭素電源と並列で記載しているが、両者は基本的な性格を異にしており、脱炭素電源として同列に扱うことはできない。福島第一原発事故の教訓からも、原発は災害大国日本において、きわめてリスクが大きく、原子力依存から脱却することが喫緊課題である。再エネは推進すべきだが、原発を最大限活用することに反対で</li> </ul>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故について、国・事業者が「安全神話」に陥り悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、その教訓を踏まえ、このような事故を二度と起こさないよう弛まぬ努力を続けることが必要です。原子力安全に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて、高い独立性と専</p>

<p>ある。</p>	<p>門性を有する原子力規制委員会が科学的知見から判断することとされています。事故の教訓を踏まえた新規制基準に基づき、津波対策、電源多重化、耐震強化、竜巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保、フィルタベントの設置等、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも放射性物質の放出を回避・抑制するための安全対策の強化が進められています。原子力事業者を含む産業界は、規制充足に留まらず、自主的に不断に安全を追求するべく、安全マネジメント体制の改革、不断の安全向上を目指す組織文化の醸成に取り組むこと、原子力防災体制の構築・充実については、自然災害との複合災害も引き続き想定しつつ、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組むこと等、安全性を高めるための取組を進めています。エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「従来のような再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要となる」から「原子力」の削除を求める。「最大限の活用」の対象に含める状況にはないと考える。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）にも記載しているとおり、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐</p>

	<p>え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。エネルギー基本計画（案）に示させていただいたように、ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、生成A Iの登場により拡大が見込まれるデータセンター、重要な戦略物資である半導体、鉄鋼や化学などの素材産業といった将来の成長産業は、いずれも国際的に遜色ない価格で安定した品質の脱炭素エネルギー供給を必要としています。脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠であると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P10 27～29 行目：再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、「今後もいっそうの節エネ・省エネ対策の推進をはかり、あわせて、再生可能エネルギーの推進施策で脱炭素電源を確保していくことが重要である」などの表現とすべき。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済成長、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。</p> <p>エネルギー基本計画（案）では、基本政策分科会などの審議会において十分な議論を経た上で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針を示しています。また、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用していく方針を示しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極</li> </ul>	<p>すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理</p>

	<p>めて重要」とあるが、両者は今後のインフラ投資やシステム構築の方向性が全く異なり適切ではない。そのため、どちらを優先するかを明確にする必要がある。</p>	<p>的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくことが重要です。</p> <p>エネルギー基本計画（案）では、徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用していく方針を示しています。</p>
<p>9.</p>	<p><b>（経済・社会動向（電力需要）について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データセンターによる電力供給増加はないとするデータもあることから、多方面からの検討を行うべきではないか。</li> </ul>	<p>2040年に電力需要が増加するとの見通しは、多角的に外部機関の見直しを検証した上でお示ししているものであり、過大な見積もりではないと考えています。具体的には、2040年度エネルギーミックスの策定に際しては、将来の電力需要について、DXやGXの進展による電力需要増加の可能性と、光電融合のような省エネ技術の開発が進む可能性の双方を検討した上で、複数の外部のエネルギー環境分野の専門機関による分析結果を踏まえた上で、2040年度の電力需要を0.9兆～1.1兆kWh程度としています。</p> <p>電力は国民生活や経済活動の基盤であり、省エネの進展を楽観的に見積もることで電力需要の増加を過小評価し、電力供給が不足することになれば大きな損失となります。このため、政府としては、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくとの考え方の下、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用しながら、電力需要の増加に備えた対応が必要であると考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>頻出する「DXやGXの進展による電力需要増加」という記述は、DXもGXも、電力需要減少技術を含んでおり、明白な誤りであるため修正が必要。</li> </ul>	<p>総合エネルギー調査会基本政策分科会における議論では、GXの進展に伴う電化や、データセンターや半導体などの増加により、大幅な省エネ効果を見込んだとしても、将来の電力需要については増加する可能性が高いという点が共通認識になっています。</p> <p>2040年度エネルギーミックスの策定に際しては、将来の電力需要について、DXやGXの進展による電力需要増加の可能性と、光電融合のよ</p>

		<p>うな省エネ技術の開発が進む可能性の双方を検討した上で、複数の外部のエネルギー環境分野の専門機関による分析結果を踏まえた上で、2040年度の電力需要を0.9兆～1.1兆kWh程度としています。</p> <p>こうした点を踏まえて記載したものであり、明白な誤りとの御指摘は当たらないと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>頻出する「化石エネルギーへの過度な依存からの脱却」という表現は不適切。「過度な依存」という表現が形容矛盾を含んでいる。「依存」は自立が阻まれた不健全な状態だから、「過度」も何もない。不必要な「依存」そのものが不適切なのである。国際社会から弱腰と受け止められ、競争力低下のリスクともなるため、「過度な」という文言を削除すべき。</li> </ul>	<p>「化石燃料への過度な依存からの脱却」については、東日本大震災以降、化石燃料への依存度が高まったことを受け、徹底した省エネルギーに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することにより、化石燃料への依存度を減少させ、バランスの取れたエネルギー供給構造を目指していく方針を示しております。エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時実現する観点からは、まずは化石燃料に対する過度な依存から脱却することが重要だと考えており、しっかりと取り組んでいきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策のためにも、これからのエネルギー政策は、日本の「最終エネルギー消費量」を減らすことを大前提すべきである。</li> </ul>	<p>我が国では、GXを通じてエネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現する方針を掲げており、経済活動を低下させることなく、エネルギー効率の改善を進めていく必要があります。こうした観点も踏まえつつ、徹底した省エネルギーに取り組んでまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力需要の増加を前提として考えるのではなく、「原発に頼らず、世界平均気温の上昇を1.5℃に抑えることができる電力供給量」を前提にすべきであり、「DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある」という将来見通しは見直してほしい。</li> </ul>	<p>政府としては、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す方針であり、御指摘のような「原発に頼らず、世界平均気温の上昇を1.5℃に抑えることができる電力供給量」を前提にすべきとの立場には立っておりません。</p> <p>その上で、生成AIの登場により拡大が見込まれるデータセンター、重要な戦略物資である半導体、鉄鋼や化学などの素材産業といった将来の成長産業は、いずれも国際的に遜色ない価格で安定した品質の脱炭素エネルギー供給を必要としており、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況にあると考えております。</p> <p>このため、政府としては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必</p>

		<p>要不可欠であると考えています。</p> <p>なお、2040年の電力需要や発電量は、省エネ技術が進む点も定量的に織り込んだ上、様々な機関の見通しを分析してお示ししており、根拠は十分にあると考えています。具体的には、経済産業省が「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」で示した、今回の政府の需要見通しは、政府と異なる6者の専門機関に前提条件を合わせた上で複数パターンの将来試算を依頼し、その中の1者の結果を採用したのですが、試算結果の多くは2040年に向けて需要が増加するとの見通しを示しています。なお、政府が採用した見通しは、これら分析結果の概ね中間的な水準になっています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI等による電力需要増の予測を数値的に明確にすべき。</li> </ul>	<p>2040年度エネルギーミックスでは、将来の電力需要について、DXやGXの進展による電力需要増加の可能性と、光電融合のような省エネ技術の開発が進む可能性の双方を検討した上で、複数の外部のエネルギー環境分野の専門機関による分析結果を踏まえた上で、2040年度の電力需要を0.9兆～1.1兆kWh程度としています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生成AIは、サーバーの駆動と冷却に膨大な電力を必要としているため、安易な使用は止め、省エネ技術の開発に力を入れるべき。</li> </ul>	<p>生成AIの普及拡大に伴うデータセンターや半導体工場などの増加が見込まれているところ、最先端半導体や光電融合技術などの最先端の情報処理技術や、それを支える液体冷却技術などを用いる最先端の付帯設備を活用することにより、データセンターのエネルギー効率の改善に向けた取組を強化していくことが重要と考えています。このため、技術開発を促進するほか、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、諸外国の取組も踏まえつつ、支援策と一体で制度面での対応も行っていくこととしています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー・気候変動対策と産業政策の一体化・整合性において、安定・安価なエネルギー供給（脱炭素電源の十分な確保）の確実な実現を希望。DXによる電力需要増、半導体等経済安全保障上の戦略重要物資の国内生産にも不可欠。</li> </ul>	<p>政府としては、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色のない価格で十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にあると認識しております。このため、エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、脱炭素電源を拡大し、我が国の経済成長や産業競争力強化を実現できなければ、</p>

		<p>雇用の維持や賃上げも困難となるため、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要となると考えております。</p> <p>電力は国民生活や経済活動の基盤であり、省エネの進展を楽観的に見積もることで電力需要の増加を過小評価し、電力供給が不足することになれば大きな損失となるため、電力需要増加に備えた対応が必要と考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>GX や DX の進展に伴う電力需要増加に対し、脱炭素電源による安定供給確保の重要性は論を待たない。特にエネルギー資源に乏しい我が国が、再エネ、原子力、脱炭素火力など様々な選択肢を持つことは、エネルギー安全保障の観点から極めて重要。第7次エネルギー基本計画案で示された新たな考え方を地球温暖化対策計画にも取り入れている点に賛同する。</li> </ul>	<p>我が国が将来にわたって豊かな国として存続し、全ての国民が希望をもって暮らせる社会を実現するためには、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していく必要があります。本計画（案）とエネルギー基本計画（案）、GX2040 ビジョン（案）を一体的に策定いたしました。</p> <p>いただいた御意見も踏まえつつ、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す取組を加速させていきます。</p>

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向		
第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向		
1. 2050年ネット・ゼロ実現に向けた戦略的取組		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
10.	<p><b>(2050年ネット・ゼロ実現に向けた戦略的取組について)</b></p> <p><b>【総論に関する御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調」との記載のとおり、GX2040 ビジョン、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画が整合的な形で、今後の具体的政策が展開されることを期待。</li> <li>第7次エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、GX2040 ビジョンは、エネルギー政策と地球温暖化政策、さらには我が国の成長戦略と産業政策を一体化したもの。政府の強い意志を示しており、これらの計画やビジョンに基づく具体的な政策を着実に推進してほしい。</li> </ul>	<p>「エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調」と記載しているとおり、GX2040 ビジョン（案）やエネルギー基本計画（案）等の関連する他の計画と整合的な形で、本計画（案）に掲げる対策・施策を着実に進めてまいります。</p> <p>また、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくことにより、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進します。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地球温暖化対策計画案は、第 7 次エネルギー基本計画案、GX2040 ビジョン案と統合的に推進する成長戦略。個々の施策の実施にあたっては、国民や事業者の予見性を確保し、将来の不確実性にも柔軟に対応できるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>さらに、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくため、フォローアップを通じて従来の対策の柔軟な見直し・強化を図りつつ、現状の制度や技術にとらわれず、抜本的な対策強化や現時点では具体化が難しい将来技術の導入を見据えた対策の導入も含め、創造的に対策の検討、導入及び実施を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長に繋げるとする考えの下」とあるが、「脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく」や「こうした需要は製造業における脱炭素プロセスへの転換のようにコストアップを伴い」等、脱炭素化に係るコスト上昇に言及した記述が随所に見られており、本計画案全体として捉えた場合当該記述は若干矛盾を来しているのではないかと。そのため当該部分については「目標実現のために、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す GX 政策と協調して、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していく」としてはどうか。</li> <li>地球温暖化対策推進法第 2 条の 2 において掲げられている基本理念は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、国民各界各層の密接な連携の下、地球温暖化対策を推進しなければならないというものであり、また本計画の随所にもみられるとおり、地球温暖化対策には相当のコストが生じ技術革新等も不確実性が存在していることから、「もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく」との記載は勇み足でありミスリードにつながる可能性がある。</li> </ul>	<p>一般論として、脱炭素化に伴うコスト上昇の抑制は重要な観点ですが、そもそも脱炭素化の取組を進めることが必ずコストの上昇を伴うものではなく、むしろコストの低下や新たなビジネスチャンスを得られる機会をもたらす場合もあります。また、「はじめに」において、「ESG 投資や気候関連財務情報開示等の取組が拡大・浸透し、気候変動をはじめとする環境問題への対応は経営上の課題であり、それへの対応が国際競争力を左右する時代に突入しているとの認識が広がっている」と記載しているとおり、脱炭素化の取組を進めないことによるリスクも認識されているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>気候危機への対処には、気候変動対策単独ではなく、自然への考慮も統合して進める必要がある。進捗状況を正確に把握し、必要な分野に政策やリソースを振り向けるために、非政府アクターのデータ活用が不可欠である。地球温暖化対策計画案で示された、ネイチャーポジティブ経済やサーキュラーエコノミーへの移行を、脱炭素への移行と統合的に、国家戦略として推進するというアプローチを歓迎する。</li> </ul>	<p>第 6 次環境基本計画（令和 6 年 5 月 21 日閣議決定）や関連の計画に基づき、脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済（サーキュラーエコノミー）等の統合的な実現を目指して、取組を進めてまいります。</p>

<p><b>【エネルギーに関する御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P12 28 行目：「この野心的な目標に向けて…徹底した省エネルギーや脱炭素電源の導入・利用…」とあるが、まずは「省エネ」ではなく脱炭素電源の追及という排出源対策こそ 1 番目に記述すべきではないか。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、すぐに使える資源に乏しく、化石燃料の大宗を海外からの輸入に依存する我が国において、徹底した省エネルギーの重要性は不変であり、脱炭素電源の導入拡大と両輪で進めていく必要があると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 排出量の約 6 割を占める熱の脱炭素化に向けては、脱炭素燃料の導入・利用も重要であるため、「徹底した省エネルギーや脱炭素電源【、脱炭素燃料】の導入・利用」と「脱炭素燃料」を追記すべき。</li> <li>・ 熱の脱炭素化に向けては、水素等の脱炭素エネルギーの導入・利用も重要であるため、脱炭素電源に加えて、「脱炭素エネルギーの導入・利用」を追記することを提案する。</li> </ul>	<p>熱の脱炭素化に向けた脱炭素燃料の重要性については認識しており、第 3 章第 2 節 1. E(d)「水素社会の実現等」の項目にて、水素等の重要性やその供給と利用の拡大に向けた取組について記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際社会はエネルギー効率改善率を 2 倍にすることに合意し、省エネルギーを第一の燃料として重要と表現するなど、1.5 度目標の実現に向けた主要施策として位置付けている。必要なエネルギー量を減らしたうえで再生可能エネルギーに切り替えることが効果的であることから、脱炭素に向けて最優先で取り組むべき課題ではないか。</li> <li>・ 最も省エネなのは、エネルギーを使わないこと。24 時間営業やネオン等を時間制限する。需要に応えるのではなく、資源を枯渇させない為に電力使用の上限を決めるべき。</li> </ul>	<p>我が国としても、2023 年 5 月の G 7 広島首脳会合において、省エネルギーが「第一の燃料」であり、「クリーンエネルギー移行に不可欠な要素」と確認をしています。</p> <p>化石燃料の大宗を海外からの輸入に依存する我が国において、省エネルギーの重要性は不変です。引き続き、徹底した省エネルギーに取り組んでまいります。</p> <p>他方で、エネルギーは国民生活や経済活動の基盤となるものであり、エネルギー安定供給が損なわれることは決してあってはなりません。電気事業法上、経済産業大臣が、電気の供給を受ける者に対し、受電を制限することを命じ、又は勧告することができるのは、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときとされており、このような状況にない中で、電気の使用を制限することは適切ではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源に恵まれない我が国は、安全性を大前提に、エネルギー安定供給とエネルギー安全保障を最重要事項に位置づけ S+3E の原則を堅持しつつ、国民生活の向上と GX を可能とするエネルギー需給構造への</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）では、こうした状況変化も踏まえ、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造への転換を進めていくためにも、我が国が有する技術や英知を</p>

	<p>転換が必要ではないか。</p>	<p>再び結集させ、エネルギー安全保障に重点を置いた政策の再構築していく必要があることを明確にしています。そして、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に向けて、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくことや、徹底した省エネに加え、再エネと原子力などの脱炭素電源を最大限活用していく方針を示しています。</p>
	<p><b>【その他の御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林や水辺、草地、田畑、砂浜、海の森を、これ以上開発破壊できないよう強力な法律を作るべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）においては、温室効果ガス吸収源対策の確保の観点から、森林の保全や、沿岸域における藻場・干潟の保全・再生・創出等の取組を進めていくこととしており、具体的には、第3章第2節1（2）に記載しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P14 1行目：CO2 排出量から 2030 年を外挿すると 2030 年の政府目標（-46%）に届かず、GHG は順調に削減されているという認識は国民に誤解を与える。</li> </ul>	<p>御指摘の「順調な減少傾向」について、その要因としてはエネルギー消費量の減少や電力の低炭素化に加え、産業部門における生産量の減少等も挙げられる旨、及び 2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことは、決して容易なものではない旨も併せて記載しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>今のまま直線的に GHG 排出量減少を進めて 2050 年ネットゼロになるほど大きな減少傾向だという根拠が計画案では非常に分かりにくい。</li> </ul>	<p>本計画（案）において掲げる温室効果ガス排出削減目標については、「世界全体での 1.5°C 目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標」と位置付けております。</p>
2. 世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた貢献		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
11.	<p><b>（世界の GHG 排出削減に向けた貢献について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P14 14-16 行目、P26 24-27 行目：「我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮するとともに、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減等につながる取組も積極的に推進していく。」を、「我が国は、一部の国で地球温暖化対策に否定</li> </ul>	<p>気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要であることには変わりはありません。</p> <p>御指摘を踏まえ、第1章第1節2.（世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた貢献）の第二段落について、「2023年11月から12月にかけて</p>

	<p>的な政策等があっても、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮するとともに、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減等につながる取組も積極的に推進していく。」と修正してはどうか。</p>	<p>開催された COP28 において実施された、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価する第1回グローバル・ストックテイク（GST）の中で、現状各国が掲げる削減目標を積み上げても 1.5°C目標は達成できないことが明らかとなり、対策強化の重要性が強調された。2025年1月に米国はパリ協定からの脱退を表明したが、我が国としては2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めるとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にある我が国の温室効果ガス排出・吸収量の実績を世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5°C目標の実現に向けた世界全体の気候変動対策の野心を向上する議論に積極的に貢献していく。」と修正いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>他国の自然環境を破壊する事に繋がるような支援をしない、結果的に自然破壊に繋がる様な製品や食品を作らない事が一番の貢献。</li> </ul>		<p>自然環境を破壊する事に繋がらないような支援については、環境省において、気候変動、生物多様性、汚染の3つの地球的危機を克服するための統合的な対応（シナジー）を促進しており、頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
<p>第2節 地球温暖化対策の基本的考え方</p>		
<p>1. 環境・経済・社会の統合的向上</p>		
<p>No</p>	<p>御意見の概要</p>	<p>御意見に対する考え方</p>
<p>12.</p>	<p><b>（環境・経済・社会の統合的向上総論について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの安定供給とGXの両立を実現するためには、「人」への投資の予見性確保が必要であり、エネルギー業界を志す人材確保に向けた基盤整備、官民によるエネルギー政策の重要性・魅力の発信が必要。</li> </ul>	<p>エネルギーに関する広報については、資源エネルギー庁のHPやパンフレットをはじめとする様々な媒体、イベントや全国各地での説明会・意見交換会等の機会を通じて情報を発信しております。例えば、資源エネルギー庁HPでは、日本の置かれた状況やそれを踏まえたエネルギー政策など、様々なエネルギーに関するテーマや基礎用語を解説した記事を定期的に配信しているなど、取組を進めています。</p> <p>また、人材についても例えばGX人材の確保に向けては、昨年5月にGXリーグ内のワーキング・グループにおいて「GXスキル標準」を策定するなど取り組んでおり、引き続き必要な施策の検討を進めてまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「S+3E」に基づく現実的で実効性あるエネルギー政策が立案・遂行されるよう、エネルギー産業で働く者の意見に耳を傾けながら、安定供給を支える現場の実情や課題等を踏まえた地に足の着いた議論を進め、政策に具体的に反映し、将来のエネルギー基盤を盤石にしていくことが極めて重要。</li> </ul>	<p>エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー基本計画の策定にあたっては、様々な立場の方の意見を聞きながら検討を進めることが重要です。</p> <p>エネルギー基本計画の策定に際しては、パブリックコメントを実施して様々な意見を伺うことに加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①審議会の検討過程における様々な立場の団体へのヒアリングの実施</li> <li>②審議会と並行して、HPで常時広く意見を受け付ける「意見箱」の設置</li> <li>③全国各地での説明会・意見交換会の開催</li> </ul> <p>などを行っています。</p> <p>また、基本政策分科会の議論については、資料や議事録は全て公開されており、当日の審議会は YouTube で誰もが視聴可能となっているなど、議論の透明性を確保しております。</p> <p>こうした取組も通じて、エネルギー産業の実態や課題も含めて、様々な立場の方の意見を聞きながら、政策の検討を進めていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化は、人類の自然破壊の問題とセットで考えるべき。</li> </ul>	<p>第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）や関連の計画に基づき、脱炭素、自然再興（ネイチャーポジティブ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）等の統合的な実現を目指して、取り組みを進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P15 15～25 行目：「3R～」の前に「気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指した気候変動と健康に関する変革的取組の促進、そして緩和と適応を両輪で進めるコベネフィットの促進」を追加すべき。</li> </ul>	<p>御指摘の箇所は、温室効果ガスの排出削減等を推進するための代表的な取組を列挙している箇所であり、御提案の事項は記載に馴染まないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
13.	<p><b>（公正な移行について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画案では地域の実情に応じた対策を推進するとしているが、再生可能エネルギーの導入において都市部と地方部では導入ポテンシャルや課題が異なるが、これらの地域特性に応じたきめ細やかな支援策が不</li> </ul>	<p>公正な移行については、第1章第2節1中に基本的な考え方を記載しているところですが、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、関係省庁で連携して取組を進めてまいります。</p>

	<p>足しているなど、地域間格差への配慮が不十分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の産業に偏った脱炭素化政策は、地域経済や雇用に大きな影響を与える可能性がある。地域間の不公平感を解消し、地域経済の活性化につなげるためには、各地域の実情に応じた柔軟な支援策や、産業構造転換に伴う雇用対策を講じることや、地域間の連携を強化し、それぞれの地域が抱える課題に対応する必要がある。</li> <li>原子力と化石燃料から、省エネ・再エネを中心とした産業・社会構造への公正な移行が円滑に進むよう、クリーンな雇用の確保や地域への支援、人々のくらしのサポート、格差や不平等の是正に取り組む方針が必要。</li> <li>既存のエネルギー産業の構造やそこで従事されている労働者の雇用の移行には長期的な視座が必要となり、産業創出や社会変容など準備期間も設けなければならないため、前もって高い目標を指針として示し、選択しておくことが得策だと考える。</li> <li>日本経済の発展と合わせて GX を推進していく中で業態転換が加速する場合、人材の流動化がさらに進む可能性があるため、失業なき労働移動がなされるよう、記載にあるように一体的な検討および支援を着実にお願いしたい。</li> <li>環境問題へ対応するために石炭から脱却するということは、輸出国にもダメージがあるため、ダメージが少しでも低減されるように対策を講じる必要があるのではないか。</li> <li>自分たちの生活の安定がなければ他のことに手がなかなか回らないため、労働者の働く環境を整えていただきたい。</li> </ul>	<p>なお、関連する文書である GX2040 ビジョン（案）に合わせる形で、一部文言の微修正・追記をいたします。</p>
--	---	--

2. 創造的な対策の実施等		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
14.	<p><b>（創造的な対策の実施について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「バックキャストिंग」の考え方も踏まえ、「2030 年度目標の達成に向けた対策を継続・強化する」との考え方は評価できる。</li> </ul>	<p>「バックキャストिंग」の考え方も踏まえ、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくため、フォローアップを通じて従来の対策の柔軟な見直し・強化を図りつつ、現状の制度や技術にとらわれず、抜本的な対策強化や現時点では具体化が難しい将来技術の導入を見据えた対策の導入も含め、創造的に対策の検討、導入</p>

		及び実施を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ネット・ゼロ」を達成する目標として「バックキャスティング」の手法が記載されているが、この手法ではカーボンバジェット（GHG 累積排出総量）を超えているため、可及的速やかな GHG 排出量削減目標設定と実行が喫緊の課題と言える。</li> </ul>	1.5℃目標を実現するために、世界全体の今後の累積排出量を一定量以下に抑えるというカーボンバジェットの考え方は承知していますが、これを各国にどのように適用するのかについては様々な考え方があり、定まっていないと承知しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策の実施に当たっては、従来個別の対策による効果を精緻に積み上げ、計画的に取組を進めることに重点を置き、着実に成果を上げてきた。」としているが、EUなどに比べて、再生可能エネルギーの導入や、石炭火力の廃止などで、脱炭素の実現に向けての政策が大きく遅れているとの認識に欠けている。</li> </ul>	御指摘の記載は、対策の中身やその水準についてではなく、現行計画における対策の導入・実施に係る方法論の考え方を整理する趣旨の記載です。
3. 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
15.	<p><b>(国民の行動変容総論について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P17 10 行目：「国民各界各層における意識の変革と行動変容につなげる」とあるが、脱炭素化に伴うコスト上昇を如何に社会全体で受容できるかが極めて重要。特に脱炭素化製品・サービスの最終需要家である国民一人一人の意識変革がカギとなることから、当該記述については「国民各界各層におけるコスト上昇の受容も含めた意識の変革と行動変容につなげる」としてはどうか。</li> <li>P17 9 行目：負担のみを強調するのではなく、再エネの増加によるエネルギー自給率の向上や建物の断熱による快適性の向上など、便益があることを人々に知らせることも非常に重要と思うので、「必要な国民負担に関する情報等」は「必要な国民負担及び気候変動対策に伴う共便益に関する情報等」などのようにしてほしい。</li> </ul>	<p>コスト上昇の受容については、第3章第6節において、「新しい豊かな暮らしが実現されることを必要なコストも含め訴求する。」と記載しているため、御指摘の箇所については、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>便益の記載については、御指摘を踏まえ、「～地球温暖化対策の進捗状況、対策の実施による経済的・時間的なメリットや必要な国民負担に関する情報等を～」と追記いたします。</p> <p>なお、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を展開しています。</p> <p>今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
4. 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方

16.	<p><b>(既存技術の社会実装について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存技術の社会実装を促進することが重要であることに賛同し、既存技術の社会実装を促進する政策の充実・加速を求める。</li> <li>既存技術 (DAC, DOC, CCS, ブルーカーボン, 人工光合成等) の抱える課題やコスト、スケールアップの問題等についての記述や課題解決の取組に関する記述がない。</li> </ul>	<p>本項では、技術の社会実装に向けた基本的な考え方を整理するための記載を行っており、個別の技術に係る課題やそれへの対応策については整理していませんが、既存技術の社会実装に当たっては、それぞれが有する課題を踏まえつつ、社会実装に向けた取組を進めてまいります。</p>
<b>5. パリ協定への対応</b>		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
17.	<p><b>(パリ協定への対応について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P18 14 行目：「締約国会合における議論に積極的に貢献」とされているが、今年に入り最大の排出国であるアメリカの大統領がパリ協定からの離脱を署名したことは異常な事態と感じている。これは私や我が国のみならず他の多くの国々の人々も感じているところではないだろうか。パリ協定に戻るよう働きかけるなどの文言を追加し「積極的に貢献」の具体的な取り組みを明らかにすべきである。</li> </ul>	<p>気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要であることには変わりはありません。</p> <p>御指摘を踏まえ、第1章第1節2. (世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた貢献) の第二段落について、「2023年11月から12月にかけて開催された COP28 において実施された、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価する第1回グローバル・ストックテイク (GST) の中で、現状各国が掲げる削減目標を積み上げても 1.5°C目標は達成できないことが明らかとなり、対策強化の重要性が強調された。2025年1月に米国はパリ協定からの脱退を表明したが、我が国としては 2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めるとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にある我が国の温室効果ガス排出・吸収量の実績を世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5°C目標の実現に向けた世界全体の気候変動対策の野心を向上する議論に積極的に貢献していく。」と修正いたします。</p>
<b>6. フォローアップを踏まえた対策の柔軟な見直し・強化</b>		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
18.	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4章第1節に対する御意見とまとめて整理・回答しております (No.99)。</li> </ul>	

第1節 我が国の温室効果ガス削減目標		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
19.	<p><b>(我が国の温室効果ガス削減目標について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス吸収量又は吸収率についても段階的な目標を定めるべき。</li> </ul>	<p>第2章第3節において、温室効果ガス吸収源の目標についても記載しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二章で設定される温室効果ガス削減目標に、2030年、2040年、2050年の削減目標が記載されているが、これらそれぞれの削減目標に対して、部門別の削減目標を設定・公表し、毎年、その目標に対しての各部門の進捗を公表すること。また、目標に対して十分削減できない状況が発生した場合は、当該部門の内訳と、内訳毎の温室効果ガス排出量を開示し、当該部門が目標を達成できなかった要因を公表すること。</li> </ul>	<p>本計画（案）の閣議決定の際には、本計画の関連資料1（2030年度及び2040年度における温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安）において、2030年度、2040年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門の目安の値（2040年度については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。）をお示しします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年度・2040年度だけでなく、2035年度の温室効果ガス別の削減目標も設定すべき。</li> </ul>	<p>2035年度及び2040年度における目標は、2013年度からのフォアキャスト、2050年からのバックキャストの両面から、2050年ネット・ゼロ実現に向けた我が国の明確で直線的な経路を示すものであり、2035年度目標は、その経路上にある目標値として設定しております。他方で、目標を裏打ちする政策については、GX2040ビジョン（案）、エネルギー基本計画（案）を含め、2040年度が一つの政策の軸となっており、2035年度の温室効果ガス別の削減目標はお示ししていません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の策定はバックキャストで行い、中間目標を定め、達成できなかった場合の対応を予め決めておくべきである。</li> </ul>	<p>「バックキャスト」の考え方も踏まえ、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくため、フォローアップを通じて従来の対策の柔軟な見直し・強化を図りつつ、現状の制度や技術にとらわれず、抜本的な対策強化や現時点では具体化が難しい将来技術の導入を見据えた対策の導入も含め、創造的に対策の検討、導入及び実施を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>削減目標の引き上げはカーボンニュートラルへの重要な一歩だが、行</li> </ul>	<p>目標及び目安に対する進捗については、毎年、関係審議会等による定</p>	

	<p>き詰まりのリスクを抱えた大きな賭けでもあり、相当な覚悟をもって、具体的かつ実行可能な削減行動の計画を練らなければならない。</p>	<p>期的な評価・検討も踏まえつつ、政府の地球温暖化対策推進本部にて、点検を行っています。</p> <p>点検に当たっては、個別の対策・施策について実績を示した上で、目標に対する進捗状況に関する評価を行い、その評価を踏まえた今後の対応方針等を記載し、「地球温暖化対策計画の進捗状況」として、政府の地球温暖化対策推進本部のホームページにおいて毎年公表を行っています。</p>
<p>第2節 我が国の温室効果ガスの排出状況</p>		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
20.	<p><b>(要因分析結果の記載について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要因分析の記載が、排出量削減実績の評価、およびフォローアップ専門委員会との見解とも一致しておらず、不適切である。</li> <li>・ これまでの排出量減少が対策の成果なのか、それともコロナ禍や国内産業の活動量低下の影響なのかについて、政府は明確な分析を示すべき。</li> <li>・ 計画案中に、過去の GHG 排出量減少には産業部門における生産量の減少等の要因も含まれており、結果として 2050 年ネットゼロ達成に整合するようなスピードで日本の低炭素化が進んでいるという旨の文章がある。そもそも、ここでいう生産量の減少の全てが持続可能な社会を脆弱にする傾向だというわけではなく、またそれらが脱炭素へ向けた取り組みの副作用であるような言い方の根拠を少なくとも計画案からは見出せなかった。脱炭素と経済発展などを両立させるべきという部分につなげるためにそのように記述したのであれば、この点についての根拠を示す必要がある。GHG 減少を達成するための経済的損失を不要に強調せずに、それをどう解決するかを議論した計画案としていくべき。</li> </ul>	<p>排出削減の要因分析については、第2章第2節の脚注22において、二つの関連資料をお示ししており、その中にデータを含め詳細に記載しています。</p> <p>また、温室効果ガス排出量算定結果の要因分析については、環境省 HP でも公表しています。その中で、直近の 2022 年度の減少要因については、以下のとおり記載しており、本計画（案）についてもこれに沿って記載しております。</p> <p>「2021 年度と比べて排出量が減少した要因としては、発電電力量の減少及び鉄鋼業における生産量の減少等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられる。2013 年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネの進展等）及び電力の低炭素化（再エネ拡大及び原発再稼働）に伴う電力由来の CO2 排出量の減少等が挙げられる。」</p> <p>(参考)</p> <p><a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/emissions/">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/emissions/</a></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P20 2 行目：原子力発電は、幾つかの大きな問題を持っているので、低炭素電源に位置づけることは止めるべき。</li> </ul>	<p>温室効果ガス排出量算定結果の要因分析は、総合エネルギー統計において電源の種類ごとに設定されている CO2 排出原単位（再生可能エネ</p>

		ルギー、原子力発電等はゼロと設定されている)に基づき行っています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の温室効果ガス排出量の推移は、京都議定書で約束した基準年1990年に対し2008年から2012年の間に6パーセント削減する目標には達していない。</li> </ul>	京都議定書の枠組みに基づき、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味して、目標である基準年比6%減を達成しており、これは国際的にも認められたものとなっております。
第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
21.	<p><b>(エネルギー起源二酸化炭素目標について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2030年度において、2013年度比45%減の水準、2040年度において2013年度比70～71%減の水準」→「2030年度において、2013年度比60%減の水準、2040年度において2013年度比90～91%減の水準」とするべき。</li> </ul>	<p>政府では、世界全体の1.5°C目標と整合的な形で、2030年度温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラル実現の国際公約を掲げており、また次期削減目標案として2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すことをお示ししたところです。今回お示ししたエネルギー基本計画(案)及び2040年度エネルギーミックス(案)は、こうした目標と整合的な内容として整理しており、エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、2030年度に2013年度比45%減の水準、2040年度に同年度比70～71%減の削減水準としております。</p> <p>このため、政府としては、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減水準についてこれ以上の引上げを想定しておりませんが、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時実現するべくしっかりと取り組んでいきます。</p>
22.	<p><b>(二国間クレジット制度(JCM)目標について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JCMの目標値のみ「億t-CO<sub>2</sub>」となっているので、「1億t-CO<sub>2</sub>」、「2億t-CO<sub>2</sub>」は「100百万t-CO<sub>2</sub>」、「200百万t-CO<sub>2</sub>」とそろえた方が読みやすい。</li> </ul>	<p>現行計画において「億t-CO<sub>2</sub>」ベースとしていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積で、2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保」について、それぞれの累積目標値は、パートナー国との間で相当調整を行った後、実際に我が国の削減量として獲得・移管できたクレジット</li> </ul>	<p>官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積で、2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としており、我が国が獲得するクレジットの量に限定していません。</p>

	の量の累計を指すものという理解でよいか、補足説明の追記を検討いただきたい。	
第4節 個々の対策に係る目標		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
23.	<p><b>(個々の対策に係る目標について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の対策に係る目標について、本計画の期間が2030年度末から2040年度末に変更されたことを踏まえ、2040年度における対策評価指標の設定が必要ではないか。</li> <li>削減目標だけでなく、その達成に向けた詳細なロードマップを示してほしい。</li> <li>いろいろな対策・施策について、どの程度、どのような割合で、どのような優先順位で行うのか、どの程度の効果を見込んでいるのか、結果として目標の削減率が達成できるのか否か、これらの対策や施策で十分なのか示してほしい。</li> <li>本計画では、2030年および2050年の削減目標が示されているが、それを実現するための具体的な行動計画やセクターごとの目標が十分に示されていない。</li> <li>現行施策による排出削減の進捗、それぞれの施策による排出削減見通し、目標達成に必要な施策強化の方向性を早急に整理すべき。</li> </ul>	<p>個々の対策に係る2030年度から先の目標として、関連資料3(2035年度、2040年度排出削減目標に関する対策・施策の一覧)にて、対策評価指標、排出削減見込等の対策・施策の実施に関する目標及びその目標の達成に向けた対策・施策の内容について記載しております。</p> <p>当該目標に向けて、今後、将来の脱炭素技術の開発、実証及び実装の状況を踏まえ、可能な限り早期の対策の具体化に努めてまいります。</p> <p>個々の対策に係る目標及び目安に対する進捗については、毎年、関係審議会等による定期的な評価・検討も踏まえつつ、政府の地球温暖化対策推進本部にて、点検を行っています。</p> <p>点検に当たっては、個別の対策・施策について、目標に対する進捗状況に関する評価を行い、その評価を踏まえた今後の対応方針等を記載し、「地球温暖化対策計画の進捗状況」として、政府の地球温暖化対策推進本部のホームページにおいて毎年公表を行っています。</p>

第3章 目標達成のための対策・施策		
第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
24.	<p><b>(国の基本的役割について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P25 30 行目:「率先した取組の実施」について、「公共事業にあっては、住民の意見を最大限尊重し、不要不急の事業は実施しない。特にダムや港湾建設計画や整備新幹線については見直しを行う。今までの公共物についても見直しを行い、不要なものは撤去する。」と追記すべき。</li> </ul>	<p>地球温暖化対策に関する計画であることから、原案のままとさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P267-9 行目：「国は、気候変動問題に関する知見、気候変動がもたらす成長の機会、コストを含む経済への影響、気候変動は国民の努力によりその悪化が回避出来ること及び問題の解決につなげるための具体的な行動等に関する情報を国民に伝え、国民各界各層の意識の改革、行動変容を推進する。」とすべき。</li> </ul>	<p>気候変動は国民の努力によって悪化を回避出来ることについては、第3章第1節4.において国民の基本的役割として包括的に記載しているため、御指摘の箇所については、原案のとおりとさせていただきます。なお、第3章第1節4.等において記載しているとおり、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を展開しています。今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成長志向型 CP など GX の実現に要する費用は、脱炭素成長型経済構造への移行に向けた人材・技術への投資や国民の行動変容を促進する観点から、国や事業者、国民の適切な役割分担の下、円滑かつ適正な価格転嫁などを通じ特定の事業者への負担に偏ることなく広く社会全体で公平・公正に負担する必要がある。特に、既存制度（エネルギー関係諸税、通商ルール等）との関係整備が必要であり、具体的には可能な限り国民負担の抑制や 2050 年ネット・ゼロ実現に必要な電化推進と整合性が取れるよう、現行の石油石炭税・温対税の免除や再エネ賦課金の CP への移行といった、エネルギー関連税制や諸制度との適切な関係整備が必要である。</li> </ul>	<p>我が国では、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、20兆円規模の GX 経済移行債を活用した先行投資支援と、一定規模以上の企業を対象とした排出量取引制度及びより幅広い主体を対象に GX への動機付けを可能とする化石燃料賦課金の組合せによって、社会全体での GX の実現に取り組んでまいります。</p> <p>これらカーボンプライシングについては、国民生活や経済活動等への影響の観点から、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することとしております。</p> <p>既存制度との関係整理については、P50「イ）既存制度との関係整理」に記載の方針にしたがって、検討を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は国民や事業者に対し、投資促進のみならず「GX 実現の意義」や「コスト負担に対する理解の醸成」に積極的に取り組む必要がある。</li> </ul>	<p>GX は官民を挙げて実現すべきものと考えています。現在お示ししている「GX2040 ビジョン（案）」についても、産業界や労働者の代表等の有識者に参画いただいた GX 実行会議において、とりまとめたものです。</p> <p>あわせて、「GX2040 ビジョン（案）」についても全国各地での説明会・意見交換会の中で説明をしており、本パブリックコメントを通じて寄せられた声についての回答でも GX の意義等について理解を深めていただきたいと思います。</p> <p>引き続き、様々な機会を活用しながら、国民や事業者の皆様からの御理解を醸成してまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P26 16 行目：ネットニュースなどでも「気候変動」「温暖化」の語句がわずかしか見当たらず、国民全体に温暖化対策を訴える最も重要なルートが機能していないため、「報道その他のメディアの協力を得て、毎日のニュースや天気番組等において、「気候変動」や「地球温暖化」について理解を促す取り組みを推進すること」の文言を含めてほしい。</li> <li>・ 近年の夏の酷暑、ゲリラ雷雨や土砂崩れなどの気候変動問題に対して、日本としてどのような対策をしているのか、目標に向けて行っていることを、国民にもっとわかりやすく問題意識を持たせる政策が必要。</li> <li>・ 気候変動を報道し、現状の危機的状況を伝えたいが「視聴率が取れない」等の理由で難しい。官民一体、協力して、国民の気候変動に対する認知を上げていきたい。</li> </ul>	<p>報道その他のメディアの協力を得た理解を促す取組の推進については、御指摘の箇所の「民間団体その他の地球温暖化防止活動に取り組む多様な主体との連携及び協力を得て、より効果的な国民への普及啓発を行う。」に含まれているため、原案のとおりとさせていただきます。なお、第3章第1節4.等において記載しているとおりに、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を展開しています。今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域脱炭素の担い手は地域住民、地方政府と職員、地域事業所など多様にあるため、この担い手に本計画が共有され、推進の主体となるための措置を講じてほしい。脱炭素のための省エネ、再エネ機器の導入、断熱住宅の建築を進めるための相談窓口を自治体が設置することを義務化してほしい。</li> </ul>	<p>本計画（案）については、閣議決定されましたら、通知等により地方公共団体に周知させていただく予定です。相談窓口の義務化につきましては、地方自治の観点を踏まえ、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P26 4 行目：「1.5°C目標の達成に向けては、一国だけでなく世界全体で取組を進めていくことが極めて重要である」の意図はなにか。日本は世界第5位の温室効果ガス排出国なので、「率先して排出削減を行う」というような記載にしてほしい。</li> </ul>	<p>気候変動問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題であり、1.5°C目標の実現に向けては、一国だけでなく世界全体で取組を進めていくことが極めて重要であることを記載したものであり、その趣旨は明確であると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1.5°C目標の達成に向けては、一国だけでなく世界全体で取組を進めていくことが極めて重要である。こうした考えから、我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮するとともに、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減につながる取組も積極的に推進していく」とあるが、世界全体で取り組みを進めないというのは、ミスリードで、気候変動対策不要論をとる側のナラティブではないか。</li> </ul>	<p>御指摘の箇所に記載のとおり、我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮するとともに、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減等につながる取組も積極的に推進していきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の役割について、エネルギー計画の遂行に関するコミットメント責任を記述し、責任あるコミットメントを国民に約束してほしい。この削減目標が達成されなかった場合に「国はどう責任を取るのか？」を計画に盛り込んでほしい。</li> </ul>	<p>本計画（案）において掲げた野心的な目標の達成に向け、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めていきます。さらに、フォローアップを通じて従来の対策の柔軟な見直し・強化を図りつつ、現状の制度や技術にとらわれず、抜本的な対策強化や現時点では具体化が難しい将来技術の導入を見据えた対策の導入も含め、創造的に対策の検討、導入及び実施を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P26に「国は、気候変動問題に関する知見、気候変動がもたらす成長の機会、コストを含む経済への影響、問題の解決につなげるための具体的行動等に関する情報を国民に伝え、国民各界各層の意識の改革、行動変容を推進する」とあるが、温暖化の影響により、自然災害がどれくらい増加したのかや熱中症の死亡者が増加していることなど、温暖化の影響の実態、生活にどう影響しているかを記載し、「気候危機」の現実、人類の生存を脅かす問題であることを明確にすべき。</li> </ul>	<p>御指摘の気候変動の影響等については、「はじめに」において一定の記載を盛り込んでおります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人はルールを守る人が多いので、温暖化対策に関してはしっかり世界基準のルールを設定するとよい。</li> </ul>	<p>第3章第6節に記載する「デコ活」や環境教育等の推進を通じ、国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけを進め、国民各界各層の御協力をいただきながら、地球温暖化対策を推進してまいります。</p>
25.	<p><b>（地方公共団体の基本的役割について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P29 8行目：地域ごとに脱炭素施策の難易度や特徴が異なるので、再エネ融通やJクレジット制度などの連携を通して、日本全体の脱炭素に寄与することが重要であるため、「都道府県は、域内全体の脱炭素政策の推進のため、市町村、地域の事業者、民間団体等の都道府県内の関係主体が幅広く連携し、取組の具体化を進めるための体制を構築するよう努める。また、地域ごとに脱炭素施策の難易度や特徴が異なるので、都道府県間の連携体制構築についても務める。」のように修正してはどうか。</li> </ul>	<p>御指摘の点に関しましては、第3章第4節「5. 地方公共団体間の協働・連携」の中で、都道府県間の連携も含め地方公共団体の連携について記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P29 8 行目：水素基本戦略の 3 の 5 の地域における水素利活用の促進及び自治体との連携に謳われているため、次のとおり文案を修正してほしい。 「また、脱炭素電源が豊富な地域でも電力需要が不足している場合は再生可能エネルギー由来の電力の発電が制限される虞があるため、地域の脱炭素化やエネルギー自給率向上、地方創生にもつながる、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素の供給と面的な利用に向けた取り組みを進める」</li> </ul>	<p>御指摘の箇所は、地球温暖化対策の推進に関し都道府県に特に期待される事項であり、水素を特筆する文脈ではございませんが、水素については第 3 章第 2 節 1 (1) ①E(d) 水素社会の実現等に記載があり、頂いた御意見も踏まえ、当該部分に「また、地方創生にもつながる地域資源をいかした水素等の利活用も進める。」と追記いたします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P298-9 行目：「取組の具体化を進めるための体制を構築するよう努める」とあるが、専門人員や財源が足りない例も多いと聞くため、地元密着型のアドバイザー・シンクタンク（中間支援組織、地域エネルギーエージェント等）を設立することを目標に掲げて、国、都道府県、市町村、また地元の金融・産業団体などからも資金や人員を得て実行していくことを掲げてはどうか。</li> </ul>	<p>御指摘の、国、都道府県、市町村、金融機関との連携、人的支援については、例えば、第 3 章第 7 節 3. (1) に記載しており、今後必要に応じ専門人材プールの充実や活用の促進を図ってまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの削減、脱炭素、循環型社会の為の人員や専門人材が不足しているとのことだが、再生エネルギー技術だけではなく、生態系や森林・河川・海域・生物などに詳しい人材との連携も必要である。</li> </ul>	<p>施策の分野横断的な連携については第 1 章第 1 節 1. において記載させていただきます。人的支援については、例えば、第 3 章第 7 節 3. (1) にて記載しており、今後必要に応じ専門人材プールの充実や活用の促進を図ってまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者としては、脱炭素水素等について、国内の地域毎に供給見通しに関する情報を可能な限り具体的に適時に掴み、その情報を基に技術開発や設備投資の計画を策定し実行に繋げたい。事業上相談したい事も多く生じると思われるため、生産拠点が属する地域毎の供給網実現への活動の中核機能を果たす主体・問合せ相談の窓口等を経産省・都道府県庁の HP に専用の情報エリアを作成し発信する等の取組をお願いしたい。</li> </ul>	<p>水素等の供給及び利用の拡大は今後拡大していくところであり、今後の見通しは定かではありませんが、事業者の相談には丁寧に対応していくとともに、情報発信の在り方については継続的に取組を検討してまいります。</p>
26.	<b>(事業者の基本的役割について)</b>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P30 14 行目：「カーボン・オフセットを含め、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図る」の記載に賛同する。</li> <li>・ 温室効果ガス排出量が少ない製品・サービスの開発という考えには賛同するが、カーボンフットプリントは数値管理・表示に繋がるため、その数値について説明責任を考慮すれば、メーカーとして管理する工程において入手可能な情報に基づくものに限定するべき。自社製品・サービスを出荷・提供した後の用途や廃棄等の情報については多岐に分かれる為、把握への努力は労が多いが精度を考えれば実りが少ない。ライフサイクル全体での削減という方針の下、各々の工程・段階の事業者や消費者が削減へ最善を努める役割を分担する形とするべき。</li> </ul>	<p>サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、製品・サービスのライフサイクル全体での排出量（カーボンフットプリント）を算定し、サプライチェーン上の各企業が連携して排出削減を行うことが重要です。カーボンフットプリントの算定において、自社の管理外のプロセスについては、二次データを用いて算定することも可能です。各プロセスの取組も重要ですが、カーボンフットプリントの算定により、排出のホットスポットを特定し、サプライチェーン全体での排出削減につなげるとともに、算定結果の表示等により、消費者による脱炭素に貢献する製品の積極的な選択を促進することを目指しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーボン・オフセット製品・サービスは、CFP の計算を要するものであることから、企業による CFP 算定の促進、ひいては GX 製品の普及拡大に資するものとする。削減貢献量や削減実績量との位置づけの違いにも留意しつつ、今後、GX 製品の一種として評価について議論することを期待する。</li> </ul>	<p>カーボン・オフセット製品・サービスの GX 製品への検討について、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大生産者責任の考え方を取り入れ、企業に対し、使用後の容器など廃棄物のリサイクル推進など最終段階まで責任をもつ制度の制定をお願いしたい。</li> </ul>	<p>拡大生産者責任には、多様な政策アプローチがあり、循環型社会形成推進基本法においては、関係主体がそれぞれ適切に役割を分担した上で、製造事業者は、製品の製造段階や廃棄段階において、循環型社会形成のための責務を有することとされています。プラスチック資源循環法でも同様であり、製造事業者に対して①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品の環境配慮設計を行うこと②自ら製造したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること③排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進することを定めています。こうした製造事業者の取組を含め、プラスチック製品のライフサイクル全般でプラスチックの資源循環を促進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネイチャーポジティブ経営への移行や、サーキュラーエコノミーへの移行等、企業側が取り組む必要のある部分に、より具体的な数字を含む</li> </ul>	<p>ネイチャーポジティブ経営への移行に関しては、2024 年 3 月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、個々の企業がネイチャーポ</p>

	<p>める必要があるのではないか。</p>	<p>ジティブ経営に移行する上での価値創造プロセス及びビジネス機会の具体例並びに移行にあたり押さえるべき要素等について整理したところ、今後は企業側のネイチャーポジティブ経営への移行の取組を促進すべく、企業活動による生物多様性や自然資源への負荷を定量的に評価できるような手法の開発等を進めてまいります。</p> <p>サーキュラーエコノミーへの移行については、2024年8月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画で循環型社会形成のための指標及び数値目標を設定しており、同目標の設定に向け、企業とも連携して取組を進めてまいります。</p>
27.	<p><b>(国民の基本的役割について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P3021行目：「国民は、地球温暖化の現状や、温室効果ガスの排出が、社会システムやライフスタイルの在り方及び国民一人一人の行動に大きく左右されることを認識し、自ら積極的に現在の行動様式の変革や行動変容に取り組む。」を、「国民は、地球温暖化の現状や、温室効果ガスの排出が、社会システムやライフスタイルの在り方及び国民一人一人の行動に大きく左右され、自らの行動で温暖化の進行を遅らせることを認識し、自ら積極的に現在の行動様式の変革や行動変容に取り組む。」と変更してほしい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自家消費型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進」とあるが、自家消費に限らず外部供給（逆潮流）も行う太陽光発電も積極的に促進するため、「自家消費型」を「需要地設置型」等に変更してほしい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減」を国民の誰もがわかりやすく、取り組んでもらえるようなガイドラインにまとめて積極的に発信してほしい。</li> <li>・ 一般消費者、生活者が消費行動を転換するため、商品購入の指標にできるカーボンフットプリントの表示を、適正になるべく早く実現してほしいため、「行動変容に資するカーボンフットプリント」の記載に賛</li> </ul>	<p>自らの行動が温暖化の進行を遅らせることについては、前段の記述にその内容が含まれており重複した記載となることから、御指摘の箇所については、原案のとおりとさせていただきます。</p> <hr/> <p>外部供給も行う太陽光発電の促進については、御指摘の箇所の「自家消費型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入」に含まれているため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <hr/> <p>第3章第1節4.等において記載しているとおり、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を展開しています。今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>

	同する。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アパレル産業は複雑なサプライチェーンを持ち、消費者がエシカルな選択をすることが困難。そのため、アパレルメーカーに生産過程の透明化を義務付けてはどうか。</li> <li>・ アパレルメーカーに生産過程の透明性を求める傾向がありますが、企業が発信する情報の真偽は不明確で、グリーンウォッシングの事例も見られる。この問題に対処するため、認証ラベルの活用が有効ですが、GOTS 認証などの取得費用が高額であり、アパレルメーカーにとって大きな負担となっている。そのため、認証ラベル取得に対する補助金を支給してはどうか。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、第3章第1節4.、第3章第6節等において記載しているとおり、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を展開しています。また、衣類等の資源循環システムの構築に向けた検討を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミの削減、分別による資源循環の促進についてより進めるため、ゴミ削減、分別の取り組みとしてペットボトルキャップの回収などを行っているが、より多くの場所で行ってほしい。</li> </ul>	<p>ペットボトルキャップについて、プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業において、ペットボトルキャップを回収し、材料リサイクルする実証事業が実施されています。実証事業を通じて、効果的な回収方法などのノウハウや、実際にどのような製品にリサイクルできるか「見える化」を図ることで、国民の皆様の意識改革にも繋がると考えています。本事業で得られる成果・知見を広く周知し、ペットボトルキャップの分別リサイクルの水平展開を図ってまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温暖化対策を講じるのは国と企業の責任。エネルギーを多消費するのは企業であり、対策するのは企業。消費者はその結果を購入する立場である。</li> </ul>	<p>地球温暖化対策推進法第6条において、国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならないこととされています。</p>
第2節 地球温暖化対策・施策		
1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策		
(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策		
① エネルギー起源二酸化炭素		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方

<p>28. (省エネ全般について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ機器の導入、LED100%、断熱、EV、シェアリングは、気候変動対策にとっても重要なので、もっと記載してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘いただいた事項に関連する内容については、本文中で示した具体的な施策等に記載されており、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、徹底した省エネルギー等の気候変動対策を着実に推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーの推進は、温室効果ガスの削減だけでなく化石燃料費の削減にも寄与することから、それらの削減効果やライフサイクルでのCO2排出量等も勘案した上で、家庭や事業者、地方公共団体への省エネルギーへの取組（省エネ機器・設備の導入等）に対する一層の支援を行っていただきたい。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）にも記載のとおり、我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきました。今後も、省エネルギーは重要と考えております。</p> <p>省エネルギーの推進に向けて、家庭については、ZEH基準の水準及びそれを上回る水準の省エネルギー性能を有する住宅の普及や、高効率給湯器の導入や断熱窓への改修等も含めた住宅の省エネ化の支援を行うこととしているほか、事業者や地方公共団体についても、省エネ設備への更新や、建築物の省エネルギー改修の支援を行うこととしております。</p> <p>また、建築物の脱炭素化を図るため、建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO2等の算定・評価等を促進するための制度の構築等にも取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>照明のLEDへの補助について、業務用だけでなく、家庭や地方自治体の施設も補助の対象にしてほしい。国の補助金である設備単位補助金では、人感センサーの導入などとハードルが高すぎるため、従来の蛍光灯からLEDへの入れ替えだけでも補助金の対象とする制度を作成してほしい。</li> </ul>	<p>省エネ設備への更新支援については、現在商品化されている設備のうち、より省エネルギー性能の高い設備の導入を促すことを目的としています。照明器具の販売にあたっては、LEDが一般化していると承知をしていることから、LEDの中でも特に省エネルギー効果が期待される、調光制御機能付きのものを補助対象としております。なお、当該支援は、地方公共団体についても活用が可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーによるエネルギー削減目標を明記すべきである。</li> </ul>	<p>2030年に向けては、個別の省エネ対策を掲げており、2013年度比で6200万klの省エネルギーを実現することとしています。</p> <p>2040年に向けては、省エネに加え、電化や非化石転換などを含めた需要側の対策が必要です。その際、省エネ、電化、非化石転換などの各対策は、技術中立的な視点に基づき、経済合理的な取組から導入するのが基本ですが、各コストは今後の技術開発等によって大きく左右されるこ</p>

		<p>とから、将来コスト最適に対策導入を進めるため、現時点において 2040 年度における省エネ単体での具体的な省エネ量や内訳などの見通しは示しておりません。</p> <p>まずは、2030 年度エネルギーミックスで示した省エネ対策の実現に向けて全力で取り組んでまいります。その上で、今後、技術開発の動向や、コスト低減等の状況も踏まえつつ、対策の具体化に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生成 AI による学習および生成による使用エネルギーの増大が懸念されており、地球温暖化対策のため生成 AI の規制を求める。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
A. 産業部門（製造事業者等）の取組		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
29.	<p><b>（産業部門の取組について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P32 19 行目：ヒートポンプなど電化により効率が向上する既存技術は豊富に存在するため、初期費用負担を軽くするための支援措置など、施策の強化を直ちに行うべきであるため、「将来の脱炭素技術の開発、実証及び実装の状況を踏まえ、適切な時期に対策の具体化・見直しを行う。」を「既に技術が存在し費用対効果の高い対策をはじめとして、熱プロセスの脱炭素化促進に向けた対策強化を速やかに検討する。」に修正してほしい。</li> </ul>	<p>まずは、2030 年度エネルギーミックスなどで示した具体的な施策を着実に実行していくことが重要であり、御指摘のヒートポンプを含む既存技術については、2030 年度に向けた対策のなかで、取組を進めることとしております。</p> <p>その上で、2040 年度に向けては、省エネに加え、電化や非化石転換などを含めた需要側の対策が必要です。その際、省エネ、電化、非化石転換などの各対策は、技術中立的な視点に基づき、経済合理的な取組から導入するのが基本ですが、各コストは今後の技術開発等によって大きく左右されることから、将来コスト最適に対策導入を進めるため、現時点において 2040 年度における省エネ単体での具体的な省エネ量や内訳などの見通しは示しておりません。今後、技術開発の動向や、コスト低減等の状況も踏まえつつ、対策の具体化に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ推進は重要だが、中小企業の設備更新には資金や技術支援が不可欠。政府や大企業が補助制度を強化し技術移転を進めることで、脱</li> </ul>	<p>省エネ設備への更新や、GX に資する革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等の支援を通じて中小企業の脱炭素化の取組を推進し</p>

<p>炭素化を実効的に推進すべき。</p>	<p>てまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気加熱は、CO2 フリーの電源を活用することにより、CO2 の大幅な削減ができることに加え、産業の労働環境改善と製品品質・生産性向上が見込め、熱需要に対する個別分散化により効率がさらに上がる。合わせて変動再エネのバッファともなり CN に大きく貢献ができるため、追加記載頂きたい。</li> </ul>	<p>製造業を中心に、熱需要や製造プロセスそのものの転換が必要となるため、脱炭素電源や水素等の脱炭素エネルギーの供給サイドの取組と合わせて、燃料転換や電化、非化石転換を大胆に進めていくことが重要としており、電気加熱も熱需要の電化として記載に含有されているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄鋼業は、高炉の廃止を 2035 年までに進めて電炉転換するような計画にしてほしい。</li> </ul>	<p>2023 年末に取りまとめた「分野別投資戦略」にも記載しているとおり、鉄鋼業のカーボンニュートラル社会に向けた取組の促進としては、一部高炉の大型電炉への転換の支援などに加え、高炉での水素還元製鉄の研究開発・実装を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネは極めて重要であり、より具体的な政策と措置を強力に進めるべき。例えば、鉄鋼業では、「既存技術のみならず、製鉄プロセスにおける大幅な省エネルギー及び低炭素化のための革新的な技術開発を実施し、当該技術の 2030 年頃までの実用化を目指す」とされているが、鉄鋼業などの装置産業では、工場の建替えや装置の更新時に徹底した省エネ工場の建設や、省エネ装置の導入が決定的に重要。より具体的な政策や措置を検討・実施すべきで、それを実現するための体制の構築が検討されるべき。</li> </ul>	<p>省エネ法では、提出される定期報告書を踏まえ、事業者の省エネルギー状況を評価し、停滞事業者には集中的に指導・助言等を行い、優良事業者は公表し称揚するなど、メリハリのある対応を行っています。また、省エネ設備への更新の投資促進に向けては、複数年の投資計画に切れ目なく対応できるように支援を進めることとしております。また、中小企業については、脱炭素に向けた潜在的なニーズを掘り起こすため、省エネルギー診断を強化するとともに、金融機関や省エネルギー支援機関とも連携した、地域で中小企業等の省エネルギーを支援する体制を構築していくこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスコージェネは電気への代替を早急に進めてほしい。</li> </ul>	<p>電化が可能な分野においては電源の脱炭素化と電化を推進していくことが求められますが、ガスコージェネレーションには、高い省エネ性や、再エネの導入拡大に伴う調整力の確保への貢献、災害時のレジリエンス強化といった特性があるため、引き続き、産業部門をはじめとする高温域を中心に導入を促進することが重要であると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の食糧危機問題の側面からも、エネルギーや物流コスト面でも、</li> </ul>	<p>「地産地消」は、食料自給率の向上に寄与する、また、二酸化炭素排</p>

	地産地消をもっと推進してほしい。	出量や物流コストの抑制に資する取組であると考えています。今後とも、地産地消を推進する取組を支援してまいります。
30.	<p><b>(自主行動計画について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P32 13 行目：「同部門の取組は今後とも重要である。このため、自主行動計画をはじめとする対策の着実な推進を図る」→「同部門の取組は今後とも重要である。さらに、規制を含め自主行動計画をはじめとする対策の着実な推進を図る」とする。</li> <li>・ P32 25 行目 (P39,48,56 も同様)：「産業界における自主的取組の推進」→「産業界における規制を含めた自主的取組の推進」とする。</li> <li>・ P33 9 行目：「目標達成の蓋然性の向上という観点から、自主行動計画及びそれに基づき実施」→「目標達成の蓋然性の向上という観点から、規制を含めた自主行動計画及びそれに基づき実施」とする。</li> <li>・ P33 17 行目：「炭素排出削減率の統一的な見せ方等、検討を進める。」→「炭素排出削減率の統一的な見せ方等、規制・検討を進める。」とする。</li> </ul>	<p>該当箇所は自主的取組について記載しているものであり、産業界が主体的に取組を進める重要性を強調する必要があるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P33 28 行目：民間企業による世界の排出削減への貢献として、「カーボンクレジット創出プロジェクトへの参画を通じた貢献」を追記すべき。</li> </ul>	<p>「カーボンクレジット創出プロジェクトへの参画を通じた貢献」の追記に係る御意見については、個別具体的な施策について網羅的に記載するものではないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱炭素製品・サービスの供給側にも、温室効果ガス削減の貢献量を評価できるようにしていただきたい。</li> </ul>	<p>「削減貢献量」の指標について、GX リーグに参画する有志企業と連携し、COP 等の場をはじめ国際的に発信しています。我が国企業の持つ強みが評価されるよう、取組を進めていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの大幅削減は石炭火力の削減を業者の自主的努力に任せていては実現不可能。</li> </ul>	<p>エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S+3E の原則の下で 2050 年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。</p> <p>石炭火力については、電源構成の約 3 割を占めており、必要な供給力</p>

	<p>が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。</p> <p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、こうした状況を踏まえ、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「経団連をはじめとする産業界は、自主行動計画を策定し、…取組を進め、これまで高い成果を上げてきた。」とあるが、産業界それぞれの自主行動計画・目標を示し、その実施状況を追加してほしい。</li> </ul>	<p>自主行動計画に基づく取組状況は、各省の web ページ等で閲覧可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会の構築は、極めて困難な事業であり、産業界の自主行動計画では限界があることは明らか。炭素税や排出量取引の導入を含め、規制的手法も検討し、導入可能な政策は速やかに導入すべき。</li> </ul>	<p>なお、第2章第2節2.（2）（d）に記載し、また、GX推進法に定めるとおり、我が国において、GX経済移行債による支援と排出量取引制度や化石燃料賦課金を組み合わせた成長志向型カーボンプライシングを導入することが既に決定されています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主行動計画の評価・検証は、事業者の負担が過大とならないよう配慮して実施すべきである。</li> <li>自主行動計画の位置づけ・あり方等についての検討について、現行の一律の枠組み・内容ではなく、業種特性に適切であり且つ柔軟なアプローチが許容される方向とすべき。</li> <li>P337行目：「以下①から⑦までの視点に基づき」について、事業者側の自由裁量によるウエート付が認められる、自主的な取組と理解するが良いか。</li> <li>P339行目：これまでも業界所管の官庁指定様式にて毎年報告を行っているが、これが踏襲されると理解して良いか。</li> <li>自主行動計画目標の検討に当たって、水素やアンモニア等、脱炭素燃料転換を図る上で技術開発や設備投資計画を策定する必要があり、各生産拠点が属する地域毎の供給構想情報（実現時期や配送形態等）が必要である。事業上相談したい事も多く生じると思われる為、拠点毎の供給網実現への活動の中核機能を果たす主体・問合せ相談の窓口等を開示頂きたい。開示に当たっては、経産省・都道府県庁のHPに専用の</li> </ul>	<p>自主行動計画が効果的かつ効率的なものとなるよう、政策の対応については事業者とも意見交換しながら進めていきます。</p>

	<p>情報エリアを作成し発信頂く等の取組をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 排出係数の変化及び時期について、自主行動計画に反映する為情報が必要である。2030 年、2040 年というマイルストーンに加え、その間の期間においても情報を頂きたい。脱炭素電力の実現が順調か遅れているのか把握する上でも、毎年の情報開示を求めたい。</li> <li>・ P33：②の視点について、技術の発展等により新たな「経済的に利用可能な最善の技術（BAT：Best Available Technology）」の普及が可能となった場合には、柔軟に数値目標を引き上げる考えに異論はないが、業種毎に製造技術革新の可能性には違いがある。革新可能性を有する業種では、補助金等政府支援も合せ、政府計画が提示する目標(2013 年比で 2030 年 38%削減)を上回る水準にチャレンジをお願いしたい。</li> <li>・ 業種間比較について、業種毎に CO2 排出量大幅削減への新技術の可能性有無や過去の CO2 排出削減への取組状況等、現状で置かれた環境・状況が異なるため、業種間比較の表示については十分考慮を頂きたい。</li> <li>・ 自らの排出削減目標（コミットメント）について、燃料転換と電化の施策について、脱炭素燃料の供給・調達及び脱炭素電力供給の実現が前提条件の排出削減目標になる。単独では実現出来ない要素が含まれる事を容認・認識しての記載と理解する。</li> <li>・ 自主行動計画に基づく取組について、国際比較等とあるが、海外同業のデータを入手しての比較はハードルが高すぎる。チャレンジするにしても、比較項目やメッシュ等は柔軟にしないと実現は出来ない様に思われる。</li> <li>・ 2035 年度に 60%、2045 年度に 73%削減という以上、それぞれの自主行動計画を見直す必要があり、産業界に要請すべき。</li> <li>・ 産業界の自主行動計画を、「温室効果ガスが削減されているという実績」があり、「引き続き事業者による自主的取組を進める」としているが、日本の地球温暖化対策が評価されていないことと、産業界の自主行動計画との関係を、正確に、実証的に検討・評価すべき。</li> </ul>	
31.	(企業経営等における脱炭素化の促進について)	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量削減に向けて、バリューチェーン全体視点での促進という考えには賛同するが、製品への温室効果ガス排出量の見える化策としてカーボンフットプリントとしての数値管理・表示を行えば、その数値について説明責任がメーカーに生じる。説明責任を考慮すれば、メーカーとして管理する工程において入手可能な情報に基づくものに限定すべきである。自社製品・サービスを出荷・提供した後の使途や廃棄等の情報については多岐に分かれる為、把握への努力は労が多いが精度を考えれば実りが少ない。ライフサイクル全体での削減という方針の下、各々の工程・段階の事業者や消費者が立ち最善を努める役割を分担する形とするべき。</li> </ul>	<p>サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、製品・サービスのライフサイクル全体での排出量（カーボンフットプリント）を算定し、サプライチェーン上の各企業が連携して排出削減を行うことが重要です。カーボンフットプリントの算定において、自社の管理外のプロセスについては、二次データを用いて算定することも可能です。各プロセスの取組も重要ですが、カーボンフットプリントの算定により、排出のホットスポットを特定し、サプライチェーン全体での排出削減につなげるとともに、算定結果の表示等により、消費者による脱炭素に貢献する製品の積極的な選択を促進することを目指しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2 排出量の算定・見える化に伴う投資に対して費用補助が受けられる支援制度の検討をお願いします。</li> </ul>	<p>環境省では、電子報告システム「EEGS」の機能を拡充し、報告義務の対象ではない中小企業も当該システムにより排出量の算定及び任意での公表が行えるようにする等、簡易に排出量の算定ができる環境整備を進めています。</p>
32.	<p><b>(産業部門の省エネ設備・機器の導入促進について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P359 行目：産業部門におけるエネルギー効率の高い設備として、「ヒートポンプ」を明記すべき。</li> <li>P35 10 行目：「冷却・加温」及び「乾燥」は、製造業の産業プロセスで代表的な設備であることから、具体的に記載した方がよい。</li> <li>P36 5 行目：既存の技術の組合せによる脱炭素の取組みへの支援があれば、建設施工時のGHG削減がより確実かつスピーディに進むと考えるため、「短期的には（略）普及を図ることにより、また、既存技術</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（業種横断）の取組として、ヒートポンプの導入を本文中に追記いたします。</p> <p>2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。御指摘の「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（業種横断）」の箇所においては、主要なエネルギー消費機器について、いくつか挙げています。用途については、御指摘の点以外にも様々なものが考えられることから、ここでは記載しないこととしています。</p> <p>御意見を頂いた「既存の技術の組合せ」による施工は建設施工においては既に実施されており、幅広い二酸化炭素削減の取組を対象とする目的で、御意見を頂いた具体的項目を記載はせず、原案のとおりとさせて</p>

	<p>の組合せによる CO2 排出削減の取組（土砂移送におけるダンプからベルトコンベヤへの転換等）についても、好事例の水平展開に資する支援策を導入することにより、二酸化炭素削減を目指す。」と追記。</p>	<p>いただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P36 24 行目：業種間連携省エネでは、熱だけでなく電気も含めたエネルギーの面的供給により、エネルギーの最適化が実現可能となるため、「未利用熱の熱導管等による融通や、コージェネレーションを核とした電気・熱エネルギーの面的供給等、複数の工場・事業者が」と追記してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、御意見のとおり追記いたします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（業種横断）について、新規設備導入において優遇税制、補助金などを活用する際に、対象範囲、申請方法など複雑で分かりにくい。分かりやすいしくみ、運用方法の確立を期待する。</li> </ul>	<p>省エネ設備への更新の支援策の運用にあたっては、申請にあたっての特設サイトを用意するなど、事業者にとってわかりやすい申請方法の案内に努めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際会議でも省エネは第一の燃料として位置づけられており、省エネ設備の導入を促進することに賛同する。</li> </ul>	<p>今後も省エネ設備への更新を促進し、徹底した省エネルギーを進めてまいります。</p>
<p>33. <b>（電化・燃料転換について）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P36 32 行目：「電源の脱炭素化の取組と併せて」→「2030 年までに石炭火力発電全廃という電源の脱炭素化の取組と併せて」とすべき。</li> </ul>	<p>エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S+3E の原則の下で 2050 年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。</p> <p>石炭火力については、電源構成の約 3 割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。</p> <p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、こうした状況を踏まえ、日本として、石炭火力を直ちに廃止することは考えていませんが、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアや CCUS 等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P3634 行目：電化は化石燃料消費に大きく寄与することが見込まれるため、「電源の脱炭素化の取組と併せて、最終エネルギー消費における電化は、適用に困難が伴う分野や工程もあるものの、加熱や乾燥工程など産業プロセスでの化石燃料消費を削減することが可能である。」に修正願いたい。</li> </ul>	<p>化石燃料の削減効果は、電源の脱炭素化の状況や、個別の設備の導入環境等に応じて検討がなされうることから、ここでは「可能性がある」との記載に留めております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P373 行目：電化について、後項の燃料転換と同様に、「中温～低温の熱を軸に、ヒートポンプや電気加熱等の導入による電化に向けた取組を深化させていく。」のように対策の具体例を示すことで導入拡大を促すべきである。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、「ヒートポンプ等の導入による電化」と追記いたします。なお、電気加熱については、「熱需要を電化する」という意味においては、現状の文案に含有されていると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P3632 行目：設備検討の優先順位として、第一に「脱炭素電源を活用できる電化」、次に「電化できない分野については、低炭素化の燃料転換」であることを明確にした方が良く、「電源の脱炭素化の取組と併せて、需要側の電化は、加熱や乾燥工程など産業プロセスでの化石燃料消費を削減できる。(略)特に、中温～低温の熱需要に対しては、ヒートポンプなど電化設備の導入を加速化する。また、適用に困難が伴う分野や工程における燃料転換の例としては、」と修正すべき。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、「電化に困難が伴う分野における燃料転換の例としては」と追記いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P3632 行目：加熱や乾燥工程での化石燃料消費を削減する電化機器・システムをより具体的に示すことで、読者にとっては理解度が高まり、検討の俎上に取り上げられるため、「電源の脱炭素化の取組と併せて、最終エネルギー消費における電化は、適用に困難が伴う分野や工程があるものの、加熱や乾燥工程など産業プロセスに、電気式ヒートポンプや赤外線などの電気式加熱を導入（燃焼系とのハイブリッド方式での活用も可）することにより、化石燃料消費を削減する可能性がある。」と修正してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、「ヒートポンプ等の導入による電化」と追記いたします。なお、電気加熱については、「熱需要を電化する」という意味においては、現状の文案に含有されていると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点では電化困難な領域と見做される分野であっても、産業競争力</li> </ul>	<p>資源エネルギー庁と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開</p>

<p>の向上に資する DX 対応の生産工程の導入など、需要家に電化可能な GX 設備への転換を促す取組みを進めることも重要である。</p>	<p>発機構（NEDO）が策定する「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略」なども見直ししながら、NEDO プロジェクト等により、イノベーションを促進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電化の推進に向けては、民生部門を中心に、低温度帯で蓄エネルギーが可能な熱需要では、非化石な電力に加え「大気熱」等を活用するヒートポンプ技術の活用、産業部門を中心に高温度帯においては、既存の電化技術の活用が有効であり、そうした機器の導入拡大が非化石転換・DR の拡大の点からも重要な要素であることから、エネルギー政策と産業政策を一体とし、GX 産業につながる市場創造の具体施策を講じていくことが重要である。</li> </ul>	<p>GX を、産業革命以来の化石エネルギー中心の経済・社会、産業構造から、クリーンエネルギー中心のものに移行させ、経済社会システム全体の変革を行うものと位置づけ、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指しており、エネルギー基本計画（案）や GX2040 ビジョン（案）等も踏まえながら、具体的施策を講じてまいります。</p> <p>なお、電化の推進に向けては、GX 経済移行債を活用した支援事業において、電化にも資する省エネ設備への更新支援を行うこととしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒートポンプ機器の普及拡大等により化石燃料依存の脱却を進めていくために、エネルギー供給構造高度化法と同様に、大気熱を再エネ熱の一つとして明確に位置付けることが必要である。</li> </ul>	<p>日本国内では、大気熱の利用を再生可能エネルギーとして統計に計上しておりません。例えば、大気熱を利用するヒートポンプ技術については、エネルギー投入量の減少、すなわち省エネとして評価しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料転換の例として、系統電力需給ピーク緩和のためのガス空調利用を挙げているが、省エネかつ再エネリソースをより高率的に使用できる電力による空調も重要である。</li> </ul>	<p>事業者向けの省エネ設備への更新支援においては、ガス式・電気式のいずれについても、省エネルギー性能の高い設備として空調の更新支援を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>足元で天然ガスへの燃料転換により低炭素化を進め、将来的に合成メタンを含む水素等や CCUS を活用することで CN 化を実現することに、全面的に賛同する。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）では、電化が可能な分野においては、S+3E のバランスを確保しつつ、電源の脱炭素化と電化を推進していくとともに、2050 年カーボンニュートラル実現に向けては、電化が困難であるなど、脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められるため、天然ガスなどへの燃料転換に加え、水素等や CCUS などを活用した対策も進めていく必要がある旨を記載しております。</p> <p>いただいた御意見も踏まえながら、引き続き、GX・エネルギー政策を進めてまいります。</p>

<p>34. (中小企業の排出削減対策の推進について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温暖化対策を実現するためには、個人事業主や小規模事業者が取り組みやすい支援策が必要。例えば、エコ製品導入への助成金制度や、環境に配慮した事業運営を行う事業者向けの認証制度を設けることを提案する。</li> <li>・ 中小企業の排出削減対策の推進について、公募結果の非公表等、大企業側が活用を促しやすい施策の検討をお願いしたい。</li> </ul>	<p>中小企業の排出削減対策については、省 CO2 型設備等の導入支援をより効果的に行えるよう努めてまいります。</p> <p>また、環境省では、中堅・中小企業向けエコアクション 21 を通じ、環境に配慮した事業者の認証を推進しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の排出削減対策について、省エネだけではなく、再生可能エネルギーの導入拡大を図るよう明記することを求める。</li> </ul>	<p>御指摘の再生可能エネルギーの導入については第3章第2節1(1)①Eに記載しており、中小企業も含めて導入促進を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が温室効果ガス削減目標を達成するために、排出量報告を義務化し、その進捗を公開する仕組みを強化すべき。特に、年間 10 万トン以上の CO2 を排出する企業には、2030 年までに排出量を半減させる具体的な計画を義務づけるべき。</li> </ul>	<p>企業の排出量報告の義務化については、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度において、一定量以上温室効果ガスを排出している事業者は、自らの排出量を国へ報告することが義務づけられており、国がその情報を公表しています。そのうえで、様々な制度や施策を組み合わせ、企業の削減取組を促してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「バリューチェーン全体での排出量の算定・削減」や「製品・サービスのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の見える化」のために、CFP の商品への表示を事業者に義務付けるなど、具体的に事業者にとって拘束力・効果のある取り組みを示してほしい。</li> </ul>	<p>環境省では、CFP の算定・表示に取り組む企業や業界団体を支援するモデル事業を実施しているほか、令和7年2月に「カーボンフットプリント表示ガイド」を公表するなど、CFP の表示の拡大に取り組んでいます。引き続き、CFP の算定・表示の普及を促進し、消費者が積極的に脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会を目指してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P37:「中小企業の排出削減対策の推進」の記載内容に賛同する。情報発信をお願いしたい。本件活動の中核機能を果たす主体・問合せ相談の窓口等を開示頂きたい。開示に当っては、経産省・都道府県庁の HP に専用の情報エリアを作成し発信頂く等の取組をお願いしたい。</li> </ul>	<p>環境省では地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業にて地域支援機関等が一体となって地域中小企業の脱炭素経営支援体制の構築支援をしています。取組成果の情報発信として地域ぐるみの脱炭素経営支援体制構築ガイドブックを策定し、グリーンバリューチェーンプラットフォームにて公表をしています。地域ごとの取組の発信については、各主体の自主的な判断に委ねているところですが、環境省としても積極的に情報発信に努めてまいります。</p>

B. 業務その他部門の取組		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
35.	<b>(業務その他部門の取組について)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P38 21 行目：DR の具体的な手法について例示するため、「建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進めるとともに、非化石転換や蓄電・蓄熱システムを活用した DR も推進していくことが重要である。」と追記してほしい。</li> </ul>	御指摘の箇所については、端的な記載とするため、省エネ、非化石転換、DR のそれぞれについて例示はしておらず、元案のとおりとさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスエアコンをただちに販売停止にしてほしい。</li> </ul>	ガス空調は、停電時にも稼働可能であり、災害時にも活用が可能です。こうした、様々な需要家のニーズについても、十分に留意をする必要があると考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模データセンターによる二酸化炭素排出は、国の法律で規制してほしい。</li> </ul>	最先端半導体や光電融合技術などの最先端の情報処理技術や、それを支える液体冷却技術などを用いる最先端の付帯設備を活用することにより、データセンターのエネルギー効率の改善に向けた取組を強化することが重要です。このため、技術開発の促進に加えて、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、諸外国の取組も踏まえつつ、支援策と一体で制度面での対応を行っていくこととしています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P38 23 行目：建物のリニューアルは省資源にもつながる取組みであり、建材製造時に排出される CO2 の削減にも寄与することから、「ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けて、リニューアル（改修）による既存建物の省エネ性能向上を積極的に進めるとともに、これに至る」と、リニューアルに関する言及を追記してほしい。</li> </ul>	御指摘の記載については、第 3 章第 2 節 1. (1) ①B. (b) 建築物の省エネルギー化において、「既存建築物の改修・建替の支援や省エネルギー性能表示などの省エネルギー対策を総合的に促進する。」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の空調機器はガスを禁止し、リプレースの際に EHP としてほしい。</li> </ul>	頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。	
36.	<b>(建築物の省エネルギー化について)</b>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイトルを「(b) 建築物の脱炭素化」に変更し、建築物に関して省エネに留まらない取組を推進すべき。具体的には、「○低炭素・GX建材の利用促進」の項目を新たに加えた上で、ライフサイクルでの二酸化炭素削減を図るべく、主要な構成要素である鉄・コンクリート（セメント）について、低炭素・GX製品の普及に向けて、公共建築物における率先した取組・調達を図るとともに、民間建築物での利用拡大に向けた支援措置等を講じていく旨を明記すべき。</li> </ul>	<p>建築物の省エネに留まらない記載については、第3章第2節2. (1) (e)において、「建築物に用いる建材・設備のGX価値が市場で評価される環境を整備するとともに、建築物の脱炭素化を図るため、関係省庁の緊密な連携の下、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO<sub>2</sub>等（ライフサイクルカーボン）の算定・評価等を促進するための制度を構築する。」と記載しています。また、御指摘の鉄・コンクリートの公共建築物における率先した取組・調達については、第3章第2節1. (2) ④において、「CO<sub>2</sub>吸収型コンクリートによる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法については、一部を除き確立していないことから、これらの算定方法を確立し、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）への反映を進めるとともに、(略)国・地方公共団体による公共調達を拡大することを目指す。」と記載しています。また第3章第2節2. (2) (g)において、「公共工事においても、低炭素型コンクリート、グリーンスチールなどのグリーン建材について、積極的な活用方策を検討していく。」と記載しています。そのため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P38 23 行目、P39 18 行目：「ZEB 基準の水準」の直後に、この水準はネットゼロエネルギーになるとは限らないことを一般国民に認識してもらうため、「(標準的な建物より 30%～40%以上の省エネルギー性能)」と解説を追記してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘の記載については、本計画(案)脚注29に「再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P39 9 行目：建築材料である鉄・セメント・コンクリートについても、公共調達及び民間調達において積極的な支援と施策を行っていくことを明記して欲しい。</li> </ul>	<p>「公共工事においても、低炭素型コンクリート、グリーンスチールなどのグリーン建材について、積極的な活用方策を検討していく。」というように民間企業のみならず、公共部門が自ら率先してGX製品等の積極的な調達を進めていく旨を記載させていただいております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P39 13 行目：建物のリニューアルは省資源にもつながる取組みであり、建材製造時に排出されるCO<sub>2</sub>の削減にも寄与することから、「また、建築物全体での省エネルギー性能の確保に向けて、リニューアル（改修）による既存建物の省エネ性能向上を積極的に進める」を追記</li> </ul>	<p>御指摘の記載については、第3章第2節1. (1) ①B. (b) 建築物の省エネルギー化において、「既存建築物の改修・建替の支援や省エネルギー性能表示などの省エネルギー対策を総合的に促進する。」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>してほしい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネを進めるため、建物の断熱基準を強化し、記載してほしい。</li> </ul>	<p>住宅に係る外皮性能基準は、各地域の外気温や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、設定しています。また、御指摘の記載については、第3章第2節1.(1)①C.(b)住宅の省エネルギー化において、「2030年度以降新築される住宅について ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも 2030 年度までに実施する。」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2030 年において新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。</li> </ul>	<p>太陽光発電設備の建築物への導入については、第3章第7節に設置促進の取組に関して記載しています。なお、その設置の義務化については、私権の制限に関わることであり、住宅取得者や建築主を含む国民の負担や将来的なリスク等を踏まえて慎重に検討すべきと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅・建築物の太陽光義務化を 2026 年までに実行してほしい。</li> </ul>	<p>太陽光発電設備の義務化については、私権の制限に関わることであり、住宅取得者や建築主を含む国民の負担や将来的なリスク等を踏まえて慎重に検討すべきと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の多い我が国においては、レジリエンス性を確保する観点是非常に重要であり、特定のエネルギーに過度に依存しないようバランスを取ることは重要である。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。こうした考え方の下、エネルギー基本計画(案)では、2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針を示しています。</p> <p>その上で、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐えうる需給構造へ転換するため、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することにより、エネルギー自給率の向上を図っていく方針を示しています。</p>

		<p>その他、災害に備えて、再エネの地域活用の推進や、予備電源制度などを活用した火力発電の容量確保、サービスステーションのネットワーク維持など、自然災害にも備えた GX・エネルギー政策を進めていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年にストック平均で ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すにあたり、2030～50年の省エネルギー性能向上並びに再生可能エネルギーの導入拡大に係るロードマップ策定の検討と、正確な進捗確認とフォローアップが必要。</li> <li>2050年に非住宅の建築物について本当のネットゼロエネルギービル「ZEB」標準化を目指すべき。これから建てる非住宅の建築物についてはできるだけ早期に「ZEB」を標準とする検討を始めるべき。</li> <li>建築物のフル ZEB を 2026 年までに義務化してほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築分野においては、省エネ基準の引き上げや ZEB/ZEH の普及促進は評価できるが、中小企業への改修費用の補助制度の拡充や、技術的な支援体制の強化が必要。また、既存建築物の省エネ改修を促進するため、インセンティブ制度の導入を検討すべき。</li> <li>学校の断熱改修を国補助金 100%でただちに実行してほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
37.	<p><b>(業務部門の高効率な省エネ機器の普及について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P406 行目、P4119 行目：ヒートポンプ式給湯機について、適切な表記（器→機）に修正願いたい。</li> <li>P406 行目：業務用燃料電池も既に商品化されており、家庭用と業務用両分野での導入を進めるべきであるため、「エネルギー効率の高い業務用給湯器の導入を促進する。業務用燃料電池は、都市ガス等から水素を造り、空気中の酸素と化学反応させることで発電を行うとともに、発電時に発生する熱を有効に活用することで、最大 90%以上の総合エネルギー効率を達成する分散型エネルギーである。今後は純水素燃料</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、御意見のとおり修正いたします。</p> <p>業務・産業燃料電池については、水素基本戦略に基づき、発電効率の向上等によるコスト削減等に向けた技術開発を進めながら普及の道筋を示している状況であり、こうした状況も踏まえながら、必要な施策の更なる具体化等に取り組んでまいります。</p>

	電池も含め、更なる導入を目指す。」と追記してほしい。	
38.	<p><b>(電気・熱・移動のセクターカップリングの促進について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分散型エネルギーリソースの一つである、燃料電池・コージェネレーションシステムは、再エネ導入拡大に伴い重要性が高まる調整力やデマンドリスポンスに貢献する効果を持つものであり、蓄電池と同様に更なる普及を図ることが重要である。</li> </ul>	<p>燃料電池については、省エネ性能の高い給湯器であることから、家庭用燃料電池について導入支援を行うこととしております。また、コージェネレーションシステムについても、工場・事業所における省エネに資することから、省エネ設備への更新支援において導入を推進しております。</p>
39.	<p><b>(エネルギーの地産地消、面的利用の促進について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ電力の地産地消を進める事で地域外へのエネルギー支出が抑えられ、地域内でお金が循環することにより地域活性化につながる。このようなエネルギーと経済の地域循環の仕組みづくりに対する積極的な支援が必要。</li> </ul>	<p>本計画(案)においては、地域における再生可能エネルギーと蓄電池やコージェネレーションなどの分散型エネルギーリソース(DER)を組み合わせた活用や、DERの活用にあたっては地産地消による効率的なエネルギー利用や災害時のレジリエンス強化等にも資する地域マイクログリッドの重要性を明記しており、これを踏まえて対応を進めていきます。</p>
40.	<p><b>(ヒートアイランド対策について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の保全や緑化について記載されているが、吸収源対策の他、樹冠被覆率の暑熱緩和効果を重視すべきであり、具体的な数値目標をあげて、かなり強力に樹冠被覆率を増大させる必要がある。</li> <li>温暖化をさらに加速させているヒートアイランド現象の主な原因としてコンクリート、アスファルトがあるのでその対策を入れるべき。</li> <li>緑地の確保や緑化については賛成で、クレジット制度のために街路樹を植えるだけで、葉が伸びないようにカットされていては、温暖化対策や熱中症予防にはならないため、無駄な剪定、切り落としや伐採をしないで、もっと緑化を推進して頂きたい。</li> </ul>	<p>御指摘の点については、第3章第2節1.(1)温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策において、「都市部を中心としたヒートアイランド現象に関する観測・調査・研究で得られた知見やデジタルツイン等を活用し、総合的に「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」及び「熱中症を含む人の健康への影響等を軽減する適応策」などのヒートアイランド関連施策を実施することにより、熱環境改善を通じた都市の脱炭素化を推進する。」と記載し、ヒートアイランド減少の対策に取り組むことについて記載しています。</p> <p>また、「地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防止・改善等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)の活用による良質な緑地の確保、民有緑地や農地の保全など地域全体の地表面被覆の改善を図</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市部を中心としたヒートアイランド現象」について「地表面被覆の改善」を挙げているが、気候変動や生物多様性の観点から国際的に重視されているのは「樹冠被覆率」である。温暖化により深刻な問題となっている熱中症の予防にも効果があるとされ、ヒートアイランド現象の緩和も期待できる。また「都市公園の整備等による緑地の確保」と言いながら、首都東京都下において樹木を急速に伐採し続けている。樹木を伐採しつつ芝生を植えることで樹冠被覆率が大幅に低減しているにもかかわらず、地表被覆率は改善されたというまやかしによって都や事業者は都市公園の破壊・私物化を強引に進めている状況がある。国が都に対して指導すべき事案であり、現行あちらこちらで実施されている樹木の伐採をとまなう公園事業についてはただちに停止のうえ計画の見直しを図るよう要請する必要があると考える。</li> <li>気温上昇の主因が CO2 というには科学的根拠が不足しており、各地域、各地点における原因と寄与率が異なるため、各地域、各地点で最適な対策を講ずることが、費用対効果の最も高い気温上昇抑制効果となる。そのため、CO2 排出抑制だけの対策に費用を投じるのではなく、都市化に対する費用投資も必要である。</li> </ul>	<p>る。」と、具体的な対策についても記載しています。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
41.	<p><b>(上下水道における省エネ・再エネ導入について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上水道の施設の広域化・統廃合について、地震・台風などの大自然災害や気候危機による線状降水帯などの大雨によって施設管路が大きく広範囲に破壊されるおそれがあるため、地域によっては広域化・統廃合ではなく、従来の簡易水道に似る形態を残し、人命・健康をいち早く守る施策は必要不可欠である。</li> </ul>	<p>上水道においては、広域連携を進める上でも、耐震性や災害時の冗長性を確保し、強靱で持続可能な水道システムを構築してまいります。</p>
42.	<p><b>(業務部門における廃棄物処理の取組について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P43 32 行目：廃棄物発電における排熱を上手に活用し、熱電併給（コージェネ）システムを実現している事例も登場してきているため、「廃棄物処理施設における廃棄物発電・熱電併給等のエネルギー回収や」</li> </ul>	<p>廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等という原案に、御意見の意図も包含しているものとなりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	と追記してほしい。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物を資源として、エネルギーとして活用するために、広域化を国、県がさらに積極的に進める必要があるにも拘わらず、廃棄物の処理は、地方自治体の義務であるという考え方がこびりついていて、人口減の中で、規模がさらに小規模になり、莫大な費用を使い、発電、熱回収のできない処理場が引き続き残ることになっている。近隣地域との連携がうまくいかないため、無駄な焼却場が引き続き残ることになっている。従って、「廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等を更に進める」を進めるための法律改正が望まれる。</li> </ul>	頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
C. 家庭部門の取組		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
43.	<p><b>(家庭部門の取組について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P44 9 行目：エネルギー基本計画の記載との平仄を合わせるため、ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池といった高効率給湯器の導入について明記すべき。</li> <li>・ 熱利用についてはまだまだ太陽熱や廃熱の利用を進める余地があり、家庭での暖房も温水利用など進めていくべき。</li> </ul>	<p>家庭用の高効率給湯器について、燃料電池のみ名称が記載されていたことから、平仄を合わせるため、「ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機等の高効率給湯器」と、追記いたします。</p> <p>太陽熱については、住宅のゼロ・エネルギー化にも資するものであり、家庭部門における支援も含め、第3章第2節1.(1)E.エネルギー転換部門の取組(b) 脱炭素電源の拡大において以下のとおり記載しています。</p> <p>「自然由来の再生可能エネルギー熱は、地域性の高い重要なエネルギー源であり、経済性や地域の特性に応じて進めていくことが重要である。太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等の自然由来の再生可能エネルギー熱について、熱供給設備の導入支援を図るとともに、複数の需要家群で熱を面的に融通する取組への支援を行うことで、再生可能エネルギー熱の導入拡大を目指す。」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅等における再生可能エネルギーの導入においては、基礎自治体の</li> </ul>	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の積極的な活用を図るた

	<p>促進計画策定の後押しのためにも、再エネ利用促進区域制度の政府主導による適用拡大を検討してほしい。</p>	<p>め、これまで、促進計画の作成ガイドラインを策定・公表し、制度の解説や促進計画の策定の手順等の情報を提供しているほか、地方公共団体向けに連絡会議を開催し事例の横展開を図っているところです。引き続き、促進計画の策定を後押しする取組を進めてまいります。</p>
44.	<p><b>(住宅の省エネルギー化について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P45 1,22 行目：「ZEH 基準の水準」の直後に、この水準はネットゼロエネルギーになるとは限らないことを一般国民に認識してもらうため、「(標準的な住宅より 20%以上の省エネルギー性能)」との解説を追記してほしい。</li> <li>・ P46 21 行目：家庭用燃料電池について具体的な記載がなされているため、家庭用ヒートポンプ給湯器についても、「家庭用ヒートポンプ給湯機は、再生可能エネルギーである空気中の熱を用いてお湯を沸かす省エネ性の高い機器であり、さらに昼間時間での沸き上げにより一層の省エネや省 CO2 の促進、さらにダイヤモンドレスポンスとしての活用も期待されることから、家庭用ヒートポンプ給湯機の更なる導入を促進する。」と追記してほしい。</li> <li>・ 断熱基準について、新築について欧米並みに強化し、中古住宅でも基準などを設けることで、断熱の必要性をもっと周知すべき。</li> <li>・ 建築物の省エネについて、GX 志向型住宅など断熱等級 6・7 を含む住</li> </ul>	<p>御指摘の記載については、本計画(案)の脚注 33 に「強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から 20%削減。」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>家庭用の高効率給湯器について、燃料電池のみ名称が記載されていたことから、平仄を合わせるため、「ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機等の高効率給湯器」と、追記いたします。</p> <p>住宅に係る外皮性能基準は、各地域の外気温や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、設定しています。また、御指摘の記載については、第 3 章第 2 節 1. (1) ①C. (b) 住宅の省エネルギー化において、「2030 年度以降新築される住宅について ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも 2030 年度までに実施する。」と記載しています。また、既存住宅については、2050 年に住宅ストック平均で ZEH 基準の水準の省エネルギー性能を確保することの実現に向けて、引き続き支援や周知に取り組んでまいります。</p> <p>御指摘の、GX 志向型住宅などの高い省エネ性能を有する住宅につい</p>

<p>宅の言及が少ない。</p>	<p>ては、第3章第2節1.(1)①C.(b)において、「新築住宅についてはZEH基準の水準及びそれを上回る水準の省エネルギー性能を有する住宅の普及を図る。」と記載しています。頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、制度の周知を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。</li> </ul>	<p>太陽光発電設備の建築物への導入については、第3章第7節に設置促進の取組に関して記載しています。なお、その設置の義務化については、私権の制限に関わることであり、住宅取得者や建築主を含む国民の負担や将来的なリスク等を踏まえて慎重に検討すべきと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>マンションでは窓・サッシは共用部分で基本交換できないため、断熱性能の高い窓製品の普及のためには、この制約をなくすことも必要。</li> </ul>	<p>マンションの窓・サッシについて、国土交通省が公表している「マンション標準管理規約」においては、建物の外観を保全する必要性等の観点から共用部分とされており、交換等の改良工事は管理組合が行うことが原則とされていますが、管理組合が交換等の改良工事を速やかに実施できない場合には、理事会の承認を得て、区分所有者の責任と負担において実施できることとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の省エネ化を大幅に前倒しで進めるため、来年度から新築住宅のZEHと太陽光発電設置の義務化、既存住宅のZEH相当の省エネ化や太陽光発電設置のための補助金を東京都並に出し、2030年からは欧米並の省エネ住宅を義務化すべき。</li> </ul>	<p>2022年の建築物省エネ法の改正により来年度より全ての新築住宅・建築物に対して省エネ基準への適合が義務化されます。頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ、断熱、再エネの取り組みが重要であり、新築住宅だけでなく、既設の建物についても早急に改修を進めるなどの対策をしてほしい。</li> </ul>	<p>2050年に住宅ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保することの実現に向けて、引き続き支援や周知に取組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅・建築物の太陽光義務化を2026年までに実行してほしい。</li> </ul>	<p>太陽光発電設備の義務化については、私権の制限に関わることであり、住宅取得者や建築主を含む国民の負担や将来的なリスク等を踏まえて慎重に検討すべきと考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の省エネルギー化（ZEH）推進のため初期コストを抑える必要があるため、補助金制度の充実化、実質賃金の上昇、雇用の安定化に向けての労働問題を改善してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘の補助金制度については、第3章第2節1.（1）①C.（b）において、「規制強化のみならず、（中略）新築住宅についてはZEH基準の水準及びそれを上回る水準の省エネルギー性能を有する住宅の普及を図る。（中略）、既存住宅については、高効率給湯器の導入や断熱窓への改修等も含めた住宅の省エネ化を支援する。」と記載しています。頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年以降において、ZEH超の省エネ性能の標準化を目指すことを検討してほしい。併せて、住宅における再生可能エネルギーの普及拡大の計画についても記載してほしい。また、高効率設備による自家消費型再エネ導入の標準化を検討してほしい。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）において記載しているとおり、ZEHについて、今後は更なるゼロ・エネルギー化を進める観点から、省エネルギー性能の大幅な引上げを実施するとともに、自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、その定義を見直すこととしております。また、住宅用太陽光発電については、2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の大規模災害時の実績からは一般に電力の方がレジリエンスが高いことが明らかであり、電力は特定エネルギー源に依存しないミックスでレジリエンスはより高いと考えられるため、「レジリエンス性を確保する観点から、多様なエネルギー源を利用する機器が必要であることに留意しつつ」を削除してほしい。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。こうした考え方の下、エネルギー基本計画（案）では、2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針を示しています。</p> <p>その上で、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐えうる需給構造へ転換するため、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することにより、エネルギー自給率の向上を図っていく方針を示しています。</p> <p>御指摘の点については、電力、ガス、石油系燃料などは、それぞれ特長を有しており、レジリエンスの観点からは、災害に備えて様々な手段を準備する必要があると考えております。例えば、再エネの地域活用の推進や、予備電源制度などを活用した火力発電の容量確保、サービスス</p>

	<p>テーションのネットワーク維持やコージェネレーションや廃熱等のエネルギーの面的利用を推進など、自然災害にも備えた GX・エネルギー政策を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の多い我が国においては、住宅のレジリエンス性を確保する観点からは非常に重要であり、特定のエネルギーに過度に依存しないようバランスを取ることは重要である。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。こうした考え方の下、エネルギー基本計画（案）では、2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針を示しています。</p> <p>その上で、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐えうる需給構造へ転換するため、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することにより、エネルギー自給率の向上を図っていく方針を示しています。</p> <p>特に、住宅に導入される機器・建材の性能工場と普及を図るため、機器・建材トップランナー制度の強化を図りますが、この際、レジリエンス性を確保する観点から、多様なエネルギー源を利用する機器が必要であることに留意しつつ、給湯器等の省エネ性能の工場を図っていきます。</p> <p>その他、災害に備えて、再エネの地域活用の推進や、予備電源制度などを活用した火力発電の容量確保、サービスステーションのネットワーク維持など、自然災害にも備えた GX・エネルギー政策を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断熱性能の高い省エネ住宅やゼロエネルギー建築（ZEB）の普及を促進し、家庭部門でのエネルギー消費を削減する政策を強化すべき。</li> <li>・ 2050年にストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すにあたり、2030～50年の省エネルギー性能向上並びに再生可能エネルギーの導入拡大に係るロードマップ策定の検討と、正確な進捗確認とフォローアップが必要。</li> </ul>	<p>頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築分野においては、省エネ基準の引き上げや ZEB/ZEH の普及促進は評価できるが、中小企業への改修費用の補助制度の拡充や、技術的な支援体制の強化が必要。また、既存建築物の省エネ改修を促進するため、インセンティブ制度の導入を検討すべき。</li> <li>・ 断熱は、健康増進にも効果があり、気候変動対策としても重要。</li> <li>・ 公営住宅の断熱改修を 2030 年までに 100% 実現してほしい。UR の既存住宅すべてを断熱等級 7 以上、フル ZEH となるよう改修を遅くとも 2030 年までに完了してほしい。ZEH かつ低家賃の公営住宅を国が大量に整備することを検討していただきたい。また、新築住宅についての幾つかの施策の記載はあるが、既存の公営住宅についても記載されるべき。断熱改修をはじめ自然エネルギー活用など必要な施策は様々であり、国・県・市町など各レベルでの施策強化を求める。また、公共建築物の率先した取り組みに加え、公営住宅などの省エネルギー化も視野に入れてほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
45.	<p><b>(家庭部門の省エネ機器の普及について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池の投入エネルギーである都市ガス/LP ガスや水素(純水素型)において、ガス非化石化や余剰再エネ電源による水素生成等の普及状況も踏まえつつ取り組んでいくことが重要。</li> <li>・ 家庭用燃料電池は、発電時に発生する熱を有効に活用することで高いエネルギー効率を達成する機器であるとともに、再エネ導入拡大に伴い重要性が高まる調整力の確保や、災害時のレジリエンス性向上にも貢献するものであり、今後の更なる導入を目指すことに賛同する。</li> <li>・ 家庭部門のエネルギー消費の約 3 割を占める給湯器の省エネルギー等に資する、高効率な給湯器の導入支援をすることに賛同する。</li> <li>・ 家庭用燃料電池の導入促進は現状では非化石転換に矛盾し、将来的に</li> </ul>	<p>燃料電池については、分散型エネルギーリソースとしての利活用やレジリエンスの強化にも資する観点から重要であり、ガスにおける脱炭素化や水素等の普及状況も踏まえつつ、一層のコスト削減や普及促進に取り組んでまいります。</p> <p>引き続き、家庭用燃料電池を含む、高効率給湯器の導入を支援してまいります。</p> <p>引き続き、高効率給湯器の導入を支援してまいります。</p> <p>2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、電化や非化石転換に</p>

	<p>グリーン水素等に転換した場合は高コストになることが避けられないため、新築建築物においては電化を促進するのが合理的と考える。</p>	<p>加えて、徹底的な省エネや CCS や水素等の活用を進めることが重要です。燃料電池は、将来的には純水素燃料電池も考えられますが、まずは、都市ガスや LP ガスから水素を造り、空気中の酸素と化学反応させることで発電を行うとともに、発電時に発生する熱を有効に活用することで、最大 90%以上の総合エネルギー効率を達成することが可能であり、家庭でのエネルギー消費量を削減する等のための更なる導入を目指しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2 排出するガス利用をただちに停止するために、家庭用エコキュートなどへの代替の補助金を強化してほしい。</li> </ul>	<p>温室効果ガスの排出削減等を目的として、ヒートポンプ給湯機の導入に係る費用を補助する事業を実施しています。</p>
D. 運輸部門の取組		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
46.	<p><b>(運輸部門の取組について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運輸部門で、輸送効率化による省エネルギー施策の対象が貨物輸送だけになっているが、旅客輸送にも効率化の余地があり、輸送効率化による走行距離削減、原単価の低いモードへの転換など、計算根拠が明確で確実な施策登録、削減目標を設定すべきではないか。施策として、地域交通：効率的で持続可能な地域交通計画の策定、中長距離輸送：モード適正を考慮し、環境最適な国内旅客交通政策の推進、などが考えられる。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
47.	<p><b>(次世代自動車の普及、燃費改善等について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P48 31 行目：「2030 年までに充電インフラ 30 万口の整備」という目標値の設定根拠を明示してほしい。</li> <li>EV への積極移行とインフラの整備は、国の産業のためにも役立つ。</li> <li>陸上での車両による近距離移動及び定点間移動（定期便）の電動化推進、最終的には義務化。常時決まった場所で充電が行える形態の車両運行の電動化を先行して推し進め、発電インフラの普及とコストダウンを図る。</li> </ul>	<p>我が国は、自動車分野のカーボンニュートラル実現と産業競争力強化の両立の観点から、日系企業の技術的な強みも踏まえ、EV のほか、合成燃料、水素など「多様な選択肢」を追求することを基本方針としています。乗用車と商用車のそれぞれの状況を踏まえた目標を設定しており、エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、2035 年までに、乗用車の新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%の目標を設定しているほか、商</p>

- ・ ゼロエミッション車に限定した野心的な新車販売比率目標の設定など、全方位追求型ではなく、ゼロエミッション車にフォーカスを当てた政策導入を求める。
- ・ ガソリン・軽油を使用するハイブリッド車も、2035年までに新車販売を禁止すべき。
- ・ 他の主要国の自動車政策と同様に、電動車の定義からプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車を除外すべき。
- ・ 次世代自動車（EV、FCV、PHEV、ハイブリッド自動車）を普及拡大する、と言いながら、乗用車については2035年までに新車販売の100%を目指しながら、大型車については「8トン超の大型車については、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、(中略)2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定する。」とあり、乗用車との差が大きすぎるため、困難ならその理由を明記し、誰もが納得できるようにしてほしい。
- ・ 「2050年に自動車のライフサイクルを通じたCO2排出ゼロを目指す。」とあるのは、2050年に販売される新車についての目標か、2050年の自動車ストック全体についての目標か、不明確なので明記してほしい。2050年に社会全体で排出ネットゼロとなるためには、2050年の自動車ストックについて少なくとも走行時排出量をネットゼロにする目標が必要と考える。
- ・ 自動車の電動化について、CO2排出量の多い石炭火力発電が残る段階で、電力需要を増やす電気自動車の普及を進めるのは逆効果である。電気自動車の普及は、石炭火力発電を廃止できる目途がたった段階で進めるべきである。
- ・ 35年に100%電動化するという目標は、35年時点でも電動車がCO2削減に効果があるという誤った情報を国民に提示することになり、「エネルギーに関する国民各層の理解促進」で述べられている「正確な情報」ではなく、撤回するべきと考える。
- ・ 自動車の燃料のバイオエタノール混合は低炭素化に有効であるが、現在の燃費基準・税制、および「乗用車の2030年度燃費基準」に何ら反映されていない。市場へのバイオエタノール燃料の投入や、対応する

用車に関しては新車販売目標等を設定しています。

こうした目標の達成のため、EV市場の創設に向けて、車両の普及とインフラの整備を車の両輪として促進しています。充電インフラの整備については、充電インフラ整備促進に関する検討会において議論し、2023年10月に「充電インフラ整備促進に向けた指針」を策定しました。本指針において、2030年に充電インフラ30万口の整備を目指すこととしております。

引き続き、あらゆる施策を通じ、電動車の普及に向けて取り組んでまいります。

	<p>自動車の開発を促進するため、早急に燃費基準に反映すべきである。例えば、2030年基準において、バイオエタノール分の燃料消費量はカウントしない等の対応が有効と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EV義務化を2030年までに実現してほしい。</li> <li>BEV推進のため、パーキングメーター・公共駐車場への普通充電器の設置、民間の急速充電器、普通充電器の設置補助率向上、化石燃料車の自動車税・自動車重量税の増税を行ってほしい。</li> <li>欧州と同じ轍を踏まないように、国際動向や市場を鑑みて、柔軟に対応する、等の文言を追加すべきではないか。</li> </ul>	
48.	<p><b>(道路交通流対策について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「道路の整備に伴って、いわゆる誘発・転換交通が発生する可能性があることを認識しつつ、」としながら、「二酸化炭素の排出削減に資する環状道路等幹線道路ネットワークの強化」など、道路整備を進めることだけだが、道路の整備そのものによる誘発・転換交通をなくす目標を追加してほしい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消の推奨や広い駐車スペースを必要とする建物を作り過ぎないことで、交通量を減らし、二酸化炭素流出量を減らすべき。</li> </ul>	<p>道路は、地域経済の活性化や安全安心な暮らしを実現するために、引き続き、ミッシングリンクの解消をはじめとする整備を進める必要があります。一方で、地球温暖化対策に貢献していくことも重要であり、道路照明のLED化などCO2削減を考慮した道路構造への転換や、電動車の普及のための充電施設の設置などの配慮を十分に行うことにより、両立を目指してまいります。</p> <hr/> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
49.	<p><b>(公共交通機関及び自転車の利用促進について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部での自転車専用道路の整備やシェアバイクサービスの拡充を進め、低公害バスや電動鉄道の導入を加速させることで、都市部の交通排出ガス削減を実現するべき。</li> <li>公共交通機関の利用促進策の強化として、地方部における公共交通ネットワークの維持・活性化に向けた支援を充実させるべき。</li> <li>公共交通機関及び自転車の促進は、都市部向けの目標に聞こえ、地方の実情が考慮されていないように思われる。</li> <li>公共交通機関の利用促進について、地域の公共交通（バス等）の充実を促進して市民が自動車単体の利用を減らすことができるようにして</li> </ul>	<p>第3章第2節1.(1)D.(f)公共交通機関及び自転車の利用促進に記載のとおり、単位輸送量当たりの二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関の利用促進を図ることは、地球温暖化対策の観点からも重要であると認識しております。</p> <p>このため、より使い勝手の良い公共交通を実現する観点から、御指摘の公共交通ネットワークの維持・活性化に向けた支援を含め、地域の関係者の連携と協働を通じて、利便性・生産性・持続可能性を高め、地域公共交通を再構築する「リ・デザイン」を進めています。</p> <p>例えば、同一自治体内の輻輳するバス輸送を統合・再編して効率的な</p>

	<p>ほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革によりバスの便数が減ってしまったり、そもそも路線自体が廃止になってしまったりしており、国民の選択肢を狭めない為に、国として公共交通機関への支援が必要</li> <li>都内は電車やバスといった公共交通機関が発達しているが、さらなる利用促進のために学生や若者向けの割引制度を拡充し、低公害バスの導入比率を 2030 年までに 100%とし、都市部での交通排出ガス削減を目指すべき。</li> <li>公共交通機関のEV化（再エネ）を進め、シェアサイクルやシェアカー、ライドシェアなど、移動手段についてもっと利用しやすく省エネ化する方針を示してほしい。</li> <li>路線バスの原則 BEV 義務化をただちに実行してほしい。</li> <li>交通部門における GHG 削減の取り組みとして、電動バスや鉄道輸送の普及を加速させる施策を優先するべき。また、自転車や徒歩の利用促進に向けた都市計画も強化すべきで、EV の普及だけでなく、カーゴバイクの導入、ラストワンマイルの輸送拠点の整備など、北欧の交通政策を日本でも導入するように対策を強化してほしい。</li> <li>脱炭素化の取り組みとして都市部での水素バスの導入を推進する必要がある。</li> </ul>	<p>運行や運行本数増加による利便性向上を図ったり、LRT の整備とバス路線の再編を基軸としたまちづくりによる公共交通利用者数の増加を図るといった取組を支援しています。</p> <p>御指摘の学生や若者向けの割引制度の拡充については、利用者の経済的負担を軽減する観点から必要な取組の 1 つであると認識しています。一方で、すでに割引制度は交通事業者の判断により各地域の実情に応じたきめ細やかな割引制度が実施されているところであり、一律に割引の拡大を図ることは、事業者の定める運賃体系全体に影響を及ぼすことから、慎重に検討すべきと考えています。</p> <p>また、御指摘の EV バスや水素バスなど公共交通機関の EV 化については、第 3 章第 2 節 1. (1) D. (b) 自動車単体対策に記載のとおり、車両等の導入支援により商用車の電動化を進めていくこととしています。</p> <p>交通部門における GHG 削減の取組の検討に際しては、御指摘の海外の交通政策の事例等、様々な事例も参考としながら、検討を進めてまいりたいと考えていますが、いずれにしても、より利用しやすい公共交通の実現を進めることで、環境負荷の低減を図りながら、更なる公共交通の利用促進を進めてまいります。</p>
50.	<p><b>(鉄道、船舶、航空機の対策について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空分野の脱炭素化に向けて、SAF の導入促進や運航方式の改善等の取り組みを加速させるための具体的な支援策の明確化を求める。SAF の国内生産体制の確立や、導入に伴うコスト増に対する支援、管制の高度化による運航方式の改善に向けた安全性の確保を前提とした効率化に資する具体的な方策のさらなる追求、機体の軽量化や新型機材の導入などの取り組みを促進するための税制優遇や補助金制度などの支援、国際ルールメイクへの参画に加え、Jクレジットの CORSIA 適格化にとどまらず、CORSIA 適格クレジットの全般の供給拡大と多様化の支援などをお願いしたい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。(具体的な施策については航空脱炭素化推進基本方針も御参照ください。)</p> <p>なお、航空の脱炭素化に向けた支援については、経済産業省において GX 経済移行債を活用した SAF 製造事業者に対する設備投資補助や税額控除等の取組を推進しております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年 GHG 排出ゼロに向けて、ゼロエミッション船の開発、実証、市場投入においてこれまでも国の支援はあるものの、造船、エンジンメーカーなど各企業の負担は小さくない。また、現時導入が進んでいる LNG 燃料船では、国内バンカリング基地が限定されているといった課題もある。今後は水素、アンモニアを燃料とした船舶の導入が進むことが予想されるが、国内企業が地球温暖化対策に積極的に取り組み、事業が継続できるよう船舶・エンジンの開発・実証にかかる費用はもとより、燃料供給システムおよび設備の整備、各種法整備を早期に確立するなど、さらなる国の支援強化が不可欠である。</li> </ul>	<p>水素・アンモニアを燃料とする船舶やそれら船舶に搭載するエンジンや燃料供給システム等について、開発・実証は「グリーンイノベーション基金事業」を通じて、また、国内生産体制の整備は GX 経済移行債を原資とした補助金事業として令和6年度から新たに開始された「ゼロエミッション船等の建造促進事業」を通じて支援をしております。今後も造船・船用メーカーが事業を継続できるようこれらの支援を実施してまいります。また、船舶への燃料の供給については、国土交通省において次世代燃料であるメタノールのバンカリング拠点形成に向けた検討に取り組んでいるところです。その他、水素、アンモニアも含め次世代燃料の動向を注視し、必要な支援を検討してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶部門におけるゼロエミッション政策等は各船社が取り組んでいるものではあるが、トン数標準税制のような企業若しくは業界側に税制優遇等のバスターを課す事がなければ、他業界においても同様の取り組みを促進する事はできない、あるいは進行は鈍化せざるを得ないと考える。</li> </ul>	<p>ゼロエミッション船等の環境負荷低減船に対しては、特別償却制度をはじめとする税制特例や財政融資資金を活用した金融支援等の措置により支援しております。また、海運、鉄道、航空業界の運輸事業者に対しては、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例について還付制度を設けており、運輸分野の環境負荷低減の促進に取り組んでおります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道分野の脱炭素化について、車両や先進的な省エネルギー機器などの導入記述がされているが、海外の例（スイス）で、鉄道路の間に太陽光エネルギーを集める機器を敷き詰めて、太陽光エネルギーをとらえるアイデアがあるので、日本の鉄道分野でも採用したらどうか。</li> <li>リモートで可能な仕事が増えてきた現在、今以上に鉄道を増やす必要は考えられない。特に大量の電力を必要とするリニアや新しい新幹線はいらない。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。</p>
51.	<p><b>(脱炭素物流の推進について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物流分野においては、多重下請構造の改善や、ドライバーの労働環境改善に向けた具体的な施策を盛り込むことを求める。</li> </ul>	<p>頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モーダルシフトを国家戦略として位置づけ、全体構想の具体化を急いで頂きたい。国が自動車輸送圏（例：半径 100km 以下）を設定し、これに見合う密度の鉄道輸送及び海上輸送の拠点を定めて整備を進める事を国民に対して見える化する、高速道路の走行距離に対して、累進的な料金制あるいは類似した税制とするなどの政策が考えられる。</li> </ul>	<p>モーダルシフトについては、2030 年に不足する輸送力 34%の解消をより確かなものとするため、陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員し、トラックドライバー不足や物流網の障害などに対応するための「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」（令和 6 年 11 月 22 日官民物流標準化懇談会モーダルシフト推進・標準化分科会）をとりまとめたところであり、令和 6 年度補正予算等を活用しながら、鉄道と内航海運へのモーダルシフトの更なる強化を図るとともに、ダブル連結トラック、自動運転トラック、航空貨物輸送等の多様な輸送モードの活用も強力で推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モーダルシフトによるトラック輸送からの転換による二酸化炭素排出削減は 20 年以上課題とされているが、一向に進んでいないのはなぜか、それを検証し、その対策を踏まえて計画に盛り込むべきである。</li> </ul>	<p>モーダルシフトが進んでいないとの御指摘については、2030 年に不足する輸送力 34%の解消をより確かなものとするため、トラックドライバー不足や物流網の障害などに対応するための「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」（令和 6 年 11 月 22 日官民物流標準化懇談会モーダルシフト推進・標準化分科会）をとりまとめたところであり、令和 6 年度補正予算等を活用しながら、鉄道と内航海運へのモーダルシフトの更なる強化を図るとともに、ダブル連結トラック、自動運転トラック、航空貨物輸送等の多様な輸送モードの活用も強力で推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾における取組について、地球温暖化対策技術開発などは化石燃料に頼らざるを得ない状況である。中小企業に地球温暖化対策に対応できる体力は限られているため、国からの補助を検討頂きたい。</li> </ul>	<p>港湾における脱炭素化の取組を促進するため、環境省と国土交通省が連携し、トランスファークレーン、ストラドルキャリア、船舶への電力供給設備などの低・脱炭素化荷役機械等の導入を支援しております。引き続き、民間企業等の脱炭素化に向けた取組等に関する具体的なニーズを伺い、関係省庁間で連携しながら、対応について検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長距離輸送における燃料電池トラックについて、水素の利用は大きな馬力を必要とする長距離トラックなどには適しているが、燃料補給ステーションの普及は依然として困難、時間がかかる。</li> </ul>	<p>長距離トラックなどの商用車分野では、航続距離が長く、充電時間が短いという水素の利点を生かせると考えており、商用車に重点を置いて燃料電池自動車の普及拡大を図っていく方針です。</p> <p>燃料電池商用車に対応する水素ステーションの普及は現時点では限定的ですが、需要が見込まれる地域において、自治体とも連携しながら、支援の重点化とも合わせて普及拡大に向けて取り組んでまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅配便事業者の近距離輸送用トラック・バイクは全面的に BEV 義務化をただちに行ってほしい。</li> <li>・ トラックの置き場について、コモンと言える山間部の森林を伐採したり田畑を埋め立てたりした場所や里山や川沿い、海岸沿いなどに多く見られる。コンクリートで固めトラックや車置き場とする事を制限してほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
E. エネルギー転換部門の取組		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
52.	<p><b>(再生可能エネルギーについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原発・石炭火力から脱却し、化石燃料への依存度を下げするため、再エネの普及・利用を促進すべき。</li> <li>・ 再エネや省エネに投資し、エネルギー自給率を高めるべき。</li> <li>・ 「再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要」とあるが、どちらを優先するかを明確にする必要がある。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済成長、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。</p> <p>エネルギー基本計画（案）では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針を示しています。</p> <p>御指摘の再生可能エネルギーについては、地域との共生を図りながら、主力電源として最大限導入を進めていきます。同時に、火力発電も重要です。火力発電については、トランジション手段としての LNG 火力の確保や、水素・アンモニア、CCUS 等を活用した火力の脱炭素化を進めていきます。</p> <p>御指摘の原子力については、安全性の確保を大前提に再稼働を進めていくとともに、次世代革新炉の開発・設置に取り組んでいきます。同時に、再生可能エネルギーも重要です。再生可能エネルギーについては、地域との共生を図りながら、主力電源として最大限導入を進めていきま</p>

	<p>す。</p> <p>また、ロシアによるウクライナ侵略以降、我が国を取り巻くエネルギー情勢は一変しました。エネルギー分野におけるインフレーションが世界的に顕著となり、我が国においても電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じるなど、石油危機依頼のエネルギー危機が危惧される状況となりました。翌年には、中東地域における軍事的緊張が高まり、化石燃料の調達に関する不確実性が上昇するなど、我が国が抱えるエネルギー需給構造上の課題が改めて浮き彫りとなりました。</p> <p>こうした課題は我が国の貿易収支にも大きな影響を与えています。2023年には、自動車、半導体製造装置などの輸出で得た金額の大半を、原油や天然ガスなどの鉱物性燃料の輸入に充てており、その総額は約26兆円にまで達しました。</p> <p>エネルギーは国民生活や経済活動の基盤となるものであり、エネルギー安定供給が損なわれることは決してあってはなりません。</p> <p>その上で、化石エネルギーへの過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造への転換を進めていくためにも、需要サイドにおける徹底した省エネルギーに加え、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再エネ比率を、2030年に50%以上/2035年に(60%/70%/80%)以上/2040年に(70%/80%/90%)以上/2050年に100%とすることを求める。</li> <li>・ 再エネを3倍に拡大する計画を策定すべき。</li> <li>・ 再エネを伸ばすことは、技術革新が進み国際的な競争力が向上し、資源のない日本にとって国益に適う。</li> <li>・ 再エネ導入量の実現に向けては、乗り越えるべき課題が多くあるが、事業者として再エネの電源開発・維持にしっかりと取り組んでいくべき。</li> <li>・ 再生可能エネルギーの直接利用の開発に予算を重点的に配分すべき。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。</p> <p>この基本方針の下で、関係省庁と連携して施策を強化することで、事業者の新規の電源投資を促進していきます。また、FIT/FIP制度に基づき導入された再エネ電源について、支援期間の終了後においても、長期安定的に事業継続がされるよう、事業に対する適切な再投資やリパワリング、責任あるプレーヤーへの事業集約を促進していきます。</p> <p>FIT制度が導入された2012年度からこれまで約10年で再エネ発電量を倍増させており、平地面積当たりの我が国の太陽光発電の導入量は既にドイツやイギリスよりも大きく、主要国最大となっています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーと都市インフラの融合を進め、効率的で持続可能なエネルギー利用を実現。</li> <li>再生可能エネルギーの主力電源化は、何人も否定することのできない温暖化対策の最善の解であり、国民・社会全体の最大利益につながるため、実現すべき。</li> <li>再生可能エネルギー導入を積極的に進め、気候変動対策の国際的リーダーとしての役割を果たすべき。</li> <li>再エネ中心の社会を作るとは経済合理性が高い。</li> <li>「新規追加性のある再生可能エネルギー導入（再生可能エネルギー由来の電源）拡大、並びにその利用を必要とする需要家のアクセスが十分確保されるよう」、その取組方針を明記すべき。</li> <li>再生エネルギー技術だけではなく、生態系や森林・河川・海域・生物などに詳しい人材との連携が必要。</li> <li>再生可能エネルギーを主力電源化する方針には賛同するが、土地利用規制の緩和、送電網の強化、地域間連携の促進など、技術面・法制度面での具体的な施策が示されていない点が課題。</li> </ul>	<p>需要家の再エネ電源へのアクセスを確保する観点からは、FIT 制度から FIP 制度への移行を強力に推進していくことが重要であり、こうした方針は、既に計画に明記しています。</p> <p>再エネ導入促進に向けては、再エネ特措法に基づく FIT/FIP 制度による支援を講じているほか、各種補助金等も措置してきています。</p> <p>まずは、2030 年度のエネルギーミックス実現を目指し、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化や陸上風力の稼働に向けた促進区域の活用等を図っていきます。加えて、その先の 2040 年度を見据え、①設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入、②洋上風力発電の案件形成、③地熱発電や地方公共団体と連携した水力などの地方創生に繋がる再エネ導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、再エネの最大限導入を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民・環境影響へ配慮し、持続的に再エネを促進すべき。</li> <li>再エネ推進は気候変動対策としてだけでなく、地域経済活性化や雇用創出にも寄与する。</li> <li>再エネ事業による利益が地域の人々にもたらされる事によって、地域理解や共生を促進することも大変重要。</li> <li>森林伐採を伴う再エネプラントの促進につながる政策は誤り。</li> <li>メガソーラー発電所設置について、FIT・FIP 認可条件制度の中に、地元地域への貢献（無償の電力供給・地元での雇用）など、地元住民・地方自治体との合意形成が行われていることを必須条件として加える必要がある。</li> <li>従来から指摘されている風力発電施設の低周波騒音問題について、「技術革新を進める」、「配慮する」等の記載を入れるべき。</li> <li>「風力」について、「地元との調整等により、導入までのリードタイムは長く」とあるが、建設自体は容易で稼働までのスピードに優れた電</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生が大前提です。FIT 制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観等に対する地域の懸念が高まっており、こうした懸念にしっかりと向き合って対応していきます。</p> <p>具体的には、2024 年 4 月の再エネ特措法改正により、①説明会の開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知を認定基準としています。②また、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する関係法令違反を早期に是正するため、違反事業者等に対して FIT/FIP 交付金を一時停止する措置を導入しています。③併せて、森林法における林地開発許可等、災害の危険に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、2023 年 10 月から、FIT/FIP 認定申請の要件とするなど、認定手続の厳格化を図っています。</p> <p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、雇用の創出や地域経済の成</p>

<p>源であるので、その旨も記載してほしい。</p>	<p>長の観点からも、関連産業における国内サプライチェーンの構築を進めていくことが重要です。この点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大と併せて、地域経済への波及効果も踏まえ、国内に強靱なサプライチェーンを構築し、産業競争力の強化を図るとともに、人材育成を推進していきます。同時に、関係省庁とも連携しながら、地熱発電や自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる再エネ導入を進めていきます。</p> <p>風力発電は、その建設に当たって丁寧な地域との調整が必要な電源であり、御指摘のように「建設自体が容易で稼働までのスピードに優れた電源である」点を取り出して記載することは不適切であると考えています。</p> <p>引き続き、こうした制度の厳格な運用等を通じて、再生可能エネルギーの地域との共生を図っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネを進める計画を再考すべき。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、事業規律の強化を通じた地域共生の実現、国民負担の抑制、再生可能エネルギーの出力変動に対応するための蓄電池の導入や地域間連系線の整備、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力発電などのイノベーションの加速とサプライチェーンの構築、使用済太陽光パネルへの対応といった諸課題に適切に対応してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの発電コストについて、間接的な補助金も含め、各電源の発電コスト及びその計算方法を該当箇所に明記すべき。</li> </ul>	<p>各電源の発電コストについては、エネルギー基本計画の見直しの中でエネルギーミックスの検討の参考とするため設置された、資源エネルギー庁の発電コスト検証ワーキンググループにおいてお示ししております。当該コストは資本費・運転維持費・燃料費・政策経費などを織り込んだ形で試算を実施しておりますので御確認ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネの計画には相当な努力が必要であり、原発や火力も含め国民の負担抑制方法を明記して脱炭素方法を示すべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）に記載している、FIT/FIP 制度における入札制の更なる活用などを通じて、引き続き、国民負担の抑制を図っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>FIT 賦課金など、電気料金に上乗せされている費用は産業界でも重い</li> </ul>	<p>再エネ賦課金の減免制度は、国民負担の公平性と、国際競争力維持・</p>

<p>負担となっているため、国際社会とそん色のない電力単価の実現に向け入札制度の活性化の他にも減免の維持拡大などの施策を進めるべき。</p>	<p>強化の双方のバランスを踏まえて、電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化を図る観点から、制度における例外として措置されたものです。引き続き、法律に基づき適切に制度運用を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネを普及させる際に、地方医療施設でのエネルギー自給体制の確立にも力を入れるべき。</li> </ul>	<p>地域に賦存する再生可能エネルギー電源は、適切に活用されることで、エネルギーの地産地消や災害等の緊急時のレジリエンス強化に資する電源です。</p> <p>例えば、FIT 制度では、2020 年度以降、認定要件として、自家消費や地域消費、地域一体的な活用を促す地域活用要件を設定しております。また、関係審議会において、市町村と再エネ発電事業者の更なる連携強化の円滑化に向けた、環境整備に関する検討が進められており、引き続き、再生可能エネルギー電源の地域での活用を推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光・風力発電のコストはすでに競争力ある水準に低減しており、ポテンシャルを最大限活用すべき。</li> <li>太陽光発電として、軽量・柔軟なペロブスカイト太陽電池、営農型ソーラーシェアリング、住宅非住宅のルーフトップ太陽光を積極的に導入すべき。</li> <li>風力は欧州等で主要な電源となっており、一基当たりの発電量が大きく、日本でも有望。太陽光と並行して、早急に設置が進められるべき。</li> <li>陸上風力発電についての導入目標がないことは大きな問題。</li> <li>風力発電は、太陽光発電と比べても、ポテンシャルも大きく、明確な導入目標が設定されるべきで、洋上風力発電の目標も引き上げるべき。</li> <li>洋上風力に対する投資インセンティブのさらなる強化が必要。</li> <li>プロペラがない風力発電で鳥との衝突を防ぎ台風にも強いマグナス式風力発電の普及も推進してほしい。</li> <li>EEZ のポテンシャルを活かし、浮体式洋上風力を新たな産業として成長させるため、2035 年までに 20GW、2040 年までに 90GW の水準（送電開始）の目標を掲げ、その目標を実現するロードマップを策定するとともに、案件規模の拡大に向けた海域指定等の制度整備を速やかに進めることを求める。</li> </ul>	<p>太陽光や風力発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。</p> <p>この中で、太陽光発電については、地域との共生と国民負担の抑制を前提とし、需給近接型での導入が可能な建築物の屋根や壁面の有効活用を追求していくことが重要であると考えています。</p> <p>具体的には、まずは 2030 年度のエネルギーミックスの実現に向けて、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化を図っていきます。加えて、その先の 2040 年度を見据え、設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、太陽光発電の導入を進めていきます。</p> <p>風力発電については、2030 年度のエネルギーミックス実現を目指し、陸上風力の稼働に向けた促進区域の活用等を図っていきます。さらに、洋上風力については、2040 年度目標の達成に向けては、急峻な海底地形を有する我が国においても設置可能な浮体式洋上風力発電の導入拡大が不可欠であります。このため、我が国の広大な排他的経済水域においても洋上風力発電設備を設置することができるよう必要な制度環境の整備</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>ペロブスカイト太陽電池について、具体的導入目標が記載されていて良い。大いに期待している。</li> </ul>	<p>を行っていきます。</p> <p>現時点で 2040 年度におけるサプライチェーン、技術開発、コスト等の動向を確度高く見通すことは難しいため、2040 年度の陸上風力と洋上風力の導入目標・内訳は設けていません。他方、洋上風力に特化する形で、2040 年度までに浮体式も含めて 30-45GW の案件形成を図るという目標を設定しており、この目標については、本計画（案）に明記しています。2040 年度目標の達成に向けては、急峻な海底地形を有する我が国においても設置可能な浮体式洋上風力発電の導入拡大が不可欠であります。このため、我が国の広大な排他的経済水域（EEZ）においても設備を設置することができるようにすることが重要であり、必要な制度環境の整備を行っていきます。</p> <p>洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」です。また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設や O&amp;M 等を通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待されます。また、着実に案件形成を行っていくことも事業の予見性を高める観点から重要であり、これまで年平均 1 GW を超える案件を創出しております。</p> <p>新技術の一つであるマグナス式風力発電については、バードストライクを防ぎ、台風にも強いという特徴がある一方、大型化に向けた課題があります。このような課題の克服に向け、安全性や実用性の観点も踏まえながら、引き続き、技術開発を検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本は世界第 3 位の地熱のポテンシャルのある国であり、最新の地熱発電の技術を使えば国立公園の中であっても景観を損ねない小さく目立たない施設で済むため、地熱を主力電源にしてほしい。</li> </ul>	<p>地熱発電については、自然や温泉資源等も踏まえつつ開発地域と共生した形で開発を進めていきます。また、今後、地熱ポテンシャルが有望な自然公園等の未開発のエリアの開発の促進に向けて、自然環境に配慮した設備設計など必要な規制等を遵守したうえで、新たな技術も活用しつつ、効率的に開発を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマスの記載について、国内バイオマスと海外バイオマスで分けるべき。</li> </ul>	<p>輸入材を利用する大規模なバイオマス発電については、国内木材を利用するものと異なり、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外の森を伐採して行うバイオマス発電は再エネとして認めるべきでなく、日本では行わないべき。</li> <li>・ 次世代型バイオマス固形燃料を石炭の代わりに利用すべき。</li> <li>・ 木質バイオマスによる発電は CO2 排出量は化石燃料由来よりも多く輸入材に頼る現状もあるため、これ以上広めることは温暖化促進につながる。</li> <li>・ 電力を生み出すライフサイクル全体を検討し、木材バイオマス、ガスの方が温室効果ガスの発生が少ないケースも多い。</li> <li>・ 廃棄食品によるバイオマスを計画に入れてほしい。</li> </ul>	<p>があるほか、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっています。こうした点も踏まえて、関係審議会では、「大規模バイオマス発電について、将来的な自立化が難しいことから、2026 年度以降は FIT/FIP 制度の支援対象外とすべき」旨の意見が取りまとめられており、こうした意見を踏まえた対応を講じていきます。</p> <p>バイオマス発電の導入に当たっては、事業規律の強化を通じた地域共生の実現、国民負担の抑制、事業の安定継続といった諸課題に適切に対応してまいります。</p> <p>バイオマス発電事業の安定的な運営には、使用する燃料を長期にわたって安定的に調達することが重要です。こうした観点から、環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めてまいります。また、御指摘のように石炭の代替エネルギーとしてバイオマス燃料を活用する場合一定量の燃料を安定的に確保することも課題となります。</p> <p>特に、事業の安定継続について、①関係省庁が連携して国産木質バイオマス燃料の供給拡大に取り組むとともに、②大規模なバイオマス発電に関しては、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT/FIP 制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進めていきます。</p> <p>ライフサイクル GHG について、バイオマス発電事業においては、バイオマスの収集・加工・輸送等を通じたライフサイクル温室効果ガスの排出量ができる限り少ない燃料の利用を求めてまいります。具体的には、FIT/FIP 制度におけるバイオマス発電のライフサイクル GHG 排出量の基準では、2030 年度に使用する燃料については化石燃料による火力発電に対し 70%削減を求め、それまでの間は 50%削減を求めています。</p> <p>バイオマスは、地域分散型、地産地消型として多様な価値を有するエネルギー源であり、本計画（案）における「バイオマス」には、食品廃棄物を燃料として利用するものも含まれています。農山漁村再生可能エ</p>
---	---

	<p>エネルギー等を通じたエネルギーの地産地消を積極的に推進し、農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、家畜排せつ物、下水汚泥、食品廃棄物等の有効利用を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>水力発電（ダム式、水路式）は CO2 排出量の少ない発電方法ではある、同時にその地域の生態系に大きな影響を及ぼすものでもある。人口的に作られたインフラの水路（農業用水路、上下水道）などを利用したマイクロ水力発電のさらなる促進の検討を求める。</li> <li>エネルギーの地産地消にも役立つので、小規模水力にもっと力を入れてほしい。</li> </ul>	<p>中小水力発電は、地域に裨益する事業モデルを構築することで、地域産業の活性化・地方創生に資する電源であることから、地方公共団体と連携した水力などの地方創生に繋がる導入を推進していきます。</p> <p>具体的には、中小水力発電の導入検討段階等で必要となる流量調査や地元理解の促進等を支援します。また、中小水力発電の隠れた開発ポテンシャルを明らかにするため、全国水系における開発可能な地点の広域的な調査や、地方公共団体主導の下での開発地点候補の詳細調査・案件形成等を推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「…揚水発電や蓄電池の活用など、調整力の確保を進めていく」を「…揚水発電や蓄電池、コージェネレーションの活用など、調整力の確保を進めていく」に修正いただきたい。</li> <li>コージェネレーションも、出力の変動する再生可能エネルギーに対する調整力として活用することができるため、追記する必要があると考える。</li> </ul>	<p>本計画（案）においては、蓄電池やコージェネレーション等の分散型エネルギーリソース（DER）の普及等に伴い、これらを活用した DR も進展しており、更なる普及を図ることが必要と明記しており、これらの対応を踏まえ、コージェネレーションの導入を推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等」に空気熱、地中熱、バイオマス熱、と追記すべき。</li> <li>電力を使わずに直接温める、太陽光温水器などの太陽光利用を推奨する。</li> <li>熱エネルギーこそ、これまで注目を集めなかったが、最も安価で小規模にも開発できる地域自立型のエネルギーである。</li> </ul>	<p>太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等の自然由来の再生可能エネルギー熱について、熱供給設備の導入支援を図るとともに、複数の需要家群で熱を面的に融通する取組への支援を行うことで、再生可能エネルギー熱の導入拡大を目指していきます。</p> <p>空気熱に関しては、日本国内では、その利用を再生可能エネルギーとして統計に計上していませんが、エネルギー投入量の減少、すなわち省エネとして評価してきたところです。引き続き、国際的な動向も踏まえつつ、エネルギー統計の充実に努めてまいります。なお、空気熱を利用するヒートポンプについては、再生可能エネルギー源の利用であるという見方もあると承知していますが、他方で、ヒートポンプ技術を活用する際には、電気などのエネルギーが必要であり、また、どの程度の空気</p>

		<p>熱を利用したかについては、個別の機器の設置地域の気温、機器の性能や使い方によっても異なるため、再生可能エネルギー技術利用として位置付けることは留意が必要であると考えています。</p> <p>バイオマスについては、発電利用と熱利用を効果的に組み合わせていくことが重要です。地域の農林業等と連携し、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給の地域内利用を推進するとともに、農山漁村再生可能エネルギー法等を通じたエネルギーの地産地消を積極的に推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネル廃棄量ピークに備え、パネルの情報提供基準を強化し、リユースやリサイクルの制度の検討が必要。</li> </ul>		<p>太陽光発電設備の適切な廃棄・リサイクルは、地域共生における重要な課題です。こうした中、適正な廃棄を促進するため、2022年7月以降、再エネ特措法に基づき、FIT/FIP制度の認定事業者に対し、太陽光発電設備の解体・撤去や適正な処理のための費用の積立てを求めています。</p> <p>また、2030年代後半以降に太陽光パネルの大量排出が見込まれる中で、環境省と経済産業省の合同で審議会を開催し、新たな制度の構築に向けた検討を進めています。今後、審議会の取りまとめを行った上で、早期に必要な制度的対応を講じてまいります。</p>
	<p>蓄電池について、非常に有望性が高いため、世界的にコストが急激に低下しており、今後もコスト低下が見込まれ、極めて有望な選択肢となる。非常に優れた調整力があり、景観等の問題が起きにくく、建設期間が短いため経済性も高い。</p>	<p>蓄電池の増設やDRの促進などのシステムの柔軟性の確保については、蓄電池は、再生可能エネルギー等で発電された電力を蓄電し、夕方の需要ピーク時などに電力供給する調整電源として、DRは需給バランスを確保するための需要側へのアプローチ手段として重要です。蓄電・蓄熱等を活用した電力貯蔵システムやコージェネ、負荷設備、蓄熱層等のDERを活用したアグリゲーションビジネスの促進等を行い、DRの更なる普及を推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネは「出力抑制」問題が生じていることと、その対策について記載してほしい。</li> <li>再エネの出力抑制を最大限回避できる電力市場への速やかな移行に向け、柔軟性のある価格形成が可能な卸売電力市場の構築を求める。</li> </ul>		<p>エネルギー基本計画（案）においては、再生可能エネルギーを最大限に活用する観点から、その出力制御量の抑制に取り組む方針を明記しています。この方針や、2023年12月に策定した再エネ出力制御対策パッケージを踏まえ、蓄電池の導入支援等の必要な対策を進めていきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電と送配電の所有権分離と、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電政策を求める。</li> </ul>	<p>電気事業を取り巻く環境変化や課題への対応については、今後検討を深めていく必要があり、2025年3月までに実施される電力システム改革の検証プロセスにおいて検討することとされております。</p> <p>その上で、現在パブリックコメントを実施している「電力システム改革の検証結果と今後の方向性（案）～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」においては、適切な行為規制を講じること等により、法的分離の下での送配電部門の中立性・透明性の向上に努めることを前提に、少なくとも現時点で制度的に所有権分離を求める必要はなく、送配電部門の中立性・透明性の確保に向けた更なる制度的な対応については、事業者の取組状況を踏まえてその必要性を継続的に検討し、仮に必要性が生じたときは、その背景や理由を踏まえた上で、所有権分離も1つの選択肢としつつ、具体的な対応策を検討していくとしております。</p> <p>また、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電政策について、本計画（案）においては、「既存系統の最大限活用」を進める必要を明記しており、引き続き、再エネの活用に向けて、必要な対策を講じていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイクログリッドで太陽光、蓄電池での地産地消モデルを早急に進めてほしい。</li> </ul>	<p>エネルギーの地産地消については、本計画（案）において、効率的なエネルギー利用や、地域活性化、災害時の停電等のリスクを低減となることから重要と明記されているとおりであり、地産地消による効率的なエネルギー利用や災害時のレジリエンス強化等に資する地域マイクログリッドが重要と明記しています。引き続き、再生可能エネルギーの活用やレジリエンス強化、エネルギーの地産地消の取組を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペロブスカイト太陽電池については、現在開発されている鉛使用のものは、鉛の散逸による影響はあると思われるので、使用については当面差し控えるべき。</li> </ul>	<p>ペロブスカイト太陽電池の安全性について、例えば、鉛は、ペロブスカイト太陽電池に封止されており、現時点までに含有物の流出事案は確認していませんが、今後、実証等によりデータを注視していきたいと考えています。</p> <p>また、ペロブスカイト太陽電池について、使用後における適切な回収システムの確立を進めていきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーラーシェアリングは再生可能エネルギー普及のための重要な取り組みだと思ふため、もっと記載をしたり施策を講じてほしい。</li> <li>2013年度比 60~66%削減を目指し、「ソーラーシェアリング」など再エネ導入を加速させてほしい。</li> </ul>	<p>営農型太陽光発電は、営農と発電の両立を通じた地域活性化の効果もある有用な取組であり、再エネ拡大の一翼を担うものと考えています。</p> <p>その際には、農業政策との調和を図ることが大前提となりますが、営農と発電を両立する好事例がある一方で、収穫量が減少している等、営農が適切に行われていない事例などの存在も指摘されています。このような不適切事例については、FIT/FIP 交付金の一時停止の対象とするなど、厳格に対応を講じています。</p> <p>同時に、①営農型太陽光発電等の設計・施工に関するガイドラインの策定、②営農型太陽光発電について、FIT 制度で低圧太陽光発電に求めている発電電力量の3割の自家消費を免除する特例の設定など、農林水産省と連携して、農業と調和した適正な形での営農型太陽光発電の普及に取り組んでいます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの拡大においては、発電所が建設される地域の住民と自然環境に大きな負荷をかけないように、行政によるゾーニングと、地域の意見が事業に反映できるように、事業主体を地域が主導できるような規制が必要である。</li> </ul>	<p>地球温暖化対策推進法では、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮した地域共生型の再エネの導入を推進するため、市町村が、地域の自然的社会的条件に応じて、関係者の意見も取り入れながら、再エネの導入を促進する区域等を設定し、これに適合する再エネ事業を認定する地域脱炭素化促進事業制度を導入しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池の製造、保管時の消防法などの規制緩和をただちに行ってほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
53.	<p><b>(原子力発電について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓をふまえ、安全性の確保を最優先としたうえで、安価で安定的な電力供給が不可欠であり、原子力発電所の再稼働、次世代革新炉の開発、人材の育成・確保は最重要である。</li> <li>安全性を確保した上で、原子力発電所は維持・推進すべき。</li> <li>原子力関連の技術者が減少し、関わる企業の技術力維持や人材の確保が経営上大きな課題となっており、早急な対応が求められる。国民意</li> </ul>	<p>すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱み</p>

<p>見も鑑みて原子力政策の方針は推進方向に転換すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原発を廃止してほしい。</li> <li>・ 原発への回帰を望んでいる国民はほとんどおらず、脱原発で案を作成し直すべき。</li> <li>・ 地球温暖化対策推進とネットゼロを名目に原発を利活用することには反対。「原子力発電の利活用」に繋がりがねない文章・文言は削除すべき。</li> <li>・ 福島の事故を経験し、復興の現状や最終処分課題、リスクを抱えている日本は原発の最大限の活用というのはあまりにも無謀である。</li> <li>・ データセンターや半導体工場等の電力需要が増えるため原発を稼働させるようだが、まずデータセンターに自然エネルギーによる自家発電設備や新電力への切り替え、省エネなどをしてもらうことが先。</li> </ul>	<p>が他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。</p> <p>なお、2023年11月に開催されたCOP28のグローバル・ストックテイクの合意文書において、原子力がゼロ・低排出技術の一つとして盛り込まれており、我が国としても同様の認識です。</p> <p>加えて、我が国の原子力産業・人材基盤は、高い国産化率と技術を誇り、国内経済や雇用に対する貢献度も高く、既設炉の再稼働や革新軽水炉・小型軽水炉等の次世代革新炉の開発・設置に向けても不可欠です。震災以降の新規建設案件喪失で、この基盤が脅かされつつある中、将来的な建設期間長期化・コスト増加や、機器・部素材・燃料加工・廃炉を含めた産業基盤・技術の途絶、規制対応の面を含めた原子力人材の不足等を回避する必要があります。そのため、原子力サプライチェーンプラットフォームを通じ、事業承継支援、部品・素材の供給途絶対策、人材育成・確保支援等を拡充するとともに、国内の次世代革新炉開発・設置に向けて産業基盤を維持・強化する意味でも、市場拡大が想定される海外プロジェクトへの参画を官民で後押ししていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設炉の最大限活用、次世代革新炉を含む原子力発電所の新增設が重要であり、開発・設置は新規サイトの選定も必要。</li> <li>・ 「廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者のサイト内での次世代革新炉への建て替え」に限定しない開発・設置が必要である。</li> </ul>	<p>ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などを受けたエネルギー安全保障への対応が急務です。加えて、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況です。</p> <p>こうした中で、エネルギー基本計画（案）に示されているとおり、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があると</p>

		<p>考えています。</p> <p>その上で、原子力については、2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後に既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進める必要があります。</p> <p>このため、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組みます。そして、バランスの取れた電源構成の確保を目指し、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを対象として、地域の産業や雇用の維持・発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限り、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていきます。その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「原発依存度の低減」を削除せず維持すべき。</li> <li>・ 2040年に原発依存度を限りなくゼロにすべき。</li> </ul>	<p>これまで第6次エネルギー基本計画では、「可能な限り原発依存度を低減する」ということと、「必要な規模は持続的に活用する」ということを記載していました。これは、原発依存度が震災前の約3割から下がり、一方で必要な原発は活用していく、という趣旨であり、この考えは、今回も変わりません。ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などを受けたエネルギー安全保障への対応が急務です。加えて、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況です。</p> <p>こうした中で、エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があると考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力の活用において極めて重要になる立地地域の協力や原子力サプライチェーンにおける事業予見性の向上、技術・人材の確保を維持する観点からは、国による具体的な原子力発電の開発・建設目標量の設定が必要。</li> </ul>	<p>2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後に既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要であり、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組みます。</p> <p>なお、2040年度のエネルギーミックスとしては、総発電電力量1.1～1.2兆kWh、原子力比率2割程度という見通しをお示ししております。将来時点で必要となる原子力発電の容量・基数等は、立地地域や事業者とコミュニケーションを重ね、原子力事業を巡る状況の進展を踏まえながら、検討していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原発は他電源と遜色ないコスト水準ではなく、コスト高の状況。</li> <li>「他電源と遜色ないコスト水準」とあるが、建設費、立地自治体に対する経済措置、廃炉や放射性廃棄物の処理にかかる費用、事故が起きた場合の補償等を考えれば、他電源よりも割高になる。遜色がないという曖昧な表現は不適切。</li> </ul>	<p>経済産業省が実施した発電コスト検証において、原子力発電のコストを、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、事故リスク対応費用、核燃料サイクル費用、政策経費といった費用を含めて、現時点で合理的に見積もることができる関連費用を全て織り込んで算定したところ、キロワットアワー(kWh)あたり12.5円以上という結果を提示しております。また、太陽光や風力といった安定した供給が難しい電源の比率が増えた場合の、電力システム全体を安定させるために電力システム全体で生じるコスト(統合コストの一部を考慮した発電コスト)についても試算を行っており、原子力発電については16.3円以上～18.9円以上という算定結果をお示ししております。</p> <p>これらの水準は、火力発電や再生可能エネルギーと比べても遜色ない水準です。なお、今回の結果は、過去の検証と同様、公開の場で、専門家の方々に複数回御議論いただきました。また、計算に用いたデータや試算の前提を公開し、第三者からも検証可能な形にしており、科学的な妥当性に相当程度配慮した上で算定を行っております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>核融合発電実現を早期化すべき。</li> </ul>	<p>フュージョンエネルギーについては、「フュージョンエネルギー・イノ</p>

	<p>ベーション戦略」を踏まえ、早期実現と産業化を目指し、国際核融合実験炉 ITER、JT-60SA 等で培った技術や人材を最大限活用し、技術成熟度を高めるべく、スタートアップを含めた官民の研究開発力を強化し、世界に先駆けた発電実証を目指し、原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促すとともに、科学的に合理的で国際協調した安全確保の検討に取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力の今後について形式的なパブリックコメントに留まらず実質的な議論を可能にする取組みが求められる。</li> </ul>	<p>原子力を含むエネルギー政策については、分かりやすい情報発信を行い、国民的な議論を行うなど、国民に対して丁寧な説明・周知をしながら進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>クリアランス物の再利用は国が前面に立って関与し、積極的に進めるべき。</li> </ul>	<p>原子力発電所の廃炉等に伴って生じる廃棄物のうち、クリアランス物については、廃止措置の円滑化及び資源の有効活用の観点から、フリーリリースに向けたロードマップを策定するとともに、電炉メーカー等の協力も得ながら、より需要規模の大きい建材加工に取り組み更なる再利用先の拡大を進め、早期のフリーリリースを実現する。引き続き、クリアランス制度の社会定着に向けた取組を丁寧に進めて行く。加えて、クリアランス物の検認の効率化に向けて、集中処理事業等の取組の支援を行い、関係者と連携して進めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原発については核のごみ、地震大国において適地がないこと、コストが見合わないことから推進すべきではない。</li> <li>原子力活用に係る一体的な政策としてバックエンド対応についても着実に推進すべき。</li> </ul>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故について、国・事業者が「安全神話」に陥り悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、その教訓を踏まえ、このような事故を二度と起こさないよう弛まぬ努力を続けることが必要です。原子力安全に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて、高い独立性と専門性を有する原子力規制委員会が科学的知見から判断することとされています。事故の教訓を踏まえた新規制基準に基づき、津波対策、電源多重化、耐震強化、竜巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保、フィルタベントの設置等、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも放射性物質の放出を回避・抑制するための安全対策の強化が進められています。原子力事業者を含む産業界は、規制充足に留まらず、</p>

自主的に不断に安全を追求するべく、安全マネジメント体制の改革、不断の安全向上を目指す組織文化の醸成に取り組むこと、原子力防災体制の構築・充実については、自然災害との複合災害も引き続き想定しつつ、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組むこと等、安全性を高めるための取組を進めています。

使用済燃料の再処理をはじめとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を利用していくにあたって重要な課題です。核燃料サイクルについては、例えば、青森県の「むつ中間貯蔵施設」が昨年11月に事業開始をするなど、一步一步、取組を進めています。一方で、六ヶ所再処理工場の竣工遅延が続いてきた現状についても真摯に受け止め、引き続き、直面する課題を一つ一つ解決するよう、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、北海道の寿都町・神恵内村及び佐賀県玄海町の全国3地点で、処分地選定プロセスの第一段階である文献調査を実施するなど、一歩ずつ前に進んできています。特に、北海道2地点については文献調査の報告書が取りまとめられ、法律に基づく理解プロセスを実施中です。引き続き、地域の皆様、国民の皆様に御理解いただけるよう、国が前面に立って取り組んでいきます。

経済産業省が実施した発電コスト検証において、原子力発電のコストを、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、事故リスク対応費用、核燃料サイクル費用、政策経費といった費用を含めて、現時点で合理的に見積もることができる関連費用を全て織り込んで算定したところ、キロワットアワー（kWh）あたり12.5円以上という結果を提示しております。また、太陽光や風力といった安定した供給が難しい電源の比率が増えた場合の、電力システム全体を安定させるために電力システム全体で生じるコスト（統合コストの一部を考慮した発電コスト）についても試算を行っており、原子力発電については16.3円以上～18.9円以上という算定結果をお示ししております。これらの水準は、火力発電や再生可能エネルギーと比べても遜色ない水準です。

エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギー

	<p>ーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力を脱炭素電源に含めることは認められない。</li> </ul>	<p>最近の国際会議等において、原子力発電は運転時に温室効果ガスの排出がないなど、ネット・ゼロ実現に貢献できる電源であると位置づけられていると理解しております。例えば、2023年11月に開催されたCOP28のグローバル・ストックテイクの合意文書において、原子力がゼロ・低排出技術の一つとして盛り込まれており、我が国としても同様の認識です。また、2024年G7サミットにおいても、「原子力の利用を選択又はその利用を支持するG7諸国は、クリーン／ゼロ排出のエネルギー源としての原子力の潜在性を認識し、ネット・ゼロへの移行を加速し、世界のエネルギー安全保障を改善する上でのその潜在性を改めて表明する」ことが合意文書に記載されました。</p> <p>その上で、我が国としては、原子力は、運転時には温室効果ガスの排出がない脱炭素効果の高い電源であり、原子力発電を「クリーンエネルギー」や「脱炭素電源」と考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「立地地域との共生」あるが、原発でも廃棄物処理施設でも、常に賛成派と反対派を作り出し、地域社会を変質させてきた。受け入れた後は補助金漬けで原発施設に依存せざるを得ない地域と化していった例が多い。近年は、事故の際の退避や避難計画について自治体に大きな</li> </ul>	<p>我が国の原子力利用は、原子力立地地域の関係者の理解と協力に支えられており、今後も原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠です。立地地域は、地域振興や防災体制の充実など、様々な課題を抱えています。加えて、稼働停止期間の長期化、建</p>

<p>負荷をかけている。「前面に立って責務を果たしていく」とは言えないのが実態。</p>	<p>設停止、再稼働、運転延長、廃炉等の状況変化により、経済的・社会的な影響も生じています。そのため、立地地域のとの丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に取り組むとともに、こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用、避難道路の多重化・強靱化をはじめ課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化等も含め、先進的な課題への取組など立地地域の実情も踏まえつつ、関係府省庁が連携して、解決に向けた取組を進めていくことが重要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県を含む日本各地での公聴会や討論型世論調査などの「国民的議論」を行うべき。</li> </ul>	<p>これまで、全国各地での対話型の説明会や意見交換会の開催、紙面、動画、ホームページなどを通じた情報発信に取り組んでおり、引き続き、多様な手段を通じて、国民の皆様に丁寧な説明を尽くし、幅広い御理解を得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力損害賠償制度は企業の無限責任ではなく国が主導する形に見直していくべき。</li> </ul>	<p>平成 30 年に、原子力損害賠償制度を規定する原子力損害賠償法の改正を行うに際し、政府において、御指摘の事業者と国の責任の在り方についても検討しました。その結果、無限責任については、民法において無限責任が不法行為の一般原則であるとした上で、仮に有限責任とした場合には様々な課題があるため、現行通り、事業者の無限責任を維持することが妥当であるとされたところです。政府としては、原子力損害賠償法に基づく損害賠償措置に加え、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みに基づく相互扶助スキームを整備しており、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、引き続き責任を持って対応していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原発再稼働に向け、規制の予見性向上や審査の効率化、審査体制の充実等が必要である。</li> </ul>	<p>原子力規制に係る審査プロセスについては、原子力規制委員会が、事業者との意見交換を踏まえ継続して改善を行っております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代革新炉の規制基準の検討を可及的速やかに推し進める必要があ</li> </ul>	<p>現在、原子力規制委員会において、事業者との意見交換が行われてお</p>

	る。	ります。
54.	<p><b>(火力発電について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石炭火力発電所を全廃/段階的に廃止すべきで、計画的な廃止年を記載すべき。</li> <li>「非効率な石炭火力のフェードアウトを促進する」を「非効率」という文言を削除すべき。</li> <li>水素・アンモニアよりも、CO2 削減に即効性があり、大きな技術課題も存在しない石炭火力の削減を最優先すべき。</li> <li>石炭火力の削減を業者の自主的努力に任せていては実現不可能。</li> <li>石炭火力を遅くとも 2030 年までに廃止してほしい。</li> <li>石炭火力発電に固執し国際的にも批判を浴びているので、石炭火力発電の廃止を目指す目標こそ必要である。</li> </ul>	<p>エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S+3E の原則の下で 2050 年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。</p> <p>石炭火力については、電源構成の約 3 割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。</p> <p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、こうした状況を踏まえ、日本として、石炭火力を直ちに廃止することは考えていませんが、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアや CCUS 等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用する石炭火力は IPCC 報告書の「対策の取られた石炭火力のみ」とすべき。</li> </ul>	<p>G7 や COP28 等の合意文書における「排出削減対策が講じられていない」石炭火力発電の線引きは、国際的に明確に定まったものはないと承知しています。石炭火力については、本計画（案）において、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアや CCUS 等を活用した脱炭素化の取組を推進していく旨をお示ししています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料を用いた火力発電所を完全に廃止すべき。</li> <li>水素・アンモニア・CCUS を石炭火力温存に使うべきではない。</li> <li>水素アンモニアの火力発電での専焼混焼は、実質的な CO2 排出削減につながらず、単に化石燃料火力を延命させるだけであり、行うべきではない。</li> </ul>	<p>火力発電は、二酸化炭素を排出するという課題がありますが、電源構成の約 7 割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な火力発電の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。</p> <p>このため、エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、火力発電について、火力全体で安定供給に必要な発電容量 (kW) を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量 (kWh) を減らしていく方針を示しております。</p> <p>具体的には、トランジション手段としての LNG 火力の確保や、水素・</p>

	アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進めるとともに、予備電源制度等の措置について不断の検討を行うこととしております。
<ul style="list-style-type: none"> <li>石炭火力をはじめとする既設火力は低廉な電力供給であり、再エネの調整力・慣性力・同期化力を有する重要な電源。今後、脱炭素電源が計画通りに進まないまま既設火力の廃止等が進めば、需給ひっ迫のリスクに対処できなくなる場合もあるため、既設火力がラストリゾートとなる。</li> </ul>	<p>火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、再エネの更なる導入拡大が進む中で、当面は再エネの変動性を補う調整力として、火力発電の活用は重要です。</p> <p>本計画（案）やエネルギー基本計画（案）においても、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、トランジションの手段としてのLNG火力の活用、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の脱炭素化の取組、予備電源制度等についての不断の検討などを進めていく旨をお示ししています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>LNG火力活用に賛成。調整力として必須であることから、位置づけや必要量を明確にするとともに継続的な政策支援が必要。</li> <li>トランジション電源としてのLNG火力の導入推進、水素・アンモニア等の次世代燃料やCCS技術を活用した火力発電の脱炭素化に取り組んでいくべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）やエネルギー基本計画（案）においても、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要であり、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースの促進や、水素やCCUS等を活用した脱炭素化、燃料の安定的な確保の対応の在り方に関する検討等を進めていく旨をお示ししています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>LNGはトランジション手段として不適切。</li> </ul>	<p>2050年に向けて、安定供給を大前提としながら、火力の脱炭素化を進めて行きますが、LNG火力は、石炭・石油火力と比較して二酸化炭素の排出量が少ないため、カーボンニュートラルに向けて排出削減を着実に進めるトランジション期において安定供給を確保する手段として重要と考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>アンモニアやCCUS等を活用した「火力の脱炭素化」は実現可能性が低く高コストである。</li> </ul>	<p>火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、変動性再生可能エネルギーの発電量が少ない状態が長く続きやすい冬の悪天候時などを念頭に置くと、再生可能エネルギー及び蓄電池によって</p>

火力を完全に代替することは難しいと考えています。

こうした状況を踏まえ、再エネや原子力などの脱炭素電源を拡大するとともに、火力発電についても、水素・アンモニアや CCUS 等を活用した脱炭素化の取組を進めていく考えです。

2024 年に実施した政府の発電コスト検証においては、現時点で一定の蓋然性のもとで見通すことができる前提のもとで試算を実施し、水素・アンモニアや CCUS 等を活用した火力の発電コストが、化石燃料火力や自然変動電源より高いという結果が出ておりますが、一方で、統合コストの一部を考慮した発電コストの試算結果においては、脱炭素技術を活用した火力と自然変動電源の発電コストが、同程度か、自然変動電源の方が高くなる場合もありました。

なお、発電コスト検証におけるコスト試算は、発電技術そのものを評価する観点から、設備利用率等について一定の仮定を置いて試算しています。このため、前提を変えれば結果が変わる点に留意が必要です。また、発電にかかる総額については、例えば、脱炭素火力は今回の検証では固定費の比率が低いため、設備利用率が低くなる場合には、総額のコストは相対的に低くなる可能性もあります。

同時に、火力の脱炭素化に関するコスト削減についても進めていきます。具体的には、グリーンイノベーション基金等を活用し、供給コストのさらなる低減や、高混焼や専焼に向けた発電利用に関する技術の確立に取り組んでいます。また、CCS についても、事業の自立化に向けたコスト低減を進めるべく、分離回収分野では排出ガス中の CO2 濃度や圧力を踏まえた最適な技術の開発、輸送分野では船舶の大規模化に向けた最適なタンク設計などの船舶輸送技術確立、貯留分野では低コストなモニタリング技術の導入を目指した国内外での実証を進めています。

なお、火力の脱炭素化に必要な革新技術について、現時点で 2040 年度におけるサプライチェーンや技術開発、コスト等さらなる変動要因がありうるところ、今後の技術開発の動向などに着目しながら政策の検討を進めていきます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>火力発電の水素等や CCUS の推進に向けては、制度措置の強化が必要。</li> </ul>	<p>本計画（案）やエネルギー基本計画（案）において、水素・アンモニアや CCUS 等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら、長期脱炭素電源オークション等を通じて促進していく旨をお示ししています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>G7 広島サミットの首脳コミュニケに合わせ、「フェードアウト」ではなく段階的廃止を意味する「フェーズアウト」に修正し、日本政府が段階的廃止のロードマップを明示すべき。</li> </ul>	<p>2023 年の G7 広島サミットや、2024 年の G7 プーリア・サミット等では、各国のネット・ゼロの道筋に沿って、2030 年代前半、または、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトすることに合意しました。</p> <p>エネルギー基本計画（案）においては、安定供給の確保を大前提に、非効率な石炭火力を中心に発電量を減らしていく方針をお示ししております。</p> <p>引き続き、2030 年度に向けて、非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に進めるとともに、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けて、水素・アンモニアや CCUS 等を活用することで、1.5°C 目標と整合的な形で脱炭素型の火力に置き換える取組を推進してまいります。</p> <p>なお、「フェーズアウト (phase out)」と「フェードアウト (fade out)」の用語は異なりますが、いずれも、中長期的に見てその依存度を低減させていくということであると考えており、非効率石炭火力の取扱いに関する基本的な考え方に特段の変更はないことから、第 6 次エネルギー基本計画と同様の用語を用いております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料への依存度を減らす対策案とすべき。</li> </ul>	<p>エネルギーは国民生活や経済活動の基盤となるものであり、エネルギー安定供給が損なわれることは決してあってはなりません。</p> <p>すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していきます。</p>

		<p>その上で、本計画（案）と同時にお示ししているエネルギー基本計画（案）では、エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造への転換を進めていくためにも、需要サイドにおける徹底した省エネルギーに加え、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することにより、化石燃料への過度な依存から脱却していく方針を示しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LNG市場の不確実性が高まっていることを踏まえ戦略的余剰LNGは官民連携のもと国が主導する形で改善を図る必要がある。</li> </ul>	<p>ロシアによるウクライナ侵略等によりエネルギー安定供給に不確実性が生じ、引き続き LNG 市場は構造的にタイトな状況です。特に有事の LNG 確保については、ガス貯蔵が難しく LNG として輸入に頼る我が国としては、戦略的余剰 LNG（SBL）や事業者間の LNG 融通等の取組を通じ、事業者と連携し政府が主導して必要量を確保することとしています。引き続き、LNG 市場の動向も注視しながら、戦略的余剰 LNG を含め、官民で連携して有事に備えた体制の構築・改善を図ってまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CCS はコスト高で、発電からの CCS 対応を前提とすべきではない。</li> <li>・ 海外での上流開発とセットの CCS 実施は不要。</li> </ul>	<p>CCS 事業の自立化に向けたコスト低減を進めるべく、分離回収分野では排出ガス中の CO<sub>2</sub> 濃度や圧力を踏まえた最適な技術の開発、輸送分野では船舶の大規模化に向けた最適なタンク設計などの船舶輸送技術確立、貯留分野では低コストなモニタリング技術の導入を目指した国内外での実証を進めてまいります。</p> <p>貯留量確保の観点では、海外には、枯渇油田ガス田をはじめ既に貯留先としての可能性が明らかな地域があるため、我が国の技術も活用する形で我が国の CO<sub>2</sub> を海外で貯留することも条件が整えば有力な選択肢であり、関係国との具体的な対話や、将来的な貯留権益確保を目指した相手国との共同調査を、順次実施してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CCUS/カーボンリサイクル推進に賛同。合成メタン普及拡大に向けた継続的支援や CO<sub>2</sub> カウンترلールの整備を希望。</li> </ul>	<p>合成メタンの市場の創出や利用の拡大に向けて、実用化・低コスト化に向けた技術開発を進めると同時に、事業者が持続可能な形で投資を継続できるような環境整備を進めます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>火力の低・脱炭素への移行に際しては、携わる者の雇用維持、現場の技術継承・発展、公正な移行を重視し丁寧な議論を進める必要がある。</li> </ul>	<p>火力発電は、二酸化炭素を排出するという課題がありますが、電源構成の約7割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な火力発電の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。</p> <p>本計画（案）において、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進するとともに、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の脱炭素化を促進する旨をお示ししています。</p> <p>更に、トランジションを進めるにあたっては、火力の建設・運転・維持に必要なサプライチェーン等の維持、脱炭素化や休廃止等によって将来的に生じるおそれのある地域経済や雇用等への影響にも留意が必要であり、各地域の実情を踏まえ、関係者とコミュニケーションを重ねながら進めることが重要である旨をお示ししています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>火力発電は重要な電源だがネガティブな印象が強い。人材の確保・定着に向け、より前向きな表現とする必要がある。</li> </ul>	<p>火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、再エネの更なる導入拡大が進む中で、当面は再エネの変動性を補う調整力として、火力発電の活用は当面重要であると考えています。</p> <p>本計画（案）において、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の脱炭素化の促進、トランジションを進めるに当たって地域経済や雇用等への影響にも留意が必要である旨をお示ししています。</p> <p>また、エネルギー基本計画（案）においては、既存運転・保守の効率化によるコスト削減やより柔軟な運用等に向けて、AI・IoTを活用した火力発電の運用の最適化・自動化、負荷変動対応や機動性に優れた火力技術開発等に取り組んでいく旨をお示ししています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「火力の脱炭素化」における表記「非効率な石炭火力のフェードアウト」について、この方針に実効性を持たせるため、「非効率」の定義、具体的な規制や罰則を明らかにすべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）において、「非効率石炭火力」の定義についてはお示ししていませんが、例えば、省エネ法のベンチマーク制度では、石炭火力の発電効率目標を、最新鋭のUSC（超々臨界）の水準に設定する規制的措</p>

		置を導入しています。頂いた御意見も踏まえつつ、エネルギー基本計画（案）に基づき、電力需要の増加の見通しや、脱炭素電源をはじめとした供給力の状況も見ながら、非効率な石炭火力のフェードアウトをより一層促進するため、制度的な措置の強化を検討してまいります。
55.	<p><b>(水素・アンモニアについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P378 行目：第7次エネルギー基本計画案 P54 の 23-25 行目に謳われているため、「また、再エネ電源の立地近傍の向上等に水電解装置を導入し水素製造することで電源と需要の近接化を図ることが可能となり、再エネ発電由来の水素により地域の産業競争力向上にも資する取り組みを進めていく」と追記することが望ましい。</li> <li>・ P41 7 行目：水素基本戦略の3の5の地域における水素利活用の促進及び自治体との連携にも謳われているため、「自営線や熱導管、水電解装置等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの構築」と追記することが望ましい。</li> <li>・ P62 24 行目：水素基本戦略の3の5の地域における水素利活用の促進及び自治体の連携にも謳われているため、「地域の脱炭素化やエネルギー自給率向上、地方創設にもつながる、地域の再生可能エネルギーや資源などを活用した水素の供給と面的な利用に向けた取り組みなどを進める」と追記することが望ましい。</li> <li>・ 水素やアンモニアは製鉄やセメントなどの重工業で有効。</li> <li>・ 低炭素基準を満たす水素等の早期供給に向けて、1.5°C目標に整合するロードマップを策定する必要がある。</li> <li>・ 水素・アンモニア・メタンは重要技術であることは異存ないが、その用途を鉄鋼や化学などの電化が難しく高熱が必要でよりよい代替技術の無い分野に限定するよう、この記載は見直すべき。</li> <li>・ 水素の将来的な価格目標や、供給・利用についての具体的な内容を追</li> </ul>	<p>頂いた御意見も踏まえ、第3章第2節1. E(d)で「地方創生にもつながる地域資源をいかした水素等の利活用を進める」と追記いたします。</p> <p>地域における再生可能エネルギーと蓄電池やコージェネレーションなどの分散型エネルギーリソース（DER）は重要です。水電解装置についても調整力に資するため重要であり、水素基本戦略に基づき、これも含め、引き続き推進していきます。</p> <p>頂いた御意見も踏まえ、第3章第2節1. E(d)で「地方創生にもつながる地域資源をいかした水素等の利活用を進める」と追記いたします。</p> <p>水素等の将来的な価格目標や供給・利用についての具体的な内容についてはエネルギー基本計画（案）に記載しております。</p> <p>水素等は幅広い分野（鉄鋼、化学、モビリティ分野、産業熱、発電等）での活用が期待される、2050年ネット・ゼロの実現に向けた鍵となるエネルギーであり、重工業の製造プロセスの脱炭素化においても有効で、特に鉄鋼や化学といった電化では転換が難しい分野や、モビリティ分野、産業における熱需要の脱炭素化には不可欠な燃料であり、エネルギーの</p>

<p>記すべき。発電部門は水素等を使用するべきではない。用途を鉄鋼や化学などの電化が難しい高温の熱が必要な分野に限定するよう見直すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンモニア、水素混焼などの技術は、高コストで、根本的な CO2 削減にはつながらない。</li> <li>・ 水素や CCUS は化石燃料使用の延命策であるため、エネルギー消費削減やグリーン購入の徹底、ごみ削減に注力すべき。</li> <li>・ 水素の技術は排出削減対策が難しい素材系製造業や運輸業など分野を限る形で活用を検討するべきであり、再エネという代替手段のある電力部門で用いることは妥当性を欠く。</li> </ul>	<p>安定供給、経済効率性、脱炭素のバランスを同時に達成していくための重要なエネルギーと考えています。</p> <p>例えば、発電分野でも、我が国の状況を踏まえれば、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、水素・アンモニアや CCUS 等を活用した火力の脱炭素化を進める必要があります。</p> <p>他方で、現在は商用化されたサプライチェーンはまだ存在しておらず、コスト面や新規需要の創出・拡大に引き続き課題はあります。</p> <p>2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、水素等については国内需要やコストの目標を掲げてきています。</p> <p>引き続きこうした目標を目指しつつ、国内外を含めた更なる低炭素水素等の大規模な供給と利用の拡大に向けて、グリーンイノベーション基金等による技術開発のほか、水素社会推進法に基づく大規模サプライチェーン構築支援など、規制・支援一体的な政策を引き続き講じ、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていく必要があります。電力分野についても、大量の水素等需要が見込めることから水素等の利用拡大のために引き続き重要です。</p> <p>なお、省エネルギーについては、化石燃料の大宗を海外からの輸入に依存する我が国において、省エネルギーの重要性は不変です。引き続き、徹底した省エネルギーに取り組んでまいります。</p> <p>また、公共部門による GX 製品等の積極的な調達や、資源循環の促進にも努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水素・アンモニア・CCUS 等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸やライフサイクル全体の排出量や混焼に関しては国際的合意事項にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていくべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）において、水素・アンモニアや、CCUS 等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく旨をお示ししています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合成メタンの普及拡大に向けて、革新的メタネーション技術開発への継続的支援、持続的導入拡大に必要な支援制度の整備、利用拡大につながる CO2 カウンترلールの整備をお願いします。</li> <li>・ 合成メタンを含む水素等エネルギーが「カーボンニュートラル実現に</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、合成メタンは、既存のインフラや設備を利用することができ、ガスの円滑な脱炭素化に寄与し得るものであり、2050 年の都市ガスのカーボンニュートラル化を実現するための重要な選択肢です。</p>

<p>向けた鍵となるエネルギー」と位置付けられることに賛同。</p>	<p>合成メタンの市場の創出や利用の拡大に向けて、実用化・低コスト化に向けた技術開発を進めると同時に、事業者が持続可能な形で投資を継続できるような環境整備を進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>水素および製造時に水素を必要とするアンモニアおよび合成メタン等の利用における、再生可能エネルギー由来の水素（グリーン水素）の割合や利用拡大に関して記載すべき。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、我が国としては、再エネから作るグリーン水素や、ブルー水素など水素等の製造方法ではなく、生産工程に伴う CO2 排出量、すなわち炭素集約度に着目すべきと考えており、G7 広島サミットの首脳コミュニケにおいて、日本のみならず先進国の間でも、この重要性が確認されています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染による死亡につながる CCUS・アンモニア混焼ではなく、再生可能エネルギーの拡大に予算を集中させるべき。</li> </ul>	<p>エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー安定供給が損なわれることは決してあってはなりません。</p> <p>しかし、2040 年時点におけるエネルギー関連技術のイノベーションの状況や、各国のエネルギー政策の動向、DX や GX の進展状況などには不確実な要素が多く、現時点で正確に将来を見通すことは困難です。</p> <p>こうした不確実性が高い状況において、2040 年に向けたエネルギー政策の検討を進めていく上では、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。</p> <p>更に、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度な依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくことが重要です。</p> <p>こうした考えのもとで、徹底した省エネルギーに加え、再生可能エネルギー、原子力などの脱炭素電源への転換を進めると同時に、水素・アンモニアや CCUS 等を活用することにより火力の脱炭素化も進めていく必要があると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>水素アンモニア発電は、実際には完全なゼロエミッション技術ではな</li> </ul>	<p>水素製造時の二酸化炭素の排出量については、水素社会推進法におい</p>

	<p>く、製造過程で多くのエネルギーを要するため、過度に依存すべきでない。</p>	<p>て「低炭素水素等」とする基準を、国際的にも遜色ない水準として有識者とも議論の上で定めており、こうした低炭素水素等の大規模な供給と利用の実現に向けて、規制・支援一体的な政策を引き続き講じて進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水素・アンモニアを専ら海外から輸入しようとしているが、それらの多くは海外の化石燃料から造られたものであり、ライフサイクルからみて、温暖化対策として望ましいものではない。</li> <li>・ グリーン水素、グリーンアンモニアの利用が必要で削減量が稼げず主流化になりえない。</li> <li>・ CO2 を大量排出させて作った水素やアンモニア、又は無駄なサイクルを重ねてコストが膨れ上がったグリーン水素やグリーンアンモニアに投資すべきではない。</li> <li>・ 水素の利用はグリーン水素に限定すべき。</li> <li>・ 「区分（グリーン水素、グレー水素など）」について言及すべき。</li> </ul>	<p>我が国としては、再エネから作るグリーン水素や、ブルー水素など水素等の製造方法ではなく、生産工程に伴う CO2 排出量、すなわち炭素集約度に着目すべきと考えており、G7 広島サミットの首脳コミュニケにおいて、日本のみならず先進国の間でも、この重要性が確認されています。</p> <p>グリーンイノベーション基金等による技術開発により、引き続きコスト低減を目指しつつ、水素社会推進法では、炭素集約度の考えに基づき、低炭素水素等の大規模サプライチェーンの構築を強力に支援していきながら、規制・支援一体的な政策を引き続き講じ、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水素・アンモニア混焼技術実用化がなされる前提が疑問。</li> </ul>	<p>型商用石炭火力においてアンモニア 20%混焼の実証実験を完了するなど、燃焼器の技術開発や発電実証を着実に進めており、引き続き、我が国技術による国内外の市場獲得も睨みながら社会実装を目指していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンモニアの大量消費は窒素循環の攪乱や生産時 CO2 排出の懸念がある。</li> </ul>	<p>我が国において実機実証が完了されたアンモニアの燃焼技術においては、既存燃料における燃焼時から NOx の排出量を増加させない技術が確立されております。また、生産工程に伴う CO2 排出量、すなわち炭素集約度に着目し、その排出基準を一定以下に抑えた「低炭素水素等」について、水素社会推進法に基づく支援を講じていくこととしています。</p>
56.	<p><b>(エネルギー転換部門その他について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力分野においては、政策目的に照らしたより効率的な規制体系となるよう、既存の制度等の在り方について総点検を行うべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）において、電力業界の自主的枠組みや、それを促すための省エネ法及び高度化法に基づく政策的対応等の取組も踏まえ、電力業</p>

		<p>界全体の実効性・透明性を確保するとともに、これらの取組が継続的に実効を上げているか、その進捗状況を評価することとしています。更に、排出係数目標の達成状況も踏まえつつ、安定供給を大前提に、関連施策の在り方等について検討する旨もお示ししています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネの賦課金だけでなく全電源にかかる全体の費用を記載すべき。</li> </ul>	<p>経済産業省で実施した、発電コスト検証におけるコスト試算では、国際機関や他国でも一般的に用いられている手法に基づき、商用の発電所のデータの平均値等をもとに、資本費・運転維持費・燃料費・CO2 対策費用等の社会的費用の合計額を総発電電力量で除し、キロワットアワー当たりの単価を機械的に試算しています。</p> <p>今回の試算の前提や結果については、過去の検証と同様、公開の場で、専門家の方々に複数回御議論いただいたほか、計算に用いたデータやコストの算定方法を公開し、第三者からも検証可能な形にしております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ以外のエネルギー源についても国民負担を抑制するか否か明記すべき。</li> </ul>	<p>政府では、GXの実現を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を行う方針を掲げており、このためには、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制していくことが重要となります。エネルギー基本計画（案）では、「脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、脱炭素化に伴う社会全体のコストを最小化していく視点が重要となる。特に、排出削減が進むにつれて、温室効果ガスの限界削減コストが相対的に高い対策にも取り組む必要があるため、経済合理的な対策から優先的に導入していくといった視点が不可欠となる。こうした考え方の下、S+3Eの原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく」との方針を明記しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーの最大限導入、安全性の確保を大前提にした原子力の活用、火力の脱炭素化等のあらゆる選択肢を検討する、と明記されたことを高く評価する。</li> </ul>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。こうした考え方の下、エネルギー基本計画（案）では、2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指してい</p>

	<p>く方針を示しています。</p> <p>その上で、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐えうる需給構造へ転換するため、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することにより、エネルギー自給率の向上を図っていく方針を示しています。</p> <p>皆様から頂いた御意見も踏まえつつ、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す取組を加速させていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素電源の整備や広域系統整備にあたり事業者の円滑な資金調達に資する制度の早急な検討を進めるべきである。</li> </ul>	<p>脱炭素電源や広域系統の整備については、今後、相当な規模の投資が必要と認識しております。そのために、今後、民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を検討していきます。</p> <p>また、地域間連系線の整備等については、託送料金制度における費用の回収の在り方など、制度的な対応を含めた資金調達環境の整備について検討を進めていくこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネは国民負担の抑制や系統安定上の課題の克服等が必要。電力系統の適切な整備や送配電事業者の費用負担の在り方の議論、国主導の国民理解の醸成に取り組む必要がある。</li> <li>次世代電力ネットワークの構築は、再生可能エネルギーの同に優促進を含めた電力対策の最重要課題であり、これまで以上に積極的かつ緊急に進めることが極めて重要である。</li> <li>再エネが効率よく活用できる電力ネットワークの確立が必要。</li> <li>全国の送電線網の大幅な増強と蓄電池の導入をより具体的な数値で記載すべき。</li> <li>系統運用者に対して、既存の系統インフラの効率的かつ柔軟な運用を行うための系統増強の技術に対する投資インセンティブを与えること、および、新規再エネ事業が系統に接続できるまでの長いリードタイムを短縮するため、系統運用者への資金拠出を増大するという内容の追記を求める。</li> </ul>	<p>電力ネットワークの次世代化を進めることは、電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるために不可欠であるため、広域的運営推進機関が策定した広域連系系統のマスタープランを踏まえた地域間連系線の整備や地内基幹系統等の増強を着実に進めていきます。特に地域間連系線の整備については、再エネ賦課金や全国の託送料金等で費用を回収するスキーム（全国調整スキーム）を導入しており、これを踏まえて着実に整備を進めていきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の情報発信は政府や関係機関から正確かつ迅速な情報発信を行い、国民不安や風評被害の解消に万全を期す必要がある。</li> </ul>	<p>災害時には、原子力発電所の状況等について国民の関心が高いことから、令和6年能登半島地震での経験や教訓も踏まえ、国と原子力事業者・産業界は、それぞれの役割に応じて、迅速、正確かつ丁寧な情報発信に取り組めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>レベニューキャップ制度は運用の継続的な検証が必要である。</li> </ul>	<p>レベニューキャップ制度は2023年度から導入された制度であり、第1規制期間の収入の見通しの検証や2023年度の期中評価の議論においてさまざまな指摘事項がありました。これらの指摘事項を含め、継続的に検討を行っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代エネルギーの確保に向けて上流権益への投資や供給途絶リスクへの備えなど国が前面に立って資源外交を行うことが重要である。</li> </ul>	<p>政府としては、石油・天然ガスの安定供給確保、さらには水素等といった脱炭素燃料やCCSの貯留権の将来的な確保を一体的に推進すべく、包括的資源外交を展開していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の地形に合った、小規模分散型再生可能エネルギー開発の促進と、小規模分散発電に適合した電力関連法体系の刷新が必要。</li> <li>分散型電源を充実すべき。</li> <li>スマートグリッドや蓄電池技術の開発を促進して欲しい。</li> <li>蓄熱槽の活用を含めるべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）においては、地域における再生可能エネルギーと蓄電池やコージェネレーションなどの分散型エネルギーリソース（DER）を組み合わせた活用や、DERの活用にあたっては地産地消による効率的なエネルギー利用や災害時のレジリエンス強化等にも資する地域マイクログリッドの重要性を明記しており、また、エネルギー基本計画（案）においては、蓄電池等の蓄電技術の向上に取り組むこと、蓄熱槽等のDERを活用したアグリゲーションビジネスの促進を明記しており、これを踏まえて対応を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンドレスポンス(DR)に協力した時の事業者へのインセンティブ等の仕組みの実現に向けた議論をすべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）においては、DR推進に向けた制度面での対応を進める方針を明記しており、これを踏まえて対応を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池やコージェネレーションシステムは再エネの調整力に貢献するため更なる普及が重要。</li> <li>再エネの出力変動に対応できる調整力や電力系統を維持する慣性力の</li> </ul>	<p>本計画（案）においては、蓄電池等の導入を明記しており、また、エネルギー基本計画（案）においては、蓄電・蓄熱等を活用した電力貯蔵システムやコージェネレーション、負荷設備、蓄熱槽等のDERを活用</p>

	<p>確保や系統用蓄電池の導入が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各個人や事業が保有する蓄電池を有効活用する必要があるため、システム作りをもっと力強く後押ししてほしい。</li> </ul>	<p>したアグリゲーションビジネスの促進等を行うこと等を明記しており、これを踏まえて対応を進めていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリア間連系線のみならず、将来的に混雑が予測される地内幹線も先行的・計画的に増強を進めていくことが必要不可欠。</li> </ul>	<p>本計画（案）においては、地内基幹系統等の増強を着実に進める方針を明記しています。頂いた御意見も踏まえながら、地内基幹系統等の計画的な増強についても検討を進めていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力分野の CO2 排出原単位の低減は温暖化対策の大きな柱の一つのはずで、2030 年度は 1 kwh あたり 0.25 kg・CO2 というような具体的な数字目標を入れるべき。</li> </ul>	<p>2040 年度のエネルギー需給の姿は、2050 年カーボンニュートラルの途上にあり、革新技術の動向によって大きく左右されます。それぞれの革新技術がいつ、どの程度普及するかは、技術としての成熟性、供給可能性、コスト低減などの要因によって大きく異なりますが、現時点で 2040 年度における技術動向を確度高く見通すことは極めて困難であると考えています。</p> <p>こうした状況を踏まえると、現時点において、2040 年度に向けた電力分野の CO2 排出に関する目標を設定することは困難であると考えています。</p>

② 非エネルギー起源二酸化炭素

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
57.	<p><b>(廃棄物分野について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策とするためには、石油由来だけでなく、バイオマス由来のものも含むプラスチック「全体」の廃棄量（利用量）を削減するという記述を書くべきである。</li> <li>政府は 2022 年に「プラスチック資源循環促進法」を制定し、「自治体の焼却炉で、石油から作ったプラスチックを燃やすことはできない」とされたが、建築中の焼却炉はこの新法が適用されないため、市民は、環境に悪いと思いながらプラスチックを分別しないで出すことを強いられている。補助金をつけてまで大型ゴミ焼却炉を推進してきた政府の責任で、地方公共団体に大型焼却炉がなるべく石油製品を燃やさな</li> </ul>	<p>御指摘の趣旨は、3R（廃棄物等の発生抑制（リデュース）・循環資源の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）に含まれており、3R+Renewable を推進し、プラスチック全体の廃棄量を削減してまいります。</p> <p>過剰包装やリユースについて、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針に記載の 3R+Renewable の原則にのっとり取組を促進してまいります。</p>

	<p>いように、大型焼却炉でもゴミの減量を進める方法を指導、援助することを明記してもらいたい。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>残飯の堆肥化など循環利用を推進するべき。</li> </ul>	<p>食品リサイクル法に基づき、発生抑制を前提として生ごみを含めた食品循環資源の再生利用を促進することとしており、引き続き取組を推進してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみを世界では埋めることで再利用しているが、日本では燃やしており、燃やすのに化石燃料が使われている。地球環境を守るため、生ごみを燃やすことはやめてもらいたい。</li> <li>廃棄物の焼却量を削減するための施策として、分別収集の徹底と同列にごみ有料化の導入があるのは理解に苦しむ。分別収集の徹底はいいとしても、ごみ有料化は受益者負担の理論からも行きすぎではないか。</li> <li>買い物に行くときプラスチックの袋などで包装されたものばかりで、ゴミを出さないように買い物をすることが困難であるため、 unnecessary 包装を直ちに規制していただきたい。また、本当に必要な物は繰り返し使えるような仕組み作りにも期待する。</li> <li>プラスチックの削減について、個包装を禁止すべき。お菓子や野菜販売時など、個包装にプラスチックが使用される場面が多く、消費者もそれらを好む傾向にあるため、そもそも禁止した方がよい。</li> <li>廃棄物処理施設の改革は大切だが、ゴミを減らす取り組みも重要だ。使い捨て容器の製造や使用を減らすべき。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
③ メタン、④ 一酸化二窒素		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
58.	<p><b>(家畜に関連するメタン・N2O 排出削減について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に畜産業から排出されているメタンガスと一酸化二窒素も半減させる計画を立てて欲しい。二酸化炭素に比べて桁違いに温室効果が高いメタンガスと一酸化二窒素なので、即効性が高いはずである。</li> </ul>	<p>農業分野において畜産業がメタンや一酸化二窒素の主な排出源の一つであること等を踏まえると、畜産業をより持続的な産業としていくためには、需要に応じた生産を推進しつつ、環境負荷軽減に取り組んでいくことが重要です。</p> <p>このため、本計画(案)においては、畜産分野からの温室効果ガス(メ</p>

		タンガス及び一酸化二窒素)の削減目標について、現在利用可能な技術や今後開発される技術を見込んだ上で、新たに設定することとしており、政府としてこれに向けて取り組んでまいります。
59.	<p><b>(廃棄物分野のメタン・N2O 排出削減について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の記述があるが、ごみ処理の広域化の市町村間の問題やごみの長距離輸送による CO2 排出の問題、また連続運転により処理割合が増加することは事実としても、規模が大きすぎて不経済等の問題もある。燃焼の高度化で一酸化二窒素の排出削減になるという文献も紹介されていない。ごみ処理の広域化は、温暖化対策に資するのか、慎重に、科学的に検討すべき。</li> </ul>	頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
60.	<p><b>(農業に関する N2O 排出削減について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学肥料が温室効果ガス排出に参与している。無農薬の推進等、農業現場での見直しをお願いしたい。方法はひとつではなく多岐に渡り、総合的に行われる必要がある。</li> </ul>	将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の発展を図るため、化学農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制、有機農業の推進等を通じた環境負荷の軽減を図ることが重要です。このため、化学肥料については、みどりの食料システム戦略においては、2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減させることを目標として掲げ、施肥量低減の取組を推進しています。また、有機農業についても、2050年までに耕地面積の25%（100万ha）まで拡大することを目標として掲げ、推進を図っています。
⑤ 代替フロン等4ガス		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
61.	<p><b>(代替フロン等4ガスについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P686行目：「排出抑制に資する設備導入補助など」について、当該の代替フロン等4ガスを保有する設備からより環境負荷の低い「低GWPガス機器・設備」への更新や導入に対する補助などの支援も含まれると解釈し賛同するが、解釈が異なる場合、受変電設備含む既存のガス設備の更新についても、「低GWPガス機器・設備」への更新や導入に</li> </ul>	御指摘の代替フロン等4ガスを使用する設備からの転換のうち、HFCsについては、第3章第2節1.(1)⑤代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF6、NF3)において、「制度面の対応に加えて、GWPの低い冷媒の開発、省エネルギー型自然冷媒機器普及促進のための施策、(中略)を併せて実施する。」と記載しています。その他の3ガ

	<p>対する補助などを支援する措置についても、今後検討する旨を補記すべき。</p>	<p>スについては、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P68 9 行目：特に IoT 常時監視システムを普及促進すること、メンテナンスを行う設備業者の取組みが重要である点について賛同する。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
62.	<p><b>(森林吸収源対策について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P69 10 行目：特にスギの二酸化炭素固定量は、他の針葉樹と比較しても圧倒的に多く、スギやヒノキの有効利用をより一層推進することを明記してはどうか。これは P70 29-30 行目の「木造化・木質化を促進する」とも関連する。</li> <li>・ P69 17 行目：スギの端材を用いた大気汚染物質（二酸化窒素等）の浄化に関する特許や関連する新しい特許は、P112 28-32 行目とも関連する小中学校の環境教育の教材として利用されるほど浸透しており、「大気汚染物質の浄化に利用」も追記してはどうか。</li> <li>・ P69 17 行目：木質資源のカスケード利用が二酸化炭素の排出削減に寄与することについて賛同するが、事例の記載順序の変更並びに代替する素材の具体例を示していただきたい。木質のカスケード利用は森林資源の有効活用の点で有益であるが、使用用途の優先順位としては、製品の原料利用を優先すべき。</li> <li>・ P69 23 行目：森林・林業分野を 2050 年ネット・ゼロを実現するための重要な位置づけとしたことを評価する。また、そのための施策とし</li> </ul>	<p>森林吸収量の確保の観点から、特定の樹種の利用を促進していくものではないと考えておりますが、スギ・ヒノキの面積は全森林の 3 割を占め、我が国の主要な林業樹種であることから、スギやヒノキの有効利用については林野庁として引き続き重点的に取り組んでまいります。</p> <p>スギ材の二酸化窒素浄化機能に関する研究が行われていることは承知しておりますが、御指摘のあったスギの端材を用いた大気汚染物質の浄化に関する特許の普及状況や、関連する新しい特許の指す内容が必ずしも明確でないため、追記は行わないこととさせていただきます。</p> <p>御指摘の部分については、木材の建築物等の用途に向くものはまずは建材として利用し、それ以外の未利用材、端材等や建材等の再利用を経たものはバイオマス燃料として利用するというカスケード利用の原則に基づき記載しているものであり、原文のままとさせていただきます。</p> <p>木材製品が代替する素材の事例については、後続の「木材利用の促進」の欄において、「化石資源由来プラスチック等」と記載しておりますが、御指摘の箇所については、化石資源由来素材の代替として利用できることを一般論として記載しているため、原文のままとさせていただきます。</p> <p>分野横断的な取組を含め、森林吸収源対策を推進してまいります。</p>

<p>て民間事業者を含めた分野横断的に取り組むことに賛同する。国土の70%を占める森林の吸収源対策は必須であり、対策を進めるに当たり国、地方自治体、事業者が一体となって取り組む必要があるため。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P70 9 行目：国内の森林資源を有効活用するには林道整備等の林業支援の強化は必須であり、国内森林から安定的に供給力の増加がなされれば価格の安定化につながり更なる利用拡大が期待できることから、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備等を推進することに賛同する。</li> </ul>	<p>林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備等を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林解除の迅速化を進めることはやめるべき。保安林は、水源保全、火災防止など公益のために指定されており、自然エネルギー促進のためという名目で森林が壊されることは本末転倒である。</li> </ul>	<p>引き続き、保安林制度の適切な運用により、森林の保全を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コベネフィットの観点からも、計画の中に野生の動物の暮らしやすい森の再生を盛り込むべき。自然の森を再生すれば多方面にコベネフィットがある。吸収源としての温暖化対策だけでなく、保水と地盤の強い山ができることによる気候変動への適応や、生物多様性の維持、人の住む場所に動物が出てきて畑を荒らすなどの害も激減する。しっかり管理された林業用地以外は自然の森に戻す活動が必要である。</li> </ul>	<p>気候変動対策策と生物多様性保全の統合的取組の必要性は御指摘のとおりであり、特に森林は多様なコベネフィットを有していると考えています。このため、森林吸収源対策の項目として、「保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進」を位置付けているほか、「④ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組」の一部として、森林をはじめとした生態系を基盤とするアプローチの重要性や、気候変動への適応、生物多様性の保全等への効果が期待できること、こうした取組を推進していくことについて記述しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林吸収源対策について、大いに賛成。各地で森林が風力発電・太陽光パネル発電のために切り崩され、景観悪化、土砂崩れ、獣害の拡大など、いろいろな問題が報告されている。自然の資源を壊すのではなく、「活用」そして「循環」することを大前提に、記載していることを本気で実施いただきたい。</li> </ul>	<p>森林資源の循環利用に向け、計画に基づく施策を実施してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土全体の緑化・海の緑化の強化、伐る必要のない大きな樹木を伐る</li> </ul>	<p>森林計画制度や保安林制度等の運用を通じ、適切な森林施業への誘導</p>

<p>事の禁止をすべき。</p>	<p>や森林の保護・保全措置を図ってまいります。「海の緑化」については、後述の「ブルーカーボンについて」部分を参照ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林の放置による荒廃林は、生物の食べ物もなく住処ともならず、手入れをして森を生き返らせることが必要。</li> </ul>	<p>手入れの行き届いていない森林については、令和元年度に開始した森林経営管理制度等を通じ、針広混交林への誘導を図るなど、引き続き適切な管理に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境税を荒廃林の手入れや、森林保全に使って頂きたい。「生態系を基盤とするアプローチは防災・減災・といった気候変動の適応に加え炭素貯蔵を通じた気候変動の緩和～」とあるように、保全ができる様な強力な法律や制度を作っていただきたい。</li> </ul>	<p>令和元年度に導入された森林経営管理制度等を活用し、引き続き手入れ不足の森林の管理を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>森林伐採を減らし、再植林を進めることが大切である。もっと実効性のある政策を作ってほしい。</li> </ul>	<p>再造林の確実な実施に向け、様々な施策を講じているところであり、その実効性を高められるよう取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>海外では木々を植えようとしているのに日本は多くの樹木が伐採され自然を軽視し、再開発が全国的に行われている等逆行している。地球温暖化対策を政府が真剣に考えているのか疑問である。</li> </ul>	<p>我が国においては、森林計画制度の運用等を通じて森林資源の保続を確保しながら造林等の森林施業を適切に実施するとともに、保安林制度や林地開発許可制度の運用を通じて森林の公益的機能の確保を図っています。それにより、我が国の森林は排出超過とならず、中長期的に森林吸収量の確保を図っており、その旨、本計画（案）にも記載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>P70 29 行目：従来、気密性や耐震性の観点から「木造化・木質化」は不利とされており、P45 15 行目の「住宅の省エネルギー化」とは矛盾しないような記述の工夫が必要ではないか。</li> </ul>	<p>住宅・建築物の断熱性能等へのニーズが高まる中、木造住宅・建築物においても、断熱性・気密性を確保した工法が普及してきています。また、現行の耐震基準に基づき建築される木造住宅・建築物については、他の構造による住宅・建築物と比べ耐震性の面で不利となることはありません。木造住宅・建築物については、第3章 第2節1. (1) ①.B. (b) 建築物の省エネルギー化や C. (b) 住宅の省エネルギー化に記載のとおり、他の構造と同様に、省エネルギー基準適合義務化等により省エネルギー化を進めることとしております。引き続き、省エネルギー性能の確保にも努めながら、住宅・建築物の木造化・木質化を促進してまい</p>

		ります。
63.	<p><b>(農地土壌炭素吸収源対策について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P717行目：「我が国の農地及び草地土壌における」について、草地は農地法上の農地（農地法第2条）であることから、農地土壌を2度掲げていることになるため、修正が必要である。9行目も同様。</li> </ul>	<p>国連気候変動枠組条約及びパリ協定に基づき、我が国は国内における温室効果ガスの排出及び吸収の目録（インベントリ）を提出する責務を有しています。日本国インベントリ報告書のうち、土壌の炭素吸収の取組に関する記載においては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）における定義に基づき、田・普通畑・樹園地・荒廃農地を農地、牧草地・採草放牧地・原野を草地と定義し、この分類に基づき炭素貯留量を算定しております。また、本計画（案）においては、日本国インベントリ報告書における算定方法に基づき、農地土壌炭素吸収源対策の実績値・目標値を算定しています。御指摘いただきました箇所の農地及び草地につきましては、農地法ではなく、上述の日本国インベントリ報告書における定義に基づき記載しているものですので、現行の記載のままとさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地土壌炭素吸収源対策について大いに賛成。太陽光パネルで覆ってしまうのではなく、農地は農地として、草地は草地として活用し、後世に残していただきたい。</li> </ul>	<p>農地土壌炭素吸収源対策については、農地への堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用やバイオ炭の施用といった土づくりの取組を通じ、引き続き推進してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業従事者だが、農業において農地への炭素貯留を意識している人は少ないと思う。どのような農業をすることで炭素貯留量を最大限にできるのか、農業者にどのようなメリットがあるのか等を啓発してほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
64.	<p><b>(都市緑化等の推進について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地ではコンクリート面より温度が低く涼しい。東京23区では9年間で東京ドーム256個分の樹幹被覆が減少したと報じられた。街路樹も根を張る地面がわずか。都市では緑を粗末に扱っているのは行政である。建造物や、その周りのコンクリート被覆を減らし、緑地を増やすべき。</li> </ul>	<p>第3章第2節1.(2)③において「国及び地方公共団体における緑の保全・創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出、民間事業者等による良質な緑地の確保、特別緑地保全地区等の指定を積極的に推進</p>

		する。」と記載しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場に植えられる森林量の何割かを負担することで、その駐車場分の CO2 排出を削減し、駐車場をさらに有効活用することができる。都市に森のような大きな木のある緑地を増やすべき。芝生や小規模な植林ではなく、大きな木が育つ森のような場所が都市には必要。これによりヒートアイランドの減少や生物多様性の環境、心休まる場所の提供等、様々なコベネフィットが生まれ都市生活に潤いを与える。</li> </ul>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
65.	<p><b>(ブルーカーボンについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿岸における藻場や干潟、砂浜の保全再生を強く望む。</li> <li>・ 効果的な藻場・干潟の保全・再生・創出を推進し、これに逆行した埋立計画を行わないという姿勢を示すべき。</li> </ul>	<p>沿岸域における藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を生み出すことを目的とした「令和の里海づくり」モデル事業などの里海づくりの取組や「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」等を通じて、効果的な藻場・干潟の保全・再生・創出を推進してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洋上風力などの再エネ活用とその下で藻類を育て炭素固定を促進するなど、やれることはたくさんあるはず。</li> </ul>	<p>吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについては、海藻を生産・育成することで、温室効果ガスを吸収し、深海に貯留・固定し、吸収量として算定・評価する取組の可能性の検討を、バイオ資源としての利用も図りつつ進めるため、漁業の利用実態を考慮した海域利用の在り方、大規模藻場造成・深海域への沈降等の技術開発、モニタリングによる海洋環境への影響等の把握などについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブルーカーボンの取組みについて、日本は海洋環境に恵まれていたにもかかわらず、漁業を優先させすぎた為、海外に比べ、温暖化対策に焦点を当てた海洋生物学などの科学者、専門家と漁業の連携も取れておらず、技術の開発がかなり遅れていることを懸念している。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
66.	<b>(DACCS 等について)</b>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>DAC により回収した二酸化炭素を CCS により地中貯留する場合、マグニチュード 3 以上の小規模な地震が多発したというテキサス大学による報告もあり、「将来的な地震などのリスクも検討して CCS 適地を活用」と記載すべき。</li> </ul>	<p>国内で実施する CCS に係る CO2 の漏洩や地震のリスクについては、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会産業保安基本制度小委員会、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会カーボンマネジメント小委員会において、事業者に推奨されているリスクマネジメントの手法について議論をいただき、その内容を「中間取りまとめ CCS に係る制度的措置の在り方について」に記載しています。また、CCS 事業法に基づく特定区域の指定や貯留事業の許可、貯留事業の実施の方法や保安措置等についての計画の認可、モニタリング等を通じて CCS 事業に係る安全性を高めていく方針です。さらに、貯留事業の実施に当たり CO2 の貯留に伴う地下構造の保護について必要なリスクマネジメントの実施や貯留作業への反映等を事業者に求めることとしており、その際、これらの運用に当たっては、最新の技術的動向を踏まえる観点から外部有識者の知見等を取り入れるプロセスを設ける方針です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P73 6 行目：COP29 におけるパリ協定 6 条の合意を踏まえると、DACCS 以外の CDR (BECCS、バイオ炭など) も世界全体の脱炭素化に貢献し、産業競争力に寄与すると考えられるため、「同技術については、脱炭素電源や海外の豊富な CCS 適地を活用することも有効と考えられる。また国際的にも、COP29 でもパリ協定 6 条 4 項における吸収除去活動のスタンダードが承認されたところ。我が国の排出削減に貢献するため、DACCS をはじめとする CDR 技術による除去価値の国家間移転に向けた国際的な制度整備を検討していく。」と追記してほしい。</li> </ul>	<p>IEA の調査報告書によると、「地球の気温上昇を抑えるためには、すべての温室効果ガス排出量をゼロにするか、CDR で相殺する必要がある」とされ、民間の調査報告書の中には、ネット・ゼロの実現には CDR が不可欠とする分析もあるとおり、DACCS に限らず CDR 技術は脱炭素の実現に大きく貢献するものであると認識しております。政府として、DACCS 等の CDR 技術の国内外での活用を推進してまいります。</p>
2. 分野横断的な施策		
(1) 目標達成のための分野横断的な施策		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
67.	<p>(J-クレジットについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P73 29 行目：J-クレジット制度が国内の資金循環を促進し、地域経済の活性化にも貢献することを追記すべき。</li> </ul>	<p>第 3 章第 7 節 3.(1)において、J-クレジットも含めた基盤的施策について、「地域の脱炭素移行と経済活性化の同時達成」につながるものとして</p>

		記載しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P73 30 行目：再エネ電力由来 J-クレジットは、国際的に「質が高い」とは言えない。「信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており」と言い切ると、その記述を信頼して当該クレジットの販売・購入・利用を行う事業者が、グリーンウォッシュとの批判に晒されるリスクが考えられるため、慎重な言い回しにすべき。</li> </ul>	御意見の根拠が不明であるため、今後の施策検討の御参考として受け止めさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P74 11～24 行目：「J クレジット制度の活性化」が3つの段落から構成されているが、3 段落目の内容が多様かつ冗長的になっており、論理的または形式的な整理をされたい。</li> </ul>	内容が多様かつ冗長的との御指摘を踏まえて、御指摘の段落において形式的な整理（改行の追加）を行います。
68.	<p><b>(脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P75 11～16 行目：コージェネは、電力需要と熱需要の割合・用途に応じて適切な機種の選択・設計を行うことで、エネルギー有効利用の中核を担うシステムであるため、「都市内のエリア単位の脱炭素化について、エネルギーの面的利用」とあるのは、「都市内のエリア単位の脱炭素化について、コージェネレーションを核とした電気・熱エネルギーの面的利用」と修正いただきたい。</li> </ul>	コージェネレーションシステムを活用したエネルギーの面的利用の施策については、我が国における現状の施策においてすでに推進しています。また、当該箇所はエネルギーの面的利用の推進全般について記載しており、具体的な設備内容を明示して説明することを想定した箇所ではないことから、御指摘の修正は不要と考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素建材の利用促進に向けて、GX 経済移行債を活用したメーカーおよび建築主への支援措置とともに、公共事業入札時における建設時の CO2 排出量算定の要件化や加点等の制度的措置の検討をお願いします。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>また、第3章第2節2.(2)(g) ○GX 市場創造（公共調達）の推進においては、「公共工事においても、(中略) グリーン建材について、積極的な活用方策を検討していく。」と記載しているとおり、公共工事での CO2 排出量算定やインセンティブ付与について検討してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化炭素を吸収する自然のものを排除しないような、街づくり、都市づくりを、政府や自治体が進めるようにして頂きたい。</li> <li>・ コンクリートではなく、そこにある自然を生かした防災・グリーンイ</li> </ul>	頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

	<p>ンフラこそが、急峻な日本の地形に適合するので、国として是非とも普及させ、主流にしていきたい。</p>	
(2) その他の関連する分野横断的な施策		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
69.	<p><b>(SHK 制度について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出量報告を義務化し、その進捗を公開する仕組みを強化すべき。特に、年間 10 万トン以上の CO2 を排出する企業には、2030 年までに排出量を半減させる具体的な計画を義務づけるべき。</li> </ul>	<p>企業の排出量報告の義務化については、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度において、一定量以上温室効果ガスを排出している事業者は、自らの排出量を国へ報告することが義務づけられており、国がその情報を公表しています。そのうえで、様々な制度や施策を組み合わせ、企業の削減取組を促していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告されたデータの有用性の確保や企業の報告負担の軽減のために、今後導入される SSBJ 基準と相互運用性を確保し、デジタル面の整備も含め、一度報告されたデータが何度も活用できるような仕組みとするべき。</li> </ul>	<p>温室効果ガス算定・報告・公表制度では、電子報告システム (EEGS) により報告のデジタル化を進めてきたところですが、民間が提供している報告書作成支援ツールとの連携を可能とする、入力データをダウンロードする機能等を順次実装しており、御指摘の SSBJ 基準に基づく報告との相互運用性も含め、今後も利用者のニーズを踏まえ改修等を検討してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>p77 10~12 行：発電所において、NO<sub>x</sub> や SO<sub>x</sub> の発電所排出量は公表されているのに、CO2 発電所排出量の公表はされていない、という現状は不可思議であり、温室効果ガス排出量は事業所ごとに公表すべき。</li> </ul>	<p>温室効果ガス算定・報告・公表制度において、発電所等配分前排出量として、発電所の排出量を公表しています。また、一定量以上排出している事業所については、事業者としての報告に加え、事業所単位での排出量を同制度により報告を義務づけています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の排出原単位に関して、電気事業者は自社電力の電源構成や排出係数の情報開示をすることが望ましいが、こうしたものは自主的取り組みに任せるというのではなく開示義務化の方向性を打ち出すべき。</li> </ul>	<p>電気の係数の算定は、温暖化対策推進法に基づく排出量の報告において、通達に基づいて算出方法を明らかにしており、それに基づいて算出した係数を取りまとめて、温室効果ガス算定・報告・公表制度のホームページに掲載しているところです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の温暖化対策推進法の虚偽記載への罰則は「20 万円以下の過料」</li> </ul>	<p>地球温暖化対策推進法の罰則については、報告を怠ったことに対する</p>

	<p>と軽すぎる。今後、排出量取引が本格化すると排出量の過少報告は金銭的な利益につながるため、虚偽記載や不記載への厳罰化の方向性が盛り込まれるべきだと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題として、基本的に工場やビルの敷地内の排出をカウントする制度だという点も挙げられる。会社の社用車・公用車や建設会社の建設機械のように敷地外で CO2 を排出するものは明らかにその会社の事業活動による排出であるにもかかわらずカウントされない。もちろん省エネ法と平仄を合わせるなどの実務上の課題はあるだろうが、本計画においても「敷地外の排出のカウント方法についても結論を得る」のようなことを盛り込むべき。</li> </ul>	<p>秩序罰たる過料により、同法に基づく報告の履行を確保することとしており、同様の他法における罰則に鑑み適切と考えております。</p> <p>エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく定期報告を行うことをもって地球温暖化対策推進法の報告とみなしており、省エネルギー小委員会において社用車等の省エネ法での対象化を議論しているところです。その結論を踏まえ、適用してまいります。</p>
70.	<p><b>(事業活動における環境への配慮の促進について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Scope3 排出量の算定方法の整備等について、GHG プロトコルや CSRD、CBAM など、国際ルールとの整合性や一本化を念頭としたルールづくりを求める。</li> </ul>	<p>Scope3 排出量の算定については、まずは業界ごと共通の算定ルールの策定を支援しているところですが、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
71.	<p><b>(カーボンプライシングについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P79 27 行目：再生可能エネルギーの購入者を化石燃料賦課金の対象から除外することの明記を求める。</li> </ul> <p>現在の「成長志向型カーボンプライシング」には欠陥があるため、国際的に通用する効果的で本格的なカーボンプライシングの早期導入が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量に応じて責任を負うことが適切であり、社会の脱炭素化に必要な費用も排出量に応じて負担することが原則。カーボン</li> </ul>	<p>減免については、化石燃料賦課金が石油石炭税と同一の対象に対して賦課することを踏まえ、対象事業者の事務負担軽減や、円滑な執行を確保する観点からも、石油石炭税との整合を図ることが重要であると考えています。このため、GX2040 ビジョン（案）において「石油石炭税（地球温暖化対策のための税率部分を含む）と同一の扱いを化石燃料賦課金に講ずるべく、詳細設計の検討を進めていく」としています。</p> <p>我が国では、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、2026 年からの一定規模以上の企業を対象とした排出量取引制度と、2028 年からのより幅広い主体を対象に GX への動機付けを可能とする化石燃料賦課金の組合せによって、社会全体での GX の実現に取り組んでまいります。</p>

<p>プライシングはこれに沿って検討されるべき。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候危機から私たちの未来を守るためには相応の投資が必要であり、その資金確保の手段としてカーボンプライシングは有効である。</li> </ul>	<p>「成長志向型カーボンプライシング構想」では、足元からの 20 兆円規模の支援と組み合わせて、GX に集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業の GX に向けた関連分野への投資を促し、事業者や国民に恩恵がある制度としてまいります。頂戴した御意見は、今後の施策の実施に向けて参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の目標と整合的に参加企業の排出枠の合計を設定するべき。</li> </ul>	<p>2026 年度より本格稼働する排出量取引制度においては、直接排出 10 万トン以上の事業者は参加が義務化されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの総排出量に対して上限の設定が不可欠。上限を設定せず、日本の NDC への整合が義務付けられない各社の排出削減目標を積み上げただけでは総排出量が過大になり、十分な排出削減につながらないおそれがある。</li> <li>・ 排出量取引制度の対象企業と非対象企業との間で負担に不公平が生じる可能性がある。対象企業で削減が進まなければ、非対象企業でより多くの削減に取り組まなければならない。非対象企業には中小企業も多く含まれるなか、脱炭素に向けた負担のしわ寄せが生じ得る。負担の公平な按分という観点でもキャップの設定は必要となる。</li> <li>・ キャップを欠くなかでは排出枠が過大発行されるとともに、義務履行に必要な排出枠の償却量も少なくて済む。この場合、排出枠の需給は緩む結果、十分な排出削減に向けた経済的インセンティブを企業に与えられない。</li> <li>・ 参加・目標設定・目標遵守がすべて自主的であるため、キャップアンドトレード型の排出量取引とは異なり、排出量の総量規制に寄与する設計となっていない。2033 年度頃から発電部門に対して段階的な排出枠の有償化を導入する予定だが、対象産業が限られている且つ目標設定・遵守の義務化に関しては明確にされていないため、効果が不透明</li> </ul>	<p>対象事業者に対しては、業種特性等を考慮した政府指針に基づいて排出枠が割り当てられることになり、当該指針に基づいて徐々に求められる削減の水準が高められることで、トランジション期にある中で、カーボンリーケージを防ぎつつ、排出削減が促進されていくと想定されています。その上で、温室効果ガスの排出削減については、排出量取引制度のみならず、投資支援の枠組みあらかゆる政策を総動員して実行していきます。</p> <p>また、こうした排出量取引制度や関連する GX の措置の実施においては、制度内外における事業者の負担の公平性にも適切に留意しながら進めて参ります。</p>

<p>である。参画企業を増やすなどの目的で、参加・目標設定・目標遵守を初期段階のみ企業の自由意志に委ねることは構わないが、排出量の多い産業の参加、野心的な NDC に沿う形でのキャップ（参加企業全体の排出量の上限）の設定、排出削減目標を達成できなかった場合のオフセットを、段階的に義務化すべき。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>完全なオークション制度に移行するまでは、業種別・参加者別の排出枠を透明かつ公正な手続を経て業界団体および個々の参加者に割り当てるべき。</li> <li>超過削減枠のベースラインを NDC 水準にすることは、NDC の野心向上を促さない構造となっている。また、企業が NDC 水準よりも低い値で削減目標を設定し達成できなかった場合は、実排出量と NDC 水準との差分をオフセットすればよい制度では、企業の自主的な目標の野心を後押しすることにも貢献していない。1.5 度目標に整合する理想的な排出削減シナリオをベースラインに設定することを求める。加えて、パリ協定 6 条（市場メカニズム）における発行したクレジットの一部を取り消すなどの確実に地球温暖化緩和に貢献する制度の検討も求める。</li> </ul>	<p>対象事業者への排出枠の割当については、当該事業者の排出量の望ましい水準として、業種特性等を踏まえた政府指針に基づいて個社毎に算定される量が割当てられることになります。</p> <p>政府指針の策定にあたっては、排出削減に向けた企業の GX 投資が着実に促されるよう、有識者等の意見も踏まえながら検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な時間軸で排出枠の取引価格の上限・下限を示すことで、企業の脱炭素投資を加速させ、化石燃料賦課金の価格水準を中長期的に示すべき。</li> <li>将来にむけた炭素価格の水準と漸増スケジュールを示し、中長期的な炭素価格の予見性を与えることが必要である。</li> </ul>	<p>2026 年度より本格稼働する排出量取引制度においては、GX 投資促進の観点から炭素価格の予見可能性を高めつつ、短期的な価格の急騰等による国民経済への影響を回避するために排出枠の上下限価格を設定することとしております。</p> <p>これらの水準について、中長期的に引き上げていく見通しを示すことで、企業の GX 投資を着実に促してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量の多い企業や産業への規制強化が必要である。</li> </ul>	<p>2026 年度より本格稼働する排出量取引制度においては、直接排出 10 万トン以上の事業者が業種横断で義務の対象となります。これらの事業者が排出量取引に参加し、排出枠の取引を行う事を通じて、排出削減のための取組が促進されるよう詳細を設計してまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は企業への予見可能性と価格安定化の観点から炭素価格に上限を設けることも想定しているが、慎重な検討が必要。上限価格の存在は最適炭素価格の決定メカニズムを歪める可能性がある。</li> <li>クレジットの取引価格を市場の自由取引に委ねるのではなく、上限・下限値を予め設定することは、「自由取引の下、価格変動により適正な取引数量が決まる」という市場の原則と排出量取引制度のコンセプトに反しており、過度なオフセットの容認にも繋がり得る。本来は、オフセットクレジットの需要増加に伴い価格が上昇することで、企業が排出削減に取り組むようになる。しかし、上限価格を設定すると市場の価格変動に応じた行動が促せず、企業がオフセットに依存して排出削減の努力を怠る可能性がある。政府による上限価格の設定の撤廃、もしくはオフセット需要が増えた際に簡単に超えない値かつ企業が購入をためらう値での上限価格の設定を求める。これにより、価格効果により企業の排出削減活動を促すという排出量取引制度の効果が期待できる。</li> </ul>	<p>排出枠については、基本的に市場における取引を通じて価格が形成されることとなりますが、あまり急激な価格変化が生ずれば、国民経済に悪影響を与え、投資予見性を損なう等、脱炭素投資の実施を阻害する可能性があります。こうした観点から、中長期の時間軸での予見可能性を確保するべく上下限価格が必要と考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>価格急騰時に排出枠を追加供給する場合は、キャップからのリザーブ分の優先充当や厳格な要件を付した代償的削減措置の実施などを通じて、キャップとの両立を図るべき。</li> </ul>	<p>2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、市場での取引価格が高騰している場合や、排出枠の需要に比して市場に供給される排出枠の量が不足する場合など、排出枠の価格が上限価格を上回るおそれがあるような場合に限り、対象事業者は不足する排出枠に相当する量に、国が定める上限価格を乗じた金額を政府に支払うことで、排出枠の償却義務を果たしたものとみなすことを想定しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>排出削減の実効性を強化する必要がある。例えば、規制単位を「法人」単位から「事業所」単位とすることで、排出量に関する情報の透明性・正確性をより確実に担保できる。排出量の捕捉にコストが多くなる小規模事業所を持つ事業者への負担軽減にもなる。</li> </ul>	<p>多くの企業において、脱炭素化に向けた投資判断は、事業所毎に独立して行われるものではなく、企業全体の経営資源を踏まえて、戦略的に行われているものと考えております。こうした実態や既存のエネルギー・GX 関連の法制度との整合性を踏まえ、排出削減に向けた投資を効果的に促す観点などから、法人単位の制度としております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>GX に関する研究開発投資の費用に応じて排出枠の割当量を一部補充することも検討されているが、排出量取引制度以外で支援を充実させ</li> </ul>	<p>2026年度より排出量取引制度を導入する目的は対象事業者の脱炭素投資の促進にあるところ、中長期の時間軸での脱炭素技術への投資余力</p>

<p>るべきである。</p>	<p>が損なわれることのないよう、GX に関連する研究開発投資の状況も足下での排出削減の促進を阻害しない範囲内で勘案して割当量を決定することとしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の実務負担やコスト増に配慮をお願いしたい。</li> </ul>	<p>御指摘のとおり、排出量取引制度の実施にあたっては過度な事務負担が生じないようにすべきと考えており、例えば、排出量の実績報告については、第三者による検証を求めることとしておりますが、制度対象者の体制整備に一定の期間が必要であると考えられることから、制度開始当初より法人全体の排出量に対して一律確度の高い水準での保証を要求するのではなく、当面の間は、一定規模以上の事業所と、その他の比較的小規模な事業所における保証の水準に段差を設けるといった対応を行います。</p> <p>制度の詳細については、今後検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の排出実績や産業別の排出削減のしにくさを考慮せず、一律に NDC 水準をベースラインとするのは、排出削減が行いやすいセクターにとってはインセンティブだが、日本全体でカーボンニュートラルを達成していくうえで不可欠である、産業構造上排出削減が難しいセクターの参画を阻害している。公正な移行の観点でも改善すべきであり、産業種別の排出削減シナリオに基づいたベースラインを定めることを求める。</li> </ul>	<p>排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種特性等を考慮し、セクター間での公平性を確保した仕組みとなるよう検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルで見た GX 価値の適正評価や、負担する企業の経営への影響等を踏まえ、合理的なカーボンプライシング (CP) 価格を適切に設定頂くとともに、今後の CP 価格見通しの提示をお願いする。</li> </ul>	<p>排出枠の上下限価格の具体的な水準については、今後、国民経済に与える影響への配慮、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GX を巡る国際動向等を踏まえて決定してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量削減のための、ボランタリークレジットの積極的な導入ならびにボランタリークレジット取引所の日本国内での開設が必要。</li> </ul>	<p>政府としては、我が国の NDC の達成に寄与するカーボンクレジットとして、J-クレジットや JCM クレジット等の取引活性化に向けた取組を優先的に進めてまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPの検討が政府内で本格化してきており、炭素税、排出枠取引、国境調整措置の3つが代表例として浮上しているようだが、JCMの補助事業を活用して、更に共同実施、J-クレジットなども含めて既存の制度を併用してほしい。</li> </ul>	<p>排出量取引制度では、J-クレジット及びJCMの活用を可能とする方針です。我が国のNDC達成に寄与するこれらのクレジットについて、取引活性化に向けた取組を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンプライシングによって確保した資金の用途に関しては、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力の実証や実装、産業用・家庭用高効率機器の開発など、再生可能エネルギーの拡大と省エネルギーに資する施策に活用することを求める。</li> </ul>	<p>カーボンプライシング等を財源とするGX予算の用途としては、分野別投資戦略に基づき、次世代再生エネルギー分野やくらし分野といった重点分野への先行投資支援を行うこととなっております。引き続き、重点分野の研究開発等に支援を行ってまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンプライシングは、本来、炭素排出（もしくは供給）に価格付けを行い、一義的には、その価格効果によって排出削減を促す仕組みであるはずであり、この第一の「排出削減」を、最初に「目的」として、きちんと謳うべきではないか。</li> </ul>	<p>成長志向型カーボンプライシングは、2050年カーボンニュートラル等の排出削減と、産業競争力強化・経済成長を共に達成していくために実行していくものです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定以上の排出量を伴う企業に制度参加を義務づけていることや、期首の排出枠の割り当てでベンチマーク方式を採用すること、排出枠の償却義務の不履行に対して金銭負担を求めていることは適切な方向性である。</li> <li>我が国においては輸出品の海外競争力対策が重要であり、加工貿易国家としてアジア等の海外市場で熾烈な国際競争に晒されており、無償枠の長期維持が不可欠。今後の指針策定に向けては引き続き業界と丁寧な対話プロセスを頂きたい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
72.	<p><b>(地球温暖化対策税の有効活用について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策税を、環境規制となる税率に引き上げることを求める。</li> <li>具体的な方向性をまったく示していないので、「炭素課税を推進する」とか「炭素の価格付けを進める」といった文言がほしい。</li> <li>炭素税引き上げと併せて炭素税収を国民に均一に還流すれば、物価上昇に伴う支出増よりも還流の方が大きくなり、生活苦を伴わずに消費</li> </ul>	<p>御指摘の炭素の価格付けに関する今後の方向性については、第3章第2節2.(2)(d)において「成長志向型カーボンプライシング」として記載しているほか、頂いた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>

	<p>変容を実現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炭素税の導入をただちに行ってほしい。</li> <li>第二章で設定される温室効果ガス削減目標に対して、十分な削減を実施しない企業に対する炭素税の導入が必要。</li> </ul>	
73.	<p><b>(サステナブルファイナンスについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P825~11 行目：サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が 2024 年 3 月に公開草案を公表した開示基準に基づいて開示することが求められる温室効果ガス排出の絶対総量のうち、原料輸入に係るスコープ 3 データについては、原料輸入先国の 1 次データを国において収集、提供する体制を整備していただきたい。また、同様に原料生産のサステナビリティ生産に関する第三者認証の取得状況についても、国において収集、提供する体制を整備していただきたい。</li> </ul>	<p>政府では GHG 排出量算定における 1 次データ活用促進に向けた様々な環境整備に取り組むとともに、頂いた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料補助金を廃止し、脱炭素社会に向けたグリーンファイナンスを優先してほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
74.	<p><b>(GX 市場創造について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P83 14 行目：「需要に対する～不可欠」という記述はインパクトが弱い。詳しく手順を図示した行程を記載して紹介した方がよい。</li> </ul>	<p>GX の実現に向けた継続的な投資には、将来の需要に対する継続した期待と予見性が不可欠と考えております。しかし、脱炭素化に向けた取組においては、製造業における脱炭素プロセスへの転換のようにコストアップを伴う等の理由により、市場メカニズムのみで安定した需要を生み出しづらい状況です。そのため、サプライチェーン全体で GX 製品・サービスが有する GX 価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、供給側に対する取組と一体的に進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P844-8 行目：「政府が自ら率先してグリーンスチールやグリーンケミカルなどの GX 製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達・・・」と、GX 製品の具体例を明記すべきである。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえて以下のように修正いたします。 「～公共部門が自ら率先してグリーンスチールやグリーンケミカルなどの GX 製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは～」</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P84 18-19 行目：「GX リーグにおいて創設された『GX 率先実行宣言』を活用し、宣言を行った企業への優遇措置などを通じて、企業による主体的な取組を進める」に改めるべきである。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえて以下のように修正いたします。</p> <p>「GX リーグにおいて創設された「GX 率先実行宣言」を活用し、宣言を行った企業へ GX 推進のための政府支援を優先的に適用することなどを通じて、企業による主体的な取組を進める。」</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GX 市場創造に向けて政府の取組が不可欠と明記した点は評価する。</li> </ul>	<p>本文案中にもあるとおり、公共部門が自ら率先して GX 製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要と認識しているところ、頂いた御意見の御主旨を踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G7 広島サミット・首脳コミュニケ並びに気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケに明示された「削減貢献量」について、企業の社会課題解決力、金融等のファイナンスセクターにおける投融資や適格性判断等の有用な評価指標としての国際的な認知の進展に向けて、政府の継続的なフォロー・国際発信の重要性について追記を望む。</li> </ul>	<p>頂いた御意見の主旨を踏まえ、第 3 章第 8 節 2 (1) 中で、以下のよう に修文追記いたします。</p> <p>「また、我が国が官民連携して積極的な役割を果たしていく世界の温室効果ガスの削減に向けた貢献については、2023 年の G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣コミュニケで初めて言及された「削減貢献量」の透明性を高め、国際的な理解を促進するために見える化を目指していく。」</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築材料である鉄・セメント・コンクリートについても公共調達及び民間調達において積極的な支援と施策を行っていることを明記されたい。</li> </ul>	<p>「公共工事においても、低炭素型コンクリート、グリーンスチールなどのグリーン建材について、積極的な活用方策を検討していく。」というように民間企業のみならず、公共部門が自ら率先してグリーンスチールやグリーンケミカルなどの GX 製品等の積極的な調達を進めていく旨を記載させていただいております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請企業は取引価格形成力が弱く、脱炭素化に伴う固定経費の上昇を価格に転嫁しにくい。下請企業が生み出す環境価値を適正に評価し、取引価格への反映やサプライチェーン全体で広く分担できる仕組みが必要。</li> </ul>	<p>グリーン化の取組も対象としている下請振興基準の遵守の呼びかけ、パートナーシップ構築宣言の拡大と実効性の向上に取り組むとともに、削減実績量等の評価指標の整備を通じて、環境価値の見える化や取引価格への反映に取り組んでいく。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発やビジネス展開等のためにスタートアップ規制緩和をさらに推進すべき。</li> </ul>	<p>御指摘の技術開発やビジネス展開等に向けたスタートアップの規制緩和については、別途措置されている産業競争力強化法等における規制改革ツールも活用することを念頭に、引き続き、取組を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>スタートアップ技術等の社会実装に向けて、税制控除などインセンティブが必要。</li> </ul>	<p>スタートアップを含む事業者の試験研究費の一部について法人税から税額控除を受けられる研究開発税制の一般型や、事業者がスタートアップと共同・委託研究を実施した場合に一般型よりも高い割合の税額控除を受けられる研究開発税制のオープンイノベーション型、事業者からスタートアップへの新規出資等を行った際に出資した金額の一部について所得控除を受けられるオープンイノベーション促進税制等を措置しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業の調達において、スタートアップの育成に係る視点が具体的に盛り込まれている点は意義深い。スタートアップが生み出すGX関連技術等の社会実装段階においては、当該技術等の実用化や普及を妨げる規制等があればこれを見直すとともに、当該技術等を採用した企業に対して税額控除を認めるなど、GX関連スタートアップに対する支援措置の検討を求める。</li> </ul>	<p>技術開発やビジネス展開等に向けたスタートアップの規制緩和については、別途措置されている産業競争力強化法等における規制改革ツールも活用することを念頭に、引き続き、取組を推進してまいります。スタートアップを含む事業者の試験研究費の一部について法人税から税額控除を受けられる研究開発税制の一般型や、事業者がスタートアップと共同・委託研究を実施した場合に一般型よりも高い割合の税額控除を受けられる研究開発税制のオープンイノベーション型、事業者からスタートアップへの新規出資等を行った際に出資した金額の一部について所得控除を受けられるオープンイノベーション促進税制等を措置しています。また、GX分野の技術の事業化に取り組むスタートアップの社会実装を促進するため、当該スタートアップに対する研究開発や事業開発等への支援を強化しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>GX製品の受容のため、その価値に対する消費者等の理解や、環境価値の見える化等による需要創出のための仕組みづくり等が必要であり、これらの取組が、将来の温室効果ガス削減や経済成長等に結びつくよう、国民の理解醸成や事業者を支援するための様々な政策等を検討・展開して頂きたい。</li> </ul>	<p>GX製品・サービスの受容のため、第3章第6節等において記載しているとおり、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を展開しています。今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>G X 製品・サービスの生産等に伴うコスト増が確実に製品価格に転嫁されるとともに、それを購入する消費者もコストアップを受容し、社会全体でコスト負担できるよう、政府による啓発活動が必要。</li> </ul>	<p>ます。また、脱炭素の実現に向けては国民の皆様も含めた社会全体の行動変容が重要です。このため、サプライチェーン全体で GX 製品・サービスが有する GX 価値の評価や、企業の取組のみならず消費者の行動変容に向けた取組といった需要創出に着目した取組を一体的に進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>GX 市場創造にかかる幅広い取組について、各種措置の導入時期等の時間軸を含めてより具体的なロードマップを示して頂きたい。</li> <li>施策の方向性を示し、予見可能性を高めることが必要。</li> <li>G X 投資の予見性を高めるために G X 市場創造が不可欠である。本案に盛り込まれている G X 価値の見える化や需要喚起策などの施策に加え、こうした各種規制・制度的措置の導入時期を明記した具体的なロードマップを策定すべき。</li> <li>公共調達や民間調達において企業の宣言に基づく調達推進について、市場規模を着実に増やすための施策の方向性も示し予見性を高めることが必要。より具体的な施策の方向性を明記されたい。</li> <li>需要に着目した政府の取り組みが不可欠とあるが、これだけでは記載が足りないのではないかと。ロードマップも含めて明示すべき。</li> </ul>	<p>GX の実現に向けた継続的な投資には、将来の需要に対する継続した期待と予見性が不可欠と考えております。しかし、脱炭素化に向けた取組においては、製造業における脱炭素プロセスへの転換のようにコストアップを伴う等の理由により、市場メカニズムのみで安定した需要を生み出しづらい状況です。そのため、サプライチェーン全体で GX 製品・サービスが有する GX 価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、供給側に対する取組と一体的に進めてまいります。</p>
75.	<p><b>(循環経済について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P86 3 行目：カーボンリサイクルはサーキュラーエコノミーの中でも重要な概念と認識しているが、現状の案では明示的にサーキュラーの章で使われていないため、施策のつながりが認識しづらいと思われる、よりクリアになるよう「CO2 等を資源として活用する」を「カーボンリサイクル」としてはどうか。</li> <li>SNS によって若者の間で海外輸入衣類・雑貨を安く購入できるサービスが流行っており、既に様々な悪影響（健康被害、国内産業への被害、個人情報問題）が明らかとなっているが、これらのサービスによる商品の普及が 3 R を著しく困難にする一因になっている。日本でもこういったサービスを取り締まるべき。</li> </ul>	<p>御意見を頂きました、「廃棄物処理施設を核に CO2 等を資源として活用する新たな循環産業の創出を目指し、」という記載については、CO2 だけでなくその他の副産物等を含めて資源として活用することを意図した記載であるため、原案のとおりさせていただきます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。引き続き、衣類等の資源循環システムの構築に向けた検討を進めてまいります。</p>

3. 基盤的施策		
(1) 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
76.	<p>(インベントリ国内体制の整備について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P86 32 行目：「国際的評価・審査」(IAR) とあるが、IAR はパリ協定締約国には実施されないため「審査及び FMCP (Facilitative Multilateral Consideration of Progress)」などと修正する必要がある。</li> </ul>	御意見を踏まえ、「技術的専門家による検討・促進的な多数国間の検討等」と修正いたします。
(2) 地球温暖化対策技術開発と社会実装		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
77.	<p>(イノベーションについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メタネーションを含む CCUS/カーボンリサイクルの革新的イノベーションを強力に推進することと、地球温暖化対策推進本部において毎年度実施するフォローアップの中で把握し、不足する技術の特定及び開発を進めるとともに、既存技術の社会実装を促進する方向性に賛同する。</li> </ul>	本計画(案)に則り、地球温暖化対策技術の開発と社会実装を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境技術への投資を大幅に増やし、1.5 度目標実現のためのイノベーションを促進してください。例えば日本には山が多いので、その高低差を活かせるような発電方法の開発など。</li> <li>確実な手段で目標を達成する計画とし、今後の技術の進歩は目標の前倒しや目標値の改善への期待とすべきである。</li> </ul>	既に利用可能な技術・設備の導入拡大を加速しつつ、バックキャストの考え方も踏まえ、現状の制度や技術に関わらず、創造的に対策の検討、導入及び実装を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新技術の開発援助は新型原子炉や新燃料ではなく位置エネルギーを利用するなどしたクリーンな蓄電池に集中させるべき。</li> </ul>	GX の実現に向け、GX 予算による支援対象については、脱炭素と経済成長の両立に真に資する重要分野を、有識者の意見も踏まえつつ選定しており、研究開発等への先行投資支援を行っています。2050 年 CN に向けては、既存技術のみならず、未だ研究開発途上の様々な技術の開発や社会実装が必要であり、現時点で特定の技術分野に絞り込むことなく様々な可能性を追及していくことが重要と考えています。

p87. 28～25 行：「、安全最優先での原子力利用、次世代革新炉の技術開発」との記載について削除すべき。第7次エネルギー基本計画にも、第6次エネルギー基本計画と同様の方針「原子力は可能な限り依存度を低減すべき」を導入すべきである。したがって、「安全最優先での原子力利用、次世代革新炉」など、原子力の技術開発は中止すべきである。なお、例え安全最優先であったとしても、事故が発生すれば、事業者及び政府は、「想定外の事故」と言い逃れ、司法も「原発から放出された放射性物質は無主物だ」という。このような無責任な原子力活用は、直ちに止めるべきである。様々な詭弁を使って、原子力がクリーンエネルギー、脱炭素化電源だとの喧伝は直ちに中止すべきである。地震大国・島国の日本は、可能な限りの節エネ・省エネを図り、自然再生可能エネルギーの活用を推進すべきである。

エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。

「グリーン」や「クリーン」の定義については、現時点では、世界共通の定義は存在しないと認識しておりますが、最近の国際会議等において、原子力発電は運転時に温室効果ガスの排出がないなど、ネット・ゼロ実現に貢献できる電源であると位置づけられていると理解しております。例えば、2023年11月から開催されたCOP28のグローバル・ストック・テイクの合意文書において、原子力がゼロ・低排出技術の一つとして盛り込まれており、我が国としても同様の認識です。また、2024年G7サミットにおいても、「原子力の利用を選択又はその利用を支持するG7諸国は、クリーン／ゼロ排出のエネルギー源としての原子力の潜在性を認識し、ネット・ゼロへの移行を加速し、世界のエネルギー安全保障を改善する上でのその潜在性を改めて表明する」ことが合意文書に記載されました。その上で、我が国としては、原子力は、運転時には温室効果ガスの排出がない脱炭素効果の高い電源であり、原子力発電を「クリーンエネルギー」や「脱炭素電源」と考えております。

再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。こうした基本方針の下、まずは2030年度のエネルギーミックスの実現に向けて、住

		<p>宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化や陸上風力の稼働に向けた促進区域の活用等を図っていきます。加えて、その先の 2040 年度を見据え、①設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入、②洋上風力発電の案件形成、③地熱発電や自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる再エネ導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、再エネの最大限導入を進めていきます。</p> <p>省エネルギーについて、我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきました。今後も、省エネルギーの重要性は不変です。産業・業務・家庭・運輸の各部門で、徹底した省エネの取組を進めてまいります。</p>
(3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
78.	<p><b>(気候変動観測について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P90：海面の温度や海氷の分布には、二酸化炭素より水蒸気の方が寄与が大きく、水蒸気を制御できると考えられている氷晶核も観測・監視の対象に加えるべき。</li> <li>・ 国が推進すべき気候変動に関わる研究として、エネルギー経済モデル等を用いた温室効果ガス排出の将来シナリオ研究を明記すべき。次回の NDC やエネルギー基本計画の検討では、複数の研究グループによるシナリオが、条件の相違等を含めて透明性高く比較されて検討に資することができるように、あらかじめ国の研究プロジェクトとしてコーディネートを進めるべき。</li> <li>・ 人間社会に影響の大きい極端現象につながる気候変動メカニズム理解に必要な地球観測、特に衛星モニタリングについて、「気候変動に伴う豪雨や干ばつ等の極端現象の大きさや頻度の変化について全球観測か</li> </ul>	<p>氷晶核として作用し得る大気中の微粒子を観測することは、第 3 章第 2 節 3.において記載しています。</p> <p>合同審議会においては、国立研究開発法人国立環境研究所及び公益財団法人地球環境産業技術研究機構へのヒアリングに加えて、複数の研究グループのシナリオ分析結果や委員による比較表を会議資料とし、新たな目標及び削減経路について御議論をいただきました。引き続き多様なシナリオ研究を参考として、今後の検討を進めてまいります。</p> <p>気候変動に係る観測・監視については、「GEO 戦略計画 2016-2025」、「The GEO Post-2025 Strategy」、「今後 10 年の我が国の地球観測の実施方針」及び「WMO 全球温室効果ガス監視計画」等を踏まえ、温室効</p>

	<p>ら定量的に捉え、メカニズムを解明し、気候モデルにも反映して適切な対策をとるために、水蒸気・雲・降水の衛星観測からのデータ取得が重要である。GOSAT-GW,Earth CARE,全球降雨観測計画 (GPM)衛星と後継の PMM 衛星の着実な開発と運用が必要である。」のような言及が必要ではないか。</p>	<p>果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化する旨、総括的な方針を記載しており、当該方針に基づき、具体的な取組を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P123 17~21 行目：「ブラジル・アマゾンの広大な熱帯雨林の伐採・変化の状況を…だいち 2 号等を用いてモニタリングする」について、予算をつけて、是非やってほしい。国際社会における日本ができる貢献で、世界の温暖化対策において非常に有効。</li> </ul>	<p>頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
<p>第 3 節 公的機関における取組</p>		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
79.	<p><b>(公的機関の取組について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共調達推進の記載に、グリーンケミカル等具体的な GX 製品カテゴリを記載すべき。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車や徒歩での移動の推奨について明記を検討してほしい。</li> <li>・ 国・地方公共団体などの住宅・建築物は既存含めて 2030 年までに太陽光をすべてに導入義務としてほしい。</li> <li>・ 国・地方公共団体は、既存車両も含めて BEV 義務化をただちに実現してほしい。</li> <li>・ 国・地方公共団体は 2026 年までに再生可能エネルギー電力への切り</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、第 3 章第 2 節 2 (2) (g) GX 市場創造のうち、「(公共調達推進)」の箇所について、「公共部門が自ら率先してグリーンスチールやグリーンケミカルなどの GX 製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは～」と修正いたします。</p> <p>また、グリーン購入法基本方針(令和 7 年 1 月 28 日閣議決定)において、グリーンスチール(削減実績量が付され、かつ、カーボンフットプリントが算定・開示されている鉄鋼)を位置づけました。</p> <p>引き続き、頂いた御意見の趣旨も踏まえ、関係省庁と連携して取組を進めてまいります。</p> <hr/> <p>政府の事務及び事業に関する温室効果ガス削減に向けた具体的な取組については、政府実行計画において定めており、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。また、地方公共団体においても、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとしています。</p>

	<p>替えを実行してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設でのガス機器の新設、機器更新を禁止してほしい。</li> </ul>	
80.	<p><b>(公的機関の率先実行について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設から再エネ設備を導入してほしい。</li> </ul>	<p>国は、政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である政府実行計画に基づき、政府保有の施設等への太陽光発電の最大限の導入等を進めてまいります。また、地方公共団体においても、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとしています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の電力・エネルギー契約について、再生可能エネルギーを導入できるよう制度を整備してほしい。</li> </ul>	<p>環境配慮契約法基本方針において国等の電力の供給を受ける契約で可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めることとしているところですが、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、引き続き取組を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫にも限りがあることから、再生可能エネルギーの最大限の導入に加え、エネルギーへの過剰な補助金の規制を加えてほしい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
81.	<p><b>(地方公共団体実行計画について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までにすべての都道府県で地球温暖化対策計画に基づく環境基準の設定、再エネ導入目標の設定を定めてほしい。また、政府のNDCに従って各自治体の温暖化対策実行計画の目標値を引き上げることを明記してほしい。</li> </ul>	<p>地球温暖化対策推進法第21条第1項において、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定することとされています。また、第3章第1節2.(1)においても、各地方公共団体の地方公共団体実行計画区域施策編は、地球温暖化対策計画に即して策定することを明記しています。以上を踏まえ、御意見の趣旨は既に記載されております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方公共団体が実行すべき具体的な目標を明示し、達成状況を定期的に検証する仕組みを早急に導入すべだと思う。</li> </ul>	<p>第3章第3節のとおり、地方公共団体は、地方公共団体実行計画事務事業編の策定及び実施に当たって、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとしているところ、政府実行計画においては、政府が実施する具体的な目標や取組が明示されていることから、地方公共団体は、これに準じて取組を進めることとなりま</p>

		す。また、地球温暖化対策推進法第 21 条第 15 項により、地方公共団体は、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表することとされているところです。
第 4 節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
82.	<b>(地方公共団体の取組について)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国による排出量削減目標設定と同等の削減目標を自治体にも速やかに設定を促すよう記載すべき。</li> </ul>	第 3 章第 1 節 2. (1) において、各地方公共団体の地方公共団体実行計画区域施策編は、地球温暖化対策計画に即して策定することを明記していますので、御意見の趣旨は既に記載されております。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P97 29～30 行目：「営農が見込まれない荒廃農地、ため池、その他低未利用地」について、環境によるが、荒廃農地は自然に返すように努めてほしい。</li> </ul>	第 3 章第 4 節 3. は、促進区域の設定に当たって、営農が見込まれない荒廃農地を含めて検討すべきである旨を明記したものです。個々の荒廃農地への再エネ導入については、当該荒廃農地の状況やその周辺の自然環境等を踏まえて適切に判断することとされています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が地域の実態に即した補助金の制度設計ができるような仕組みにしてほしい。自治体や地域の状況で需要家要件を選択できるような、自治体が制度設計できる補助金であればより活用しやすくなる。</li> </ul>	地方公共団体が国からの交付金等を活用して実施している補助金等に関して、例えば環境省の地域脱炭素推進交付金では、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体が、複数年度にわたって、計画的に事業を実施することが可能となっています。本交付金は、事業計画の範囲内で、年度内の各事業の進捗状況に応じて、事業間や年度間での調整が可能であるなど、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ることができます。今回頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策には、地方自治体や市民の積極的な参加が不可欠。しかしながら、自治体が独自に行う気候行動計画を支援する財政措置や技術的サポートが不足している。地域特性を活かした再生可能エネルギーの推進や、省エネ活動の支援体制を拡充してほしい。</li> </ul>	地方公共団体への財政措置、技術的サポートについては、例えば第 3 章第 7 節 3. (1) に記載しております。頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス削減目標を達成するために、都市部と地方自治体の協力体制を強化する政策の追記をしてほしい。</li> </ul>	都市部と中山間地域の協力体制については、第 3 章第 4 節 5. に記載しています。頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいり

		ます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における多様な主体との役割分担・連携に関し、スポーツチームや団体などを巻き込むような仕掛けを入れてほしい。</li> </ul>	地域における多様な主体との連携に関し、例えば脱炭素先行地域において、プロ野球球団や鉄道会社と連携した取組を通じ、市民やファンの行動変容を推進するなど、スポーツチームを巻き込んだ取組を実施しています。頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の脱炭素化を牽引する自治体は、2035・2040年にどれくらい温室効果ガスを削減すると良いのか。今回の計画にかかっている2035年60%、2040年73%を都道府県や各自治体が達成すると良い、という風に受け取ってよいのか。</li> </ul>	第3章第1節2.(1)において、各地方公共団体の地方公共団体実行計画区域施策編は、地球温暖化対策計画に即して策定することを明記していますので、地方公共団体の削減目標についても、地球温暖化対策計画に即して設定することとなります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素のための省エネ、再エネ機器の導入、断熱住宅の建築を進めるための相談窓口を自治体が設置することを義務化してほしい。</li> </ul>	頂いた御意見は、地方自治の観点から踏まえ、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>営農型太陽光発電を生産緑地にも設置できるようにしてほしい。</li> </ul>	頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
83.	<p><b>(地方公共団体実行計画(区域施策編)について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P99 15~17行目:「…や自営線マイクログリッド・地域熱供給の導入などのコージェネレーションを核とした面的な取組から、…」と追記してほしい。</li> <li>P97 7行目:「～地域エネルギー会社等の様々な主体が中心となって取組を補完～施策連携体制を構築しながら進めることが重要である。」の記載に賛同する。</li> </ul>	<p>地域熱供給の導入については、コージェネレーションのみに限られないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
第5節 特に排出量の多い事業者に関する事項		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
84.	<b>(特に排出量の多い事業者について)</b>	地球温暖化対策推進法の温室効果ガス算定・報告・公表制度において、

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個社」の「総量」での排出削減計画の策定・公表などを明示的に求めるべきです。一般的な事業者であっても努力義務になっている以上、「特に排出量の多い事業者」に対しては個社で総量削減計画を策定することを求めるべき。</li> </ul>	<p>一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者は、排出量を報告が義務づけられており、現状、削減計画は求めておりませんが、報告された排出量を公表することにより、事業者の自主的な排出量削減を推進しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社の直接排出量を把握・公表するのはもちろんのこと、バリューチェーン全体での排出量を公表することや削減することも入れるべき。特に排出量の多い事業者であれば、より深掘りしてスコープ3を含めた公表が望ましい旨を記すのは当然。</li> </ul>	<p>地球温暖化対策推進法の温室効果ガス算定・報告・公表制度におけるスコープ3の扱いについては、引き続き温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会において議論をまいります。</p>
第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
85.	<p><b>(デコ活について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P104 5行目：「ナッジ、インセンティブ等を活用した省エネ行動変容を促進する情報発信」と追記してほしい。</li> <li>地球温暖化には国民の意識の低さに目を向け、国民の生活目線での対策も必要だと考える。自家消費型太陽光発電などの案があるが費用面などで普及率は低いと考えている。費用面を差し置いても国民の生活に利があるとわかるように広める案も入れるべきではないか。</li> <li>P103 3行目：脱炭素に取り組むことで生活の質の向上やウェルビーイングな暮らしにつながることを、国民に対してわかりやすく伝えるとともに、デジタルの活用等によりライフスタイルの変革を一層促していただきたい。</li> <li>脱炭素につながる暮らしを目指すデコ活推進の部分で、私たちの学校でも紹介をしているが広まっていないため、ポイントなどを活用して多くの人が興味を持つようにしたら良いと考える。</li> <li>デコ活の推進に当たり、より積極的に取り組めるよう、具体的なメリ</li> </ul>	<p>ナッジ、インセンティブ等を活用した情報発信は前段の取組を促す手段であり省エネの行動変容に限っていないため、御指摘の箇所については、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>既に例示において「自家消費型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入」と記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>

ットを記載してほしい。

- ・ 脱炭素型ライフスタイルを選択する重要な制度として、電源構成とCO2 排出係数の分かりやすい開示方法を統一的に定め、小売電気事業者に対し義務化してほしい。
- ・ 計画案では、国民のライフスタイル変革や「デコ活」の推進が強調されているが、国民の行動変容への過度な期待は現実的ではない。特に、消費者の行動変容を促すためには、情報提供だけではなく、インセンティブや制度的な支援が必要であり、脱炭素型の生活インフラの環境整備等社会システムの変革を組み合わせることが必要である。
- ・ 大量に生産され、消費されるサイクルが早く、廃棄物が多くなるシステムよりも、これからは質のいい長い間使用していただける洋服を生産することで消費サイクルをいい意味で遅くし、廃棄物が減ることで環境問題の対策になると思う。
- ・ これから 10 年で何ができるのかの拡散・周知も、丸投げではなくしっかりお願いしたい。
- ・ 生活者に丸投げするのではなく、仕組みづくりが必要。
- ・ デコ活例示の筆頭に「再生可能エネルギー由来の系統電力に切替」を加えてほしい。
- ・ 温暖化ストップのために出来ることは何か、情報が不足していると感じている。多くの人々が具体的な行動に移せるような取組み計画も盛り込んでほしい。
- ・ 企業ばかりでなく、全国民、個の力ももっと必要になると思う。個人向けに、もっとわかりやすい内容の書面や、家庭部門の省エネ導入促進のための援助が、政府や各地方自治体から平等に与えられると思う。
- ・ 新しい家を建てたり、自動車を買う際、省エネのハードルが低くなるような政策が必要だと感じた。国民レベルでの温暖化対策を進めていくのであれば、省エネ化が当然の選択肢となるような、より多くの人に対してハードルを下げる方法を考えてほしい。
- ・ 「デコ活」について、興味もないと知ることもないと思う。
- ・ P103 11 行目：「ナッジ等の行動経済学の知見等を活用し、脱炭素につ

	<p>ながる豊かな暮らし創りを後押しする」の記載に賛同する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P103～104：一般消費者、生活者が消費行動を転換するため、商品購入の指標にできるカーボンフットプリントの表示を、適正になるべく早く実現してほしい。この記述には賛同する。</li> </ul>	
86.	<p><b>(地域のデコ活について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「3. 地域脱炭素の加速化・全国実施を後押しする基盤的施策」において、「(地域脱炭素の取組と連携した「デコ活」の推進等)」の中で、「住民向けの広報・普及啓発を積極的に行うことが必要である。」としながらも、その「デコ活」の認知度は当該地域では、2割にも満たない状況が看過されて、何らの施策が盛り込まれていない。</li> <li>・ 「SDGs 連携」のことがプアであると思う。この点において、国民が「デコ活」推進の上で、「デコ活」宣言などした場合のインセンティブ付与を何らかの形で行うのもその一環であると思う。ポイント付与も含めて。又、行動変容に向けた、行動変容して活動した結果の「見える化」対策もインセンティブ上、有効かと思われる。更にこの活動の結果（これは事業を含めたプロジェクト結果も含めて）、「SDGs に寄与」していることの数値化を早急に進めて、来るべき 2030 年の国評価に備えるべき。</li> </ul>	<p>「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)は、第3章第1節4.、第3章第6節等において記載しているとおり、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするため、2022年10月に発足した国民運動です。今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
87.	<p><b>(ライフスタイル変革について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P103 の脱炭素型ライフスタイルへの転換でも言及されている脱炭素化に伴うコスト上昇を如何に社会全体で受容できるかが極めて重要であり、脱炭素化製品・サービスの最終需要家である国民一人一人の意識変革がカギとなることから、当該記述については「国民各界各層におけるコスト上昇の受容も含めた意識の変革と行動変容につなげる」としてほしい。</li> <li>・ P16 の「深刻さを増す気候変動問題に関する知見、各主体が実施すべき取組についての情報、地球温暖化対策の進捗状況や必要な国民負担に関する情報等をなるべく目に見える形で積極的に提供・共有し、また、それらを伝え、実践する人材の育成と活動の展開を行い、国民各</li> </ul>	<p>コスト上昇の受容に係る御意見については、第3章第6節において、「新しい豊かな暮らしが実現されることを必要なコストも含め訴求する。」と記載しているため、御指摘の箇所については、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>界各層における意識の変革と行動変容につなげる」について、脱炭素化製品・サービスの最終需要家である国民一人一人の意識変革がカギとなることから、「国民各界各層におけるコスト上昇の受容も含めた意識の変革と行動変容につなげる」としてほしい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動問題に関する知見や地球温暖化対策の進捗状況、必要な国民負担に関する情報を積極的に提供・共有し、実践する人材の育成と活動の展開を行い、国民各界各層の意識の変革と行動変容につなげることが重要で、コスト上昇の受容も含めた意識の変革と行動変容につなげることが必要である。</li> <li>・ 国民に過度な負担を強いることなく、国民の意識改革を促すとともに、行動変容を促すためのインセンティブや、制度的な支援、社会システム全体の変革を組み合わせることが必要である。</li> <li>・ 家庭用の高効率給湯器等の開発促進、住宅用太陽光発電や高断熱住宅等の普及につながる支援策を求める。</li> <li>・ この10年で決まるといふことなのでこの10年で本当にライフスタイルの変革をするような政策が必要なのではないか。気候変動に対する具体的な取り組みの見える化、対策を実行した民間企業の公表優遇、そういった気候変動に積極的な企業団体を、国民や子どもたちにはっきり見えるような形で公表していく仕組みが世の中の気候変動への機運を高めることへつながると思う。</li> <li>・ 国民のライフスタイルの行動変容を促すためにも、取り組むことのメリットを具体的に示してほしい。気候変動によって脅かされている健康面においてもメリットがあること（ZEHなどの快適な環境下での健康上のメリットなど）も示すべき。</li> <li>・ 持続可能な社会を築くためには、個人の消費行動が重要。廃棄物削減に向けたインセンティブ政策を導入することを提案する。</li> <li>・ すべての人が当たり前のように省エネ行動やエシカル消費をする社会に変えていく必要があり、こうした脱炭素社会への移行に向けた政策制度の整備を求めるべき。</li> <li>・ 消費者が省エネ型の製品や脱炭素に貢献する商品・サービスを主体的</li> </ul>	<p>第3章第1節4. 及び第3章第6節等において記載しているとおり、2050年ネット・ゼロ等の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を展開しています。</p> <p>今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>

	<p>に選択できるよう、CO2 排出量の見える化につながる施策の強化や、ライフスタイルの転換を促進する情報提供を期待する。</p>	
88.	<p><b>(国民の当事者意識の向上について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P104~110：気候変動に対する国民の意識変革と危機意識浸透を図る点で、行政が若者世代の意見を受け止め、当事者意識の向上と取り組み促進の好循環につなげる点に関して、①「将来を担う若者の声をすくい上げていくため、行政が若者世代の意見を受け止める場を設け」に関しては、その結果をどのように反映させるかを明示し、かつ有識者会議等に若者の委員を複数登用すべき。②当事者意識の向上は「若者世代」に限定せず「国民全体で」とすべき。</li> <li>・ P105 1-5 行目：「将来を担う若者の声をすくい上げていくため、行政が若者世代の意見を受け止める場を設け、脱炭素を踏まえた社会経済の在り方等をはじめ、政策への反映及び若者世代の当事者意識の向上と取組促進の好循環につなげていく。」とあるが、若者や若者世代の文言を「全国民」に変更してほしい。</li> </ul>	<p>当事者意識の向上と取組促進の好循環に向けては、御指摘のとおり当事者意識の向上を図るべき対象は若者世代に限定するものではないため、「国民全体の当事者意識の向上と取組促進の好循環につなげていく。」と修正いたします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P105 3~5 行目：若者世代の意見を受け止める場の具体例や、意見収集のプロセスや計画、政策への反映に関するプロセス等についても具体的に明記し、ユースウォッシュを避けるべき</li> <li>・ P105 3~5 行目：若者の意見の取り込みに関して、国会議員等の政策担当者レベルの関係者との意見交換の機会を積極的に設定することを盛り込んでほしい。</li> </ul>	<p>国民の行動変容の実現に向けた、若者世代等からの御意見を受け止める場の在り方などについて、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、合同審議会においては、専門分野・年齢層・性別等のバランスにも留意しつつ、全ての審議を公開し、合計9回開催しており、若者団体を含めた様々な主体からのヒアリングを行い、検討を進めました。</p>
89.	<p><b>(環境教育について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P105 7 行目：大学や高等専門学校なども役割を担うことを明記し、教育課程の地球温暖化対策への役割を認識し活性化させるべき。</li> </ul>	<p>御指摘の大学や高等専門学校については、第3章第6節「脱炭素型ライフスタイルへの転換」の「環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進」において、「家庭、学校や職場、地域その他のあらゆる場に」と記載に包含していることから、原文のとおりとさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P105 10 行目：「環境教育を推進することで、ライフスタイルの転換を図る必要がある。その推進のためには、知識を伝えるだけではならず、学習者が、地球温暖化について、その現状や人間活動との関係を理解し、自らの課題として身近なところから行動することを目指した気候変動教育を推進することが重要である」と追記してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘の気候変動教育については、前段に「地球温暖化について」との記載があり、文全体として御指摘の趣旨を捉えているものと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P105 7 行目から P106 10 行目：従来の環境教育を推進するだけでなく、国際的な動向を押さえた上で、気候変動を推進すべきである。気候変動教育として、どのような内容やカリキュラムで教育を実施していくのか、計画やマイルストーンとともに具体的に計画案に明記し、非公式な場だけではなく、学校教育などの公式カリキュラムにも気候変動に関する教育を正式に組み込むべき。</li> </ul>	<p>学校教育においては、環境教育に関する内容を小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に記載しております。引き続き学習指導要領を踏まえ、気候変動に関する教育も含めた環境教育を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P105 15 行目から 19 行目：ESD の概要やこれまでの国の取り組みについては説明がなされているが、この節の主題である「脱炭素型ライフスタイルの転換」に対して、具体的な方法について明記すべき。</li> </ul>	<p>御指摘について、当該箇所は、「脱炭素型ライフスタイルへの転換」のための「環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進」に関して記載をしている箇所であり、御指摘の内容については第3章第6節「脱炭素型ライフスタイルへの転換」の「「デコ活」の推進等」に記載されていることから、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P106 8 行目：「これらの取組を社会教育施設や地域団体、企業等と連携しながら持続可能な方法で推進するため、ESD 活動支援センター等の中間支援機能の充実・活用を図る。」と追記してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、第3章第6節「脱炭素型ライフスタイルへの転換」中「環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進」の箇所に「これらの取組を社会教育施設や民間団体、企業等と連携しながら持続可能な方法で推進するため、ESD 活動支援センター等の中間支援機能の充実・活用を図る。」と一部修文の上追記いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P106 9 行目：「地域における協働取組の形成、気候変動教育、環境保全活動を行う者を支援する。」と追記してほしい。</li> </ul>	<p>御指摘の地方環境パートナーシップを活用して気候変動教育を行うことについては、地方環境パートナーシップオフィスは環境教育を実施する機能を有していないため原案のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「エコスクールの整備」、「教員等に対する研修や教材等の提供等を行</li> </ul>	<p>「エコスクールの整備」については、今後も継続的に実施していくも</p>

<p>う」、はいつまでに何をするのか。現時点で具体的なことが決まっていない場合、いつまでに決めるのか。また、教員に関して、養成の段階から対策が必要なので、その点の記述も必要と思う。</p>	<p>のとなります。教員の養成課程において、学習指導要領に基づく環境教育に関する内容が取り扱われているところです。また、「教員等に対する研修や教材等の提供等を行う」の箇所については、文部科学省と環境省が連携した「教職員環境教育・学習推進リーダー養成研修」の実施や教材や指導案等をウェブサイト（環境学習 STATION）での提供を実施しており、今後も継続的に実施していくことを端的に記載したものですので、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自発的な取組を促進していく（P.106、7行目）」部分は、誰の自発的な取組なのかをもっと明示的に記載すべき。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、御指摘の箇所に「あらゆる主体による」と主体を追記いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策を積極的に推進するため、気候変動教育を初等中等教育及び高等教育のリベラルアーツに組み込むことが有効ではないか。教育振興基本計画、次期学習指導要領において、発達段階に応じた体系的な気候変動教育の実施を明記してほしい。</li> </ul>	<p>気候変動に関する教育について、初等中等教育段階では環境教育に関する内容を小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に記載しております。また、高等教育段階においても各大学等の自主的な教育課程の中で環境教育が行われているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もっと地球環境について科学の観点から学べる小学校・中学校・高等学校の教育プログラムを導入し、その重要性を計画案にも記載してほしい。</li> </ul>	<p>学校教育においては、環境教育に関する内容を小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に記載しております。引き続き学習指導要領を踏まえ、環境教育を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者向けの環境教育プログラムの充実させてほしい。温暖化対策を実現するためには、次世代を担う若者の意識を高めることが重要。例えば、小中高校生向けに年間 10 時間以上の環境教育を義務化し、大学生や社会人向けにはオンライン講座やワークショップを提供することを提案する。</li> <li>・ 環境教育を初等教育から義務化し、次世代が持続可能な社会を作るための基盤を築いてほしい。</li> <li>・ 高齢世代にも地球温暖化対策や SDGs の考え方を広める方法を検討してほしい。</li> <li>・ 多く買って、多く捨てるような考え方をなくす教育が大切。</li> </ul>	<p>施策の実施等に関して頂いた御意見、御提案につきましては、今後の施策の実施、取組の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの環境意識の向上が、環境政策の基礎意識の向上になる。</li> <li>・ 若者が気候変動対策に積極的に関与できる環境を整えることが必要。具体的には、国際的な環境プログラムへの参加支援や、日本国内での環境教育の強化を提案する。また、他国の学生や専門家との交流を通じて、多角的な視点を得られる機会を増やすべき。</li> <li>・ 教育と啓発についてもっと含めてほしい。</li> <li>・ 「体験の機会の場」やエコスクールなどの施策をさらに拡充するにあたり、以下の要素を統合した教育プログラムを提案する：1.内的変容と外的変容を結びつける教育。2.伝統文化や自然との触れ合いを重視したプログラム。3.科学と芸術を融合させ、個性と集団的意識の両方を育む STEAM 教育の導入。</li> <li>・ カリキュラム横断的に気候変動に関する内容をつなげ、「気候変動教育」を重点テーマの一つに挙げる必要がある。その際、教員へのサポートと教材の提供を充実させていくことが求められる。</li> <li>・ 環境教育について、「日本の場合、気候変動対策は生活の快適さを犠牲にすることだと考えてしまう人が多いことも関係しているのではないか」と指摘されている。</li> <li>・ もっと大々的に全国の学校で断熱と再エネ利用を展開してほしい。ローカルで入手できる素材で子どもたちと PTA でもできる断熱ワークショップなどを標準化してほしい。</li> <li>・ 環境教育の活動の予算はどのように捻出されるのか。現状に加算して捻出する必要があると思う。</li> </ul>	
--	--	--

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
90.	<p><b>（地域脱炭素について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3章第7節冒頭、同節3（1）：GX 人材育成に向けたプラットフォームや体制構築をすべき。また、GX 人材育成を実施した企業に対するインセンティブ（税制控除）を措置すべき。</li> </ul>	<p>本箇所は地方創生に資する地域脱炭素についての節であるため、元案とさせていただきます。なお、GX 人材の育成に向けては、昨年5月にGX リーグ内のワーキング・グループにおいて「GX スキル標準」を策定するなど取り組んでおり、引き続き必要な施策の検討を進めてまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P108 15 行目、18 行目：四国全域を「地域」として捉え、四国全体を一つの脱炭素先行地域に指定し、地域創生を図ってほしい。</li> </ul>	<p>脱炭素先行地域は、脱炭素と地域課題解決の同時に実現する全国モデルとなるよう、地方の提案を国が審査し選定しているものです。今回頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、引き続き取組を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P108 23 行目：燃料電池を明記すべき。</li> </ul>	<p>御指摘の箇所は主な対策を記載させていただいており、燃料電池についても「等」に含まれているものから、元案とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地方創生」とあわせ、地域の脱炭素化についての言及をもう少し増やしていただきたい。</li> </ul>	<p>地方創生に資する地域脱炭素の加速については、第3章第7節において「地方創生に資する地域脱炭素の加速」として取り上げさせていただいています。引き続き、地方創生に資する地域脱炭素の取組を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「再エネ」の主力電源化の上で、地方自治体の役割が重要であり、「2030年までに先進自治体100」でなく、地方自治体の取り組みを加速させるため、例えば「35年までに100%」の自治体で先進自治体と同様の水準での取り組みが進む計画とし、抜本的な支援の方針を示してほしい。</li> </ul>	<p>地域脱炭素の加速については、民生電力部門を中心に2050年を待つことなく2030年度までに、脱炭素と地域課題解決を同時に実現する脱炭素先行地域の横展開により図っていく旨第3章第7節1.において記載しています。頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、今後の施策を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再エネ拡大は地域経済の活性化につながるため、例えば、地方自治体でのソーラーシェアリング導入を国が支援してほしい。近年少しずつ良いソーラーシェアリングの実践事例が増えているので、ソーラーシェアリングを地域で展開するための文言なども書いてほしい。</li> </ul>	<p>営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）については第3章第4節4.に記載させていただいているところです。引き続き、適切な営農を前提として、地域共生・地域裨益型の営農型太陽光発電の取組を推進してまいります。地域主導の再エネ事業支援については、政策への御意見として承りました。引き続き、地域共生型・地域裨益型の再エネ事業を支援してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P107 以降：「地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム」に関して、「気候市民会議」等の行政と国民の双方向対話の必要性を明記すべき。</li> </ul>	<p>本計画（案）第1章第2節3.において「国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）、政府（国、地方公共団体等）、市場（事業者等）の全ての主体が参加・連携して、将来世代への配慮（世代間衡平性の確保）も考慮に入れつつ、持続可能な社会を実現する方向で相互作用、すなわ</p>

		<p>ち共進化を図りつつ取り組むことが必要である。」と明記しております。国としても、引き続き多様な意見を伺いつつ、施策を推進してまいります。</p>
91.	<p>(ルールイノベーションについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P113：風力発電に関して、道路の建設等で自然環境の分断や、野生生物との交通事故を引き起こさないようにしてほしい。洋上風力発電についても、海中にも悪影響を及ぼさないように十分に調査をしてほしい。</li> <li>・ 2050年ネット・ゼロ実現に向けては、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置を積極的に行う事業者の裾野を広げるため、検討中の太陽光発電等に関する住宅トップランナー制度は、対象事業者を拡大することが必要と考える。</li> <li>・ トップランナー制度によって住宅トップランナー企業に対して太陽光の導入目標が提示されたが、新築戸建て住宅や分譲住宅だけでは対象範囲が狭すぎる。今から建設される建築ストックの大半が2050年時点でも残っていることを考えると、住宅のみならず非住宅、駐車場、集合住宅も含めて原則設置義務としてほしい。</li> <li>・ P114 17行目：戸建住宅だけでなく、集合住宅、さらに非住宅に関して、トップランナー事業者だけでなく、すべての建築物で、設置が合理的な限り屋根置き太陽光発電設備の設置の義務化を検討すべき。さら</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>御意見も踏まえ、風力発電の導入に当たっては、適正な環境配慮が確保されるよう、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。</p> <p>住宅トップランナー制度は、一年間に一定戸数以上の住宅を供給する事業者に対して、国が、目標年次と省エネルギー基準を超える水準の基準を定め、新たに供給する住宅について当該基準への適合を求める制度になります。このような制度の趣旨を踏まえ、対象事業者を検討しているところです。なお、太陽光発電設置の義務化については、私権の制限に関わることであり、住宅取得者や建築主を含む国民の負担や将来的なリスク等を踏まえて慎重に検討すべきと考えています。</p>

	に既築の建築物についても設置が合理的な限り屋根置き太陽光の設置の義務化の検討を始めるべき。	
第8節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
92.	<p><b>(国際協力について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>途上国への拠出金を増やして欲しい。</li> <li>国際協力の強化を進めてほしい。米国が気候変動対策に背を向けつつあるなかで、彼らをパリ協定の枠組みに留める外交努力が必要である。</li> <li>気候変動という地球規模の課題に対して、東アジア三国が共に力を合わせることは、地域の発展だけでなく、持続可能な未来を築くためにも不可欠である。</li> <li>他国の自然環境を破壊する事に繋がるような支援をしない、結果的に自然破壊に繋がる様な製品や食品を作らない事が一番の貢献。</li> </ul>	<p>気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要です。</p> <p>開発途上国に対する気候変動に関する資金支援については、第3章第8節2.(8)において、「資金については、政府開発援助(O DA)、ODA以外の政府資金(OOF)等に限らず、気候変動に関する支援のための資金(気候資金)の拡大に取り組む。我が国は、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円相当の気候変動支援を実施することを表明した。あわせて、2021年のCOP26において、前述の資金コミットメントに加え、最大で100億ドル規模の追加支援を行う用意があること、適応支援を倍増し、約148億ドルの支援を行うことを表明した。このような資金支援のコミットメントを通じて、引き続き、パリ協定の下で求められている気候資金の供与を誠実にを行う。」と記載しています。</p> <p>世界の気候変動対策への米国の関与は引き続き重要と認識しています。我が国としては、様々な機会を通じて、米国との協力について探求していきます。</p> <p>日中韓3か国における環境協力については、第3章第8節3.において、「日中韓三カ国環境大臣会合や日ASEAN、ASEAN+3、EAS環境大臣会合、小島嶼開発途上国(SIDS)における脱炭素フォーラム等をはじめ、地域の政策的な枠組みを通じた環境協力も積極的に実施する。」と記載しています。</p> <p>自然環境を破壊する事に繋がらないような支援については、環境省において、気候変動、生物多様性、汚染の3つの地球的危機を克服するための統合的な対応(シナジー)を促進しており、頂いた御意見は、今後</p>

		の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
93.	<p><b>(世界への貢献について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「アジア・ゼロエミッション共同体」の実現が掲げられているが、さらなる化石燃料事業の拡大は見直すべき。</li> <li>日本がリーダーシップを発揮し、途上国への技術支援や資金協力を拡大することで、世界全体の排出削減に寄与してほしい。</li> <li>アジア地域における再エネプロジェクトへの支援を拡大すべき。国際的な協力の方向性も今回の計画案で記載してほしい。</li> </ul>	<p>AZEC は、各国の事情を踏まえた多様な道筋の下で、ネット・ゼロを達成することを原則としています。本原則に基づき、再エネ、省エネに加え、水素、アンモニア、CCUS といった様々な技術について、各国の事情を踏まえた協力を推進していきます。</p> <p>開発途上国へ技術支援や資金協力、アジア地域における再エネプロジェクトへの支援については、第3章第8節3.において、「世界の排出削減へ最大限に貢献する観点から、我が国は世界各国や国際機関との協調にこれまでも積極的に取り組んできている。」と記載しています。</p> <p>特に資金協力については第3章第8節2.（8）において、「資金については、政府開発援助（ODA）、ODA 以外の政府資金（OOF）等に限らず、気候変動に関する支援のための資金（気候資金）の拡大に取り組む。我が国は、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため 2021 年6月の G7 コーンウォール・サミットにおいて、2021 年から 2025 年までの5年間で官民合わせて 6.5 兆円相当の気候変動支援を実施することを表明した。あわせて、2021 年の COP26 において、前述の資金コミットメントに加え、最大で 100 億ドル規模の追加支援を行う用意があること、適応支援を倍増し、約 148 億ドルの支援を行うことを表明した。このような資金支援のコミットメントを通じて、引き続き、パリ協定の下で求められている気候資金の供与を誠実に行う。」と記載しています。</p> <p>また、第3章第8節2.（1）に記載があるとおり、相手国のニーズを深く理解した上で、優れた脱炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施する JCM 等の推進を通じて、世界全体の排出削減に貢献してまいります。JCM では、これまで数多くの支援を実施してきました。引き続き、アジア地域における再生可能エネルギー案件を JCM に関する補助金等で支援をしていくとともに、アジア地域のニーズに応じて、幅広い分野・領域におけるプロジェクト支援を拡大していく方針です。</p> <p>AZEC では、2030 年までに再エネの発電容量を世界全体で3倍にすることを含み、グローバル・ストックテイクに関する COP 決定に沿った</p>

		<p>取組を加速することに合意しているほか、電力部門のイニシアティブでは、再エネ導入の最大化を主目的の一つと位置づけています。また、ODAやJBIC、JETRO等の政府機関の政策ツールを活用し、再エネの普及やグリーン工業団地の開発等の脱炭素プロジェクトの創出を進めていきます。</p>
94.	<p>(JCMについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画案は1.5度目標に不十分であるので、先進国の途上国支援を現行目標の年間1,000億ドルから2035年までに少なくとも年間3,000億ドルへ3倍にするというCOP29の合意に沿う方向で改訂して欲しい。また、国連に提案しているJCM(二国間クレジット制度)に関する記述がない。</li> <li>二国間クレジット制度を通じ、日本の優れた環境技術対策を世界に広めるため、積極的なトップセールスを強力に進めてほしい。</li> <li>JCMプロジェクトの推進にあたって、方法論やクレジット配分等を含む実務レベルでの政府間交渉がボトルネックとならないよう、関係省庁で連携して、ホスト国との交渉をさらに加速することを期待する。</li> <li>農業・泥炭地管理に加えて、「森林吸収」についても明記すべき。</li> </ul>	<p>開発途上国に対する気候変動に関する資金支援については、第3章第8節2.(8)において、「資金については、政府開発援助(O DA)、ODA以外の政府資金(OOF)等に限らず、気候変動に関する支援のための資金(気候資金)の拡大に取り組む。我が国は、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円相当の気候変動支援を実施することを表明した。あわせて、2021年のCOP26において、前述の資金コミットメントに加え、最大で100億ドル規模の追加支援を行う用意があること、適応支援を倍増し、約148億ドルの支援を行うことを表明した。このような資金支援のコミットメントを通じて、引き続き、パリ協定の下で求められている気候資金の供与を誠実にを行う。」と記載しています。</p> <p>COP29における気候資金の新規合同数値目標に関する決定においては、先進国が率先する形で、2035年までに少なくとも年間3000億ドルという途上国向けの気候行動のための資金目標が設定されました。</p> <p>1.5°C目標の実現に向けては、先進国による公的資金のみならず、先進国以外の能力のある国による貢献や民間資金の動員が不可欠であり、今回の気候資金に関する決定は、これらの点が十分反映されたものであって、1.5°C目標の実現に向けて国際社会全体として取組を進めていくものと認識しています。</p> <p>我が国は、これまでも、上記のとおり、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大700億ドル規模の気候変動に関する支援を実施することを表明し着実に実施しているところであり、まずはその実現に向けて、引き続き、取り組んでいきます。</p>

		御指摘のJCMについては、第3章第8節2.の箇所に記載があり、パートナー国政府及び関係省庁と密に連携を取り、JCMの実施を着実に進めてまいります。「農業・泥炭地管理など」としておりますとおり、森林吸収に関する分野も重要と考えております。
95.	<p><b>(国際ルール作りについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本は国際的なリーダーシップを発揮し、国際ルールの形成段階から積極的に関与することで、国益や産業競争力を守る仕組み作りを目指すべき。</li> <li>カーボンニュートラル実現におけるアジアのルール形成に対し、AZECを通じて日本が『積極的』に関与していくことを記載してほしい。</li> </ul>	<p>第3章第8節のとおり、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮し、これまで築いてきた信頼関係やAZECの枠組み等を基礎として、各国で脱炭素市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を進めること等により、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進し、特にアジア地域において、国際的な排出削減・吸収に貢献していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P120：コロナで渡航が制限された時、多くの人々が航空機での渡航は以前ほど必要ないと気付いた。脱炭素化の一環として、航空機の利用自体を抑制すべき。</li> </ul>	<p>航空機での渡航については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島国である我が国では、物流・人流ネットワークにおいて、国際航空が重要な役割を担っていること。</li> <li>SAFをはじめ、航空業界において脱炭素化に向けた努力が進められていること。</li> </ul> <p>の2点を十分に考慮することが必要であり、引き続き航空の脱炭素化を推進してまいります。</p>
96.	<p><b>(エネルギーインフラの海外展開について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の金融機関は世界最大の石炭火力の資金提供元である。特にClimate Justice(気候正義)の観点から金融機関が石炭をはじめとした化石燃料に資金提供しないような制度を設けてほしい。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画(案)に記載のとおり、石炭も含む化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担い、世界的な需要は減少の見通しであるが程度には幅があり、そのサプライチェーンは一度途絶すれば復元は相当困難であり、安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進める必要があります。これらを踏まえ、化石燃料について、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等に取り組む必要があります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の技術支援は開発途上国が再生可能エネルギーに進むためのものであるべきで、より効率の良いという名目の化石燃料発電所など化石燃料消費を開発途上国に推し進めるものであってはならない。</li> </ul>	<p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、日本は、各国の事情に沿った多様な道筋の下で、共通の目標であるネット・ゼロを達成し、脱炭素をエネルギー安全保障及び経済成長と同時に実現していくとの考えの下、再エネ、省エネ、水素・アンモニア、CCUS等多様な技術につき、各国の要望を踏まえつつ、支援等を実施していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P121：「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への直接支援を終了した」とあるが、裏を返せば排出削減対策をした石炭火力を引き続き輸出している。いくら排出削減をしても石炭を燃やせば二酸化炭素は排出される。すべての石炭火力を廃止すべき。</li> </ul>	<p>エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S+3Eの原則の下で2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。</p> <p>石炭火力については、電源構成の約3割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。</p> <p>エネルギー基本計画（案）に記載のとおり、こうした状況を踏まえ、日本として、石炭火力を直ちに廃止することは考えていませんが、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。</p>
97.	<p><b>（フロン類のライフサイクルマネジメント等の国際展開について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P121 33行目～P122 1行目：「途上国におけるフロン類の回収・破壊等に係るモデル事業を実施し」→「途上国におけるフロン類の回収・破壊・再生等に係るモデル事業を実施し」と追記いただきたい。</li> </ul>	<p>第3章第8節2.（6）フロン類のライフサイクルマネジメント等の国際展開において、「フロン類の回収・破壊等」と記載のとおり、再生の取組も進めてまいります。</p>
98.	<p><b>（カーボンニュートラルレポートについて）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水素・アンモニアの輸入、もしくは輸入化石燃料を原料にした製造を港湾で行うのは、真に脱炭素化につながるか疑わしい。カーボンニュートラルレポートの名称は内容が伴わないので止めるべき。</li> </ul>	<p>脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障の強化に向けた燃料の調達等のあり方については、エネルギー基本計画等において位置付けられており、同計画（第6次）では、水素・アンモニアはCCUSと組み合わせることで、化石燃料をクリーンな形で有効活用することが可能とされています。これら貨物の輸送拠点となる港湾においてその受入環境を整備することはカーボンニュートラルの実現に重要かつ有効な手段になると考えております。そのため、国土交通省においては引き続き港湾におい</p>

	て水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進してまいります。
--	---

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために		
第1節 地球温暖化対策計画の進捗管理		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
99.	<p>(フォローアップについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P1277 行目～：政府目標未達の原因と対応を述べ、国民に努力を訴求すべき。加えて、2030 年度に向けて 2023 年度までの進捗管理結果を記載すべき。</li> <li>・ P1279 行目：2030 年度までの温暖化対策の進捗管理を行うと記載しているがここ数年の評価がない。</li> <li>・ 本計画の進捗状況を定期的に公開し、必要に応じて計画を柔軟に見直す仕組みを導入すべき。国民にとって分かりやすい形で目標の達成度を示すことで、信頼を得ることが必要。</li> <li>・ 経済界・経済団体等との適時適切な意見交換を実施すべき。</li> <li>・ P1274 行目：イギリスの「気候変動委員会」や台湾の「国家気候変動対策委員会」のような組織を立ち上げることを検討すべき。</li> <li>・ 透明性と信頼性を確保するため第三者機関による評価と監視を行い、政治的な利害関係に左右されない独立した機関による審査と公開を実施すべき。</li> <li>・ 数値目標や期限が不明確な箇所が多く見られ、目標設定が具体性に欠け、各主体の責任の所在が曖昧であることから、定量的な目標設定・進捗管理と PDCA サイクルの徹底をすべき。</li> <li>・ 温室効果ガス別の目標や達成に必要な省エネ・再エネの実施目標や取組等が明確になっていないため、毎年実施する地球温暖化対策推進本部でのフォローアップなど定期的な進捗状況の確認と見直しの中で速やかに具体化すべき。</li> <li>・ 企業の投資の予見可能性や各主体による施策展開等の視点から、目標</li> </ul>	<p>本計画（案）の進捗管理に当たっては、経済界の有識者を含む関係審議会等による定期的な評価・検討も踏まえつつ、政府の地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況、関連指標、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等の点検を行っています。</p> <p>点検を行う地球温暖化対策推進本部は、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するために内閣に設置され、内閣総理大臣が本部長、全ての国務大臣が構成員とされています。</p> <p>点検に当たっては、個別の対策・施策について、目標に対する進捗状況に関する評価を行い、その評価を踏まえた改善点を含む今後の対応方針等を記載し、「地球温暖化対策計画の進捗状況」として、政府の地球温暖化対策推進本部のホームページにおいて毎年公表を行っています。</p> <p>直近では、2024 年 6 月 20 日に 2022 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況を公表しています。</p> <p>温室効果ガス別の個別の対策・施策の目標については、関連資料 2（2030 年度排出削減目標に関する対策・施策の一覧）、関連資料 3（2035 年度、2040 年度排出削減目標に関する対策・施策の一覧）にて、対策・施策の実施に関する目標を記載し、定量的な進捗管理を行ってまいります。</p> <p>2040 年度目標に向けては、将来の脱炭素技術の開発、実証及び実装の状況を踏まえ、可能な限り早期の対策の具体化に努めてまいります。</p> <p>こうした取組を通じて、国として、2050 年ネット・ゼロの実現に向け</p>

	<p>や実効性のある制度の導入、直ちに進めるべき取組等を 2040 年度だけでなく 2035 年度も含めて明示し、確実に実行していくべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2100 年までの、中長期の進捗管理計画を追加で作成すべき。</li> </ul>	<p>た直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速してまいります。</p>
--	--	--

第 2 節 推進体制の整備

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
100.	<p><b>(推進体制について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P128 13-25 行目：「関係の審議会において有識者等の意見を適時適切に聴取するとともに、関係機関との連携を図ることとする。」とあるが、審議会の構成委員の見直しについても記載すべき。</li> </ul>	<p>従来から審議会の委員構成については、適時見直しを行っているため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>引き続き、審議会の委員構成については、専門分野・年齢層・性別等のバランスにも留意してまいります。</p>

その他		
No	御意見の概要	御意見に対する考え方
101.	<p><b>(総論的な対策強化を求める意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>50 年後、100 年後の国の在り方、世界の在り方を見据えた、経済構造の变革、技術導入、国家予算配分をお願いしたい。</li> <li>日本は先進国にも関わらず温暖化に対しての意識が低い。国がもっと真剣に取り組む必要がある。他国任せにせず、積極的な野心的な計画としてほしい。</li> <li>パリ協定を守り、1.5 度目標に整合するように、温暖化対策を進めてほしい。長期的な視野を持って、国民が安心できる暮らし（食生活を含む。）や未来を見据えた目標や対策としてほしい。</li> <li>気候変動が進む中で、農業にも影響が出ている。このまま温暖化が進めば、さらに多くの農家が困難な状況に追い込まれるだろう。先進国としての責任を果たし、1.5 度目標を達成するために、もっと強い措置を取ってほしい。</li> <li>若者が自らの生存にさえ不安を抱く状況では、少子化の加速を止めることは出来ない。温暖化の防止は、あらゆる政策の根幹である。</li> </ul>	<p>「はじめに」に記載のとおり、我が国としては、GX の推進等により、産業構造や社会経済の变革をもたらす、排出削減と経済成長の同時実現を目指して地球温暖化対策を進めていくこととしております。</p> <p>また、世界全体での 1.5°C 目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73% 削減することを目指しています。</p> <p>この、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことにより、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進します。</p> <p>排出削減と経済成長の同時実現を図りつつ、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことは、決して容易なものではなく、社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候危機は他の政策と並列に扱うものではなく、未来を左右する重要な課題である。総花的でない野心的な計画としてほしい。気候危機を少しでも回避できるよう、国にはしっかり対策をしてほしい。</li> <li>・ 経済や一部の人たちの利益優先ではなく、世界全体の動向を鑑み、若者や子どもたち、そしてこれから生まれてくる子どもたちの人権や幸福のための計画を策定、実行してください。</li> <li>・ 地球環境の汚染を一部の大企業や資本家のために破壊するのを容認しないしてほしい。</li> <li>・ 環境対策の予算を増やし、第一に考え、再生可能エネルギーの義務化、企業・自治体への助成金、二酸化炭素排出に対する企業・自治体への罰金・制裁金を科すなど、もっと強い政策を出してほしい。</li> <li>・ 個人で努力できない人々もエコに勝手になれているくらい政策できちんと市民を支えてほしい。</li> <li>・ 現在の計画では不十分。自然の健康も考慮し、人間も動物も植物もこれからもこの地球に住み続けられるように地球温暖化を止められるような対策や目標を示していただきたい。</li> <li>・ 具体的な目標設定、資金調達計画、産業界との連携、国民への啓発などの面で不十分な点が多く見られ、より具体的かつ実行可能な政策を策定し、全社会で協力して取り組むことが必要。地球温暖化対策を実効性のあるものにするためには、技術革新、国際協力、社会的合意の形成が不可欠。</li> <li>・ 各部門の対策の連携を強化し、相乗効果を生み出すための仕組みづくりを求める。また、目標達成状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す仕組みを設けるべき。さらに、国民への情報提供を積極的に行い、地球温暖化対策への理解と協力を深めることを求める。</li> <li>・ 米国など他国が後戻りしている今、日本は世界のリーダーとして、地球温暖化対策にもっと力を入れる責任があります。</li> </ul>	<p>位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めていきます。</p> <p>さらに、フォローアップを通じて従来の対策の柔軟な見直し・強化を図りつつ、現状の制度や技術にとらわれず、抜本的な対策強化や現時点では具体化が難しい将来技術の導入を見据えた対策の導入も含め、創造的に対策の検討、導入及び実施を進めてまいります。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
<p>102. <b>(成長からの脱却等を求める意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少のなか、経済を小さくすべき。まず車の数を減らすべき。</li> <li>・ 経済全体の仕組みを変えることなしに、持続可能な世界への移行は不</li> </ul>	<p>「はじめに」に記載のとおり、我が国としては、GXの推進等により、産業構造や社会経済の変革をもたらし、排出削減と経済成長の同時実現</p>

	<p>可能。エネルギー消費を減らすには、経済全体の成長を目指すのをやめなければならない。脱成長は人々の生活を向上させながら実現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済成長と脱炭素は両立できるのか疑問。両立を前提とする前に、1.5度目標の達成のためにそれが可能なのか、再検討してほしい。</li> <li>・ 消費、使い捨て社会は終わらせなければならない。経済優先では、環境負荷が大き過ぎる。</li> <li>・ 常に競争にさらされ天然資源を掘り起こし経済成長を求め続けたいといけない資本主義社会のシステムが問題だと思う。成長なくてもお金がなくても市民で必要な資源を共同管理しながら生きていける社会システムに移行していかなければ根本的に温暖化問題を解決はできない。</li> <li>・ 企業が排出削減しながら経済発展する方向に舵を切るよう促す政策を立ててほしい。</li> </ul>	<p>を目指して地球温暖化対策を進めていくこととしております。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
103.	<p><b>(地球温暖化そのもの又は対策の実施に懐疑的な意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱炭素は意味がない。人間が気候を変えたりすることは不可能。温暖化対策は利権であり、人々を困窮させるものである。そもそも、二酸化炭素が気候変動に与える影響はほとんどないとも言われている。</li> <li>・ 温室効果ガスが気温上昇の主因だとの気候変動モデルの仮説にもとづいて、政府が脱炭素政策を強引に進めることに反対。わが国だけが従来通りの目標を掲げて脱炭素に邁進するのは、電気料金の高騰を招き、国の安全保障をそこなうものであり、国民の生活とわが国の安全保障を第一にすべき。</li> <li>・ CO2 が原因で地球が温暖化しているという説は世界の多くの学者から否定されている。地球温暖化の証拠は全くない。IPCC の示す内容はビジネスのためのプロパガンダ。ビジネスのための地球温暖化をやめろ。計画なんて全く必要ない。もし、仮に温暖化が本当だとして、軍需産業をやめれば良い。</li> <li>・ 水素などのエネルギー密度が低いエネルギーや太陽光や風力のようなベースロード電源にはなり得ないコストの高いエネルギーを再エネ賦</li> </ul>	<p>「はじめに」中「(IPCC 報告からの知見)」の項に記載しているとおり、IPCC の第6次評価報告書統合報告書においては、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない旨記載されています。</p> <p>我が国としても、パリ協定や地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策に取り組んでおります。</p> <p>そのうえで、「はじめに」に記載のとおり、我が国としては、GX の推進等により、産業構造や社会経済の変革をもたらし、排出削減と経済成長の同時実現を目指して地球温暖化対策を進めていくこととしております。</p> <p>さらに、第3章第1節1(2)のとおり、国として、国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけを行っていきます。</p> <p>加えて、同(4)に記載のとおり、地球温暖化対策は、一国だけでなく世界全体で取組を進めていくことが極めて重要であることから、我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮すると</p>

	<p>課金の徴収や補助金により無理やり導入させ、また排出量取引メカニズムの形で無理やり値段を付けて企業に取引させることは国民のためにならず、脱炭素には反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱炭素を進めることは否定しまないが、生活や経済を圧迫してまで無理をすることには大いに矛盾を感じる。最も排出量の多い国に対して何も規制等がない状態では、何かが変わると思えない。そういった中で、日本だけが身を削ってまで進めるのか。</li> <li>・ 地球の未来のためという理由で、私たちの日々の生活が苦しくなるのは本当に正しいことなのか疑問に思う。未来のために努力することは素晴らしいことだと思うが、その努力が現実的でなければ、多くの人が生活に困り、不満を抱くだろう。まずは、石油やガスを活用しながら電気代を抑え、安心して暮らせる社会を作ることが優先してほしい。その上で、無理のない形で脱炭素を目指していく方が、多くの人にとって良い選択だと思う。</li> <li>・ 脱炭素といった環境政策に傾倒するのは日本にとって害にしかならない。脱炭素に投資している予算を、一般国民のために使えば、日本の問題の多くが解決すると考える。日本はエネルギー産出を促すため、新技術の開発と海洋資源の発掘の二方面で進めるべきで、無意味な脱炭素には関わらない方がいい。</li> </ul>	<p>もに、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減につながる取組も積極的に推進していきます。</p>
104.	<p><b>(食料・農林水産業における対策に関する意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「みどりの食料システム法」をしっかりと推進すべき。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家を守るために環境に配慮した農業支援策を強化して、食糧生産の安定を確保してほしい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地への施肥は、有機物を適切に堆肥化して施用する。化学肥料・農薬・除草剤による土壌からの温室効果ガスの発生を防ぐことができる。</li> </ul>	<p>みどりの食料システム法により環境負荷低減の取組を支援するための計画認定制度を設け、施策を推進してまいります。</p> <hr/> <p>食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための政策方針として、「みどりの食料システム戦略」を策定し、その実現に向けて、みどりの食料システム戦略推進交付金等を措置しているところです。引き続き、施策を推進してまいります。</p> <hr/> <p>御指摘のとおり、化学農薬・化学肥料の使用低減等の温室効果ガスを削減する取組を、消費者に理解いただき、環境に配慮して生産された農</p>

	<p>これは、買う側の理解を進めることも必要。</p>	<p>産物の購入という行動変容に繋げることが重要と考えています。そのため、農林水産省では、農産物の生産段階における温室効果ガス削減に貢献する取組を星の数でわかりやすくラベル表示する、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進しています（ラベルの愛称：みえるらべる）。引き続き、消費者の行動変容に向けた取組を進めてまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の食生活がよりプラントベース中心になれば、食による温室効果ガスを大幅に削減する事ができる。教育と啓発活動の強化、補助金や税制優遇によるプラントベース食品の普及促進、植物由来の作物の生産を支援するためのインセンティブ導入、食事の選択肢を増やすための規制など、消費者が植物由来食品を選択しやすくするため、食品業界や流通における支援を行ってほしい。また、社会が畜産からプラントベースへ移行することを視野に入れ、公正な移行が実現できるように、畜産・酪農業の規模縮小に向けた具体的な目標とロードマップを策定するとともに、畜産・酪農業の縮小及び農業や林業への転業のための財政的支援、技術や市場へのアクセスをサポートしてほしい。</li> </ul>	<p>農林水産省は、令和2年10月に「フードテック官民協議会」を立ち上げ、プラントベースフードを含むフードテックについて、協調領域の課題解決と新市場の開拓に向けた活動を行っており、引き続きフードテックの取組を推進してまいります。</p> <p>他方、畜産は、①人がそのままでは食料として利用できない牧草等からの食料の生産、②飼料の生産、家畜への給与、堆肥の農地への還元、という資源循環の形成、③景観の維持、雇用や関連産業を通じた地域の維持活性化に貢献する重要な産業です。このため、畜産業の持続可能性を高めるとともに、需要に応じた畜産物の生産・供給が行われるよう各種施策を推進してまいります。</p>
105.	<p><b>（その他の意見）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画における用語集やガイドブックの作成等、国民が学び、理解できる様な構成が必要ではないか。国民全体で取り組む必要があるのであれば、最上位となる計画が国民を排除する様な書きぶりをするのは好ましくない。</li> <li>案とは別にもっと分かりやすい資料を示してもらいたい。</li> <li>投資家のため、政府からの情報提供を強化すべき。政府と投資家との強固な対話を通じて取組促進されることを強く希望。</li> </ul>	<p>本計画（案）については、専門用語等についてはできるだけ説明や脚注を付す等、わかりやすさに配慮しております。</p> <p>そのうえで、御指摘を踏まえ、新たに「scope3」に「直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。」との脚注を追加する等しております。</p> <p>本計画（案）の概要資料や関連資料については、本計画（案）の閣議決定の際に、計画本体とともに環境省 HP において公開いたします。本計画（案）の内容や進捗状況等については、積極的に情報発信・公開を進めてまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ スポーツ分野を地球温暖化対策計画に加えて欲しい。スポーツは地球温暖化の影響を真っ先に受ける一方で、地域の幅広い人々を巻き込むことができ、教育効果が期待できるセクターである。日本でもスポーツ庁が主導でこのようなスポーツ界の脱炭素化の枠組みや目標を設定し、各団体やクラブの脱炭素化を支援し、実質の GHG 排出量削減に貢献を促すとともに、幅広い市民への教育効果を大いに高めることが求められている。</li></ul>	<p>スポーツ庁としても、脱炭素社会の推進やスポーツ活動における熱中症事故の防止等に取り組んでいますところ、頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>
--	---